



ロータリーの心と実践

2023年 改訂版

2023年 5月
国際ロータリー第2660地区
2022-23年度 研修委員会

(画像提供: 公益財団法人大阪観光局)

2023 年改訂版 発刊のことば

当地区の『ロータリーの心と実践』は、2010 年に初版を発刊、2015 年の改訂版を最後に、地区内ロータリー会員皆様のお手元に届くことはなくなりました。これは、昨今の国際ロータリーの急激かつ多岐にわたる変化、国際ロータリーの理事会とロータリー財団管理委員会の決定事項、毎年オンラインで開催される決議審議会、3 年毎の規定審議会採択案の反映が難しいからに他なりません。

私自身は 2010 年当時、地区研修委員を務めておりましたので、国際奉仕とロータリー財団の原稿を担当致しました。この二つだけをとってみても、当時の原稿は全面的に書き直さなければならず、今回の改訂にあたり、地区研修委員会の皆様の御苦勞はいかばかりであったらうと感謝の念に堪えません。

今回の改訂版は、現在めまぐるしく変化するロータリーにおいても、ロータリーの中核的価値観である「親睦」「高潔性」「多様性」「奉仕」「リーダーシップ」を見失わず、国際ロータリーはもとより当地区のロータリー会員にロータリーを理解し、楽しんでもらうために参照頂く資料として起稿されたものです。

本書には奉仕の理念などのロータリーの原点、さらに最新のロータリーの情報も解説されておりますので、ロータリアン、ローターアクトの皆様は是非傍らに本書を携え、各クラブにおける研修会、炉辺会合や自己啓発を目的に常に参照頂ければ幸甚です。

各クラブの発展と活性化に本書がお役に立てることを心より祈念申し上げます。

国際ロータリー第 2660 地区

2022-23 年度ガバナー 宮里 唯子

発刊のことば(2015年改訂版)

「ロータリーの心と実践」の初版は、2010年3月に、当該年度の大谷ガバナーの地区テーマ「ロータリーを身につけよう」に基づいて地区研修委員会が力を込めて作成いたしました。松本ガバナー年度の2010年10月に、クリンギン・スミスRI会長の「地域を育み、大陸をつなぐ」のテーマにしたがい若干の改訂をして、電子版で公開しました。さらに、岡部ガバナー年度の2012年3月に、カルヤン・バネルジーRI会長の心の大切さを強調するテーマ「こころの中を見つめよう博愛を広げるために」をもとにして2012年改訂版が発行されました。

そして今回は、2013年規定審議会による決議に合わせて改訂を行い、2014年改訂版発行の運びとなりました。地区研修委員会では、改訂の度に、規定審議会による変更項目のみならず、会員の皆様にご活用いただくために、すべての項目について見直し、より見やすく、理解しやすいように編集しております。ぜひとも、新入会員の研修をはじめとするクラブの研修、クラブ活動計画の立案とその実行などに、ご活用いただきたく思います。

ロータリーには、その理念とともに多くの特別の用語や略語があります。さらに、多くの活動を実行するために、それぞれの委員会、制度が存在します。これは、全世界120万人の会員を有し、100年を超えた歴史があるからであります。ロータリーの活動は多岐にわたり、それぞれが世界と連携している場合が多くあります。その円滑な実践のためには、共通の用語、概念が必要です。この「ロータリーの心と実践」は、まさに、そのことを実現するために作成されたわけであり、ロータリーをよりよく知ることによって、皆様のロータリー活動の幅が広がることになり、会員としての使命、役割、責任を理解し、世界と繋がる事が出来るのであります。ぜひとも「ロータリーの心」を知り「奉仕の実践」のためにこの「ロータリーの心と実践」を活用していただきたいと思っております。今回の改訂版は印刷版とともに、地区のホームページに電子版としても公開いたしておりますので、共にご活用いただきたく思います。

国際ロータリー第2660地区

2014-15年度ガバナー 泉 博朗

ロータリーの心と実践

(初めに)

本書は、ロータリーの基本理念と活動、ならびに、それに関わる規約や用語を解説したものです。通読していただくことで、ロータリーの全体像を詳しく把握していただけたと思います。

特定の事項についてお調べになりたい場合は、目次、しおり(PDF版)、ナビゲーション(ワード版)、文末の索引をご利用下さい。

本書はいろいろな活用方法が考えられますが、例としてクラブなどでの研修の資料として、あるいは役職就任時の自己研修資料としてお使いいただくことが出来ます。

本書は8章41節、編集後記と索引で構成されています。節の番号は、通し番号になっていて、章ごとに付けたものではありません。例えば、第2章5節は、第2章の最初の節ですが、第2章の5番目の節ではないことをご了解下さい。引用したロータリー章典と手続要覧は、特に明記しない限り、それぞれ2022年10月版および2022年版であることにご留意下さい。

本文で引用原文をそのまま転記したもので、現在有効な文献はゴシック文字で、現在では修正が加えられている、もしくは廃止されている参考文献は斜体文字で表記されています。

なお、本書について、随時修正したいと考えていますので誤りや意見・要望などがありましたら地区研修委員会(ガバナー事務所)までご連絡いただけたら幸いです。

(目次)

第1章 総論.....	11
1. ロータリーの誕生	11
2. 奉仕の理想 (奉仕の理念).....	11
3. ロータリーの標語と決議 23-34.....	12
3.1 ロータリーの標語	12
3.2 決議 23-34.....	13
4. ロータリーの目的	19
第2章 奉仕活動の概念と手法	21
5. 五大奉仕の概念.....	21
6. 職業奉仕.....	23
6.1 職業奉仕を考える	23
6.2 職業奉仕の理念とロータリアンの行動規範.....	24
6.3 職業奉仕の現場では.....	26
7. クラブ奉仕	28
8. 社会奉仕.....	29

8.1	社会奉仕を考える	29
8.2	決議 23-34 の変遷	29
8.3	社会奉仕の基本原則.....	33
8.4	クラブと地区の社会奉仕活動への参加	34
8.5	社会奉仕プロジェクト	35
8.6	社会奉仕の事例.....	35
9.	国際奉仕.....	35
9.1	国際奉仕とその歴史.....	35
9.2	ロータリアンとロータリークラブの責務.....	35
9.3	国際奉仕の分野	36
9.3.1	人道的国際奉仕活動	36
9.3.2	国際レベルの教育および文化活動	39
9.3.3	国際的な会合	41
9.3.4	海外姉妹クラブとの国際交流	41
10.	青少年奉仕	42
10.1	青少年への奉仕	42
10.2	インターアクト	42
10.3	ローターアクト	43
10.4	ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)	43
10.5	ロータリー青少年交換	44
11.	ローターアクトクラブ(RAC)	45
11.1	ローターアクトクラブとは	45
11.2	ローターアクトクラブの提唱(スポンサーシップ)	45
11.3	ローターアクトクラブの基盤.....	45
11.4	ローターアクトクラブの目的.....	45
11.5	ローターアクトクラブの活動およびプロジェクト.....	46
11.6	ローターアクトクラブの財務.....	46
11.7	地区ローターアクト委員会	46
11.8	地区ローターアクト代表	47
11.9	地区ローターアクト会合および活動.....	47
12.	四つのテスト	47
12.1	テイラーと四つのテスト	47
12.2	四つのテストを考える	48
12.3	真実とは	49
第3章 クラブの組織と諸活動		50
13.	会員.....	51
13.1	国際ロータリー(RI)会員.....	51
13.2	ロータリークラブ会員.....	52

13.3	正会員	53
13.3.1	正会員の入会	53
13.3.2	公職についている場合の取り扱い	53
13.3.3	移籍ロータリアンまたは元ロータリアンの処遇	53
13.3.4	会員身分の終結	53
13.3.5	多様な会員の種類	54
13.4	正会員の義務	55
13.4.1	入会金と会費の支払い	55
13.4.2	ロータリーの目的（綱領）の受諾とクラブ定款・クラブ細則の遵守	55
13.4.3	例会出席の義務	55
13.5	正会員の特典	56
13.6	女性会員	56
13.7	その他	57
14.	職業分類とその意義	57
14.1	職業分類の経緯	57
14.2	職業分類の拡大解釈	57
15.	例会と出席（SAA、卓話、ニコニコ箱）	57
15.1	例会と例会場	57
15.2	例会出席	58
15.3	出席の補填（メイクアップ）	58
15.4	出席免除	58
15.5	SAA（会場監督、Sergeant-at-Arms）	58
15.6	卓話	59
15.7	ニコニコ箱	59
16.	ロータリークラブの行事と会合	59
16.1	クラブ例会・年次総会	59
16.2	クラブフォーラム	59
16.3	クラブアセンブリー（クラブ協議会）	60
16.4	クラブ情報集会・クラブ研修会	60
16.5	ガバナー公式訪問	60
17.	クラブの組織	60
17.1	クラブの目的	60
17.2	クラブ役員と理事	61
17.3	クラブ理事会	61
17.4	クラブ会長	61
17.4.1	会長の役割	61
17.4.2	会長の資格要件	62
17.4.3	会長の任期	62
17.5	会長エレクト	62
17.6	幹事	62
17.7	クラブの委員会	63

17.8	クラブの委員会と地区委員会との整合性.....	64
17.9	会員増強とクラブの拡大（新クラブの結成）	64
17.9.1	会員増強の意義	64
17.9.2	会員増強委員会の設置	64
17.9.3	クラブの合併	65
17.9.4	新クラブの結成	65
17.9.5	衛星クラブの結成.....	65
18.	CLP（クラブ・リーダーシッププラン）とクラブの戦略計画（Strategic Plan）	66
18.1	CLP 推奨の経緯と目的	66
18.2	CLP 導入の際の検討事項	66
18.3	クラブの多様性と CLP	67
18.4	クラブの戦略計画	68
第4章	地区の組織と諸活動	68
19.	地区の役割と DLP（地区リーダーシッププラン）の導入.....	68
19.1.	DLP の目的.....	69
19.2.	DLP 導入の際の必須となる地区組織	69
19.2.1	ガバナー補佐の任命	69
19.2.2	DLP で対応すべき項目	69
19.2.3	地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーの見解の調整	69
20	地区の組織	69
20.1	ガバナー	70
20.1.1	ガバナーの資格条件	70
20.1.2	ガバナーの責務	70
20.1.3	ガバナーの倫理規範	71
20.1.4	ガバナー就任までの流れ.....	71
20.1.5	地区ガバナー指名委員会.....	71
20.1.6	ガバナーの空席	71
20.2	ガバナーエレクト	71
20.2.1	ガバナーエレクトの義務	71
20.2.2	ガバナーエレクトの責務.....	72
20.3	ガバナーノミニー	72
20.3.1	ガバナーノミニーの資格条件	72
20.3.2	ガバナーノミニーの責務.....	72
20.4	パストガバナー(元ガバナー)	73
20.4.1	パストガバナーの支援の活用	73
20.4.2	パストガバナーから成る諮問委員会	73
20.4.3	地区顧問団	73
20.5	ガバナー補佐	73
20.5.1	ガバナー補佐制度の経緯と選考方法	73
20.5.2	ガバナー補佐の資格条件.....	74
20.5.3	ガバナー補佐の選考時期と呼称	74
20.5.4	ガバナー補佐の任務	74
20.5.5	地区行事への出席	74
20.6	地区委員会	75

20.6.1	設置する地区委員会	75
20.6.2	地区委員会についての地区の方針	76
20.6.3	地区研修委員会	77
20.7	地区の規模	78
21	地区の行事	78
21.1	地区大会	78
21.2	IM (Intercity Meeting、都市連合会)	78
21.3	ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)	79
21.4	地区研修行事	79
22.	会員の研修	80
22.1	クラブレベルの研修	80
22.1.1	クラブ研修リーダー	80
22.1.2	クラブの研修プラン	80
22.1.3	クラブ指導者育成セミナー	81
22.2	地区研修委員会による地区レベルの研修	81
22.3	My Rotary の活用	82
23.	ロータリーの広報	82
23.1	ロータリー広報の目的	82
23.3	国際ロータリーの広報 (http://www.rotary.org/ja)	83
23.4	地区内における広報 (http://www.ri2660.gr.jp/)	83
23.5	ロータリーを知り、ロータリーを知ってもらおう	84
24.	出版とウェブサイト	84
24.1	国際ロータリーのウェブサイト (http://www.rotary.org/ja)	84
24.2	ロータリーの友とウェブサイト (https://rotary-no-tomo.jp/)	85
24.3	ロータリー文庫のサイト (http://www.rotary-bunko.gr.jp/)	85
24.4	2660 地区の出版物とウェブサイト (http://www.ri2660.gr.jp/)	85
24.5	地区内クラブのウェブサイト (http://www.ri2660.gr.jp/)	85
24.6	その他ロータリーの情報源	85
第 5 章	ロータリー財団と米山記念奨学会	85
25.	ロータリー財団	85
25.1	ロータリー財団とは	86
25.2	ロータリー財団の運営・管理	86
25.3	ロータリー財団の歴史	86
25.4	「未来の夢計画 (Future Vision Plan: FVP) 」の概要	87
25.5	ロータリー財団の財源 (寄付)	88
25.5.1	年次基金への寄付	88
25.5.2	恒久基金への寄付	88
25.5.3	ポリオプラス基金への寄付	89
25.5.4	その他寄付	89
25.6	税制上の優遇措置	89

25.7 寄附認証.....	89
25.8 ロータリー財団の予算体系	90
25.8.1 地区財団活動資金（DDF）	91
25.8.2 国際財団活動資金（WF）	91
25.9 財団補助金プログラム.....	91
25.9.1 地区補助金（DG）	92
25.9.2 グローバル補助金（GG）	93
25.9.3 補助金利用の要件.....	94
25.9.4 ロータリー平和センタープログラム	95
25.9.5 ポリオプラス.....	96
25.10 ロータリー災害救援補助金	97
26. ロータリー米山記念奨学会.....	99
26.1 米山記念奨学会のあゆみ	99
26.2 米山記念奨学会の特徴.....	99
26.2.1 日本最大の民間奨学事業.....	99
26.2.2 世話クラブカウンセラー制度	99
26.4 米山記念奨学会への寄付に対する表彰制度	100
26.5 税制上の優遇措置について.....	101
26.6 米山学友会	101
26.7 奨学金プログラム	101
26.8 ロータリー米山記念奨学会の資料.....	102
27. 寄付金の税法上の優遇措置	103
27.1 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付	103
27.1.1 公益財団法人ロータリー日本財団	103
27.1.2 公益財団法人ロータリー日本財団の税法上の優遇措置	103
27.2 米山記念奨学会への寄付	104

第6章 国際ロータリーの組織と諸活動..... 105

28. 国際ロータリーの構成とその役割.....	105
28.1 国際ロータリーの目的（Purposes of Rotary International）と活動財源	105
28.3 国際ロータリー特別月間	106
28.4 国際ロータリーの役員	107
28.4.1 RI 会長	107
28.4.2 RI 理事	108
28.4.3 RI 事務総長.....	109
28.4.4 地区ガバナー	109
28.5 地域リーダー	109
28.5.1 ロータリーコーディネーター（RC）	109
28.5.2 ロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）	109
28.6 国際大会	110
28.7 国際協議会	110
28.8 規定審議会（Council on Legislation）	110
28.9 決議審議会（Council on Resolutions）.....	111

28.10	ロータリー研究会 (Rotary Institute)	111
28.11	国際ロータリーの席次	111
29.	ロータリーの賞	113
29.1	RI の賞	113
29.2	クラブおよび地区レベルの賞	114
30.	日本のロータリーの関連団体	114
30.1	国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構 (RI Japan Youth Exchange Multi District organization: RIJYEM)	114
30.2	ロータリーの友	114
30.3	ロータリー文庫	115
30.4	ガバナー会	115
30.5	プロバスクラブ	115
31.	国際ロータリーの公式言語	116
32.	ロータリーと政治・宗教	116
33.	ロータリーの標章の使用と保護	116
第7章	ロータリーのこれから	117
34.	国際ロータリー (RI) 戦略計画 (Strategic Plan)	117
35.	ハラスメントと青少年の保護	121
35.1	青少年と接する際の行動規範に関する声明	122
35.2	虐待およびハラスメントの防止と報告手続き	122
35.3	2660 地区危機管理委員会	122
36.	多様性・公平さ・インクルージョン(DEI)へのコミットメント	122
36.1	国際ロータリーの DEI へのコミットメント	122
36.2	DEI 行動規範	123
36.2.1	行動規範	123
36.2.2	クラブで DEI(多様性、公平さ、インクルージョン)を推進する方法	125
第8章	付録	125
37.	ロータリーQ & A	125
38.	ロータリーの略語	128
39.	一般参考文献	129
40.	第2660地区の組織図	131
41.	戦略計画立案の手引き	132
	2023年の見直しを終えて	136
	(索引)	140

第1章 総論

1. ロータリーの誕生

ロータリークラブは、20世紀に入ってまだ間もない1905年、米国イリノイ州シカゴの青年弁護士ポールハリスが「友情とビジネスを混ぜ合わせたら、友情もビジネスも増えるのではないか」というアイデアを基にして、3人の友人と語り合っただけで発足させたものです。ポールは、同業者間の親睦の難しさを痛感していたので、競争相手とならない友人の輪をつくりだそうと、会員を1業種1名に制限したのです。これが、ロータリーの職業分類制度の始まりです（「ロータリーの発祥」、ロータリー情報集、1998年版、7頁、RI第2660地区規定情報委員会）。これによって、他の会員から商売上の利益を得ることを目的として入会したような人でも、クラブ内の温かい雰囲気によって、利益よりもっと満足できるもの、すなわち「親睦」を見いだすことが出来るようになりました。他の職業の会員と話し合い、友情を育て、互いに協力して地域が抱えるいろいろな課題の解決を支援できるようになったのです。ロータリーの親睦は、単に会員同士が仲良くするというだけではなく、奉仕活動の基礎となるものでした。さらに、共に行う奉仕活動が一層親睦を深めることになりましたので、ロータリーは親睦と奉仕の融合の場となったのです。

この職業分類制度によって、会員は、クラブに対しては自己の職業の代表者という責務を負うことになり、また、ロータリアン以外の人に対しては、日常の仕事を通してロータリー精神を普及する責務を負うことになりました。この二つの責務が職業奉仕の基盤となったのです。

2. 奉仕の理想（奉仕の理念）

奉仕の理想はロータリーの目的（旧綱領）の中にある“the ideal of service”が直訳された言葉で、「奉仕という理想」という意味です。

日本初のロータリークラブである「東京ロータリークラブ」を設立し、初代会長に就任した米山梅吉氏は、the ideal of service を「奉仕の理想」と訳し、それ以来、日本のロータリーの世界では奉仕の理想という言葉が定着してきましたが、現在ではthe ideal of serviceを「奉仕の理念」と訳す方が適切ではないかということで「奉仕の理念」が多く用いられています。

一例として、第4節で述べますロータリーの綱領（旧約）では、the ideal of serviceは「奉仕の理想」と訳されていましたが、ロータリーの目的（新訳）では「奉仕の理念」と訳されています。

ここで、“service”について考えてみたいと思います。serviceと云う言葉の日本語訳として“奉仕”という言葉がその意味に近く、他に適切な言葉がなかったため、訳語として当てられたのですが、“奉仕”はservice という概念を正確には表現していません。米山梅吉氏をはじめ、ロータリーの偉大な先人たちの中にはserviceに適切な日本語訳はないので、むしろそのまま「サービス」として用いるべきだという方も多くいらっしゃいます。また、日本語となってしまった“サービス”という言葉が、「おまけ」、「お得」的な意味に使われているのも、serviceの正しい理解を妨げています。

要は、“service”という言葉で英語圏の人が頭に浮かべる概念と同じ概念を、我々が「奉仕」と云う言葉で頭に浮かべることができればよいわけです。そのためには service の概念をしっかりと理解する必要があります。serviceの動詞形は serve で、どういう動作を称してserveというかと云いますと、「人とか地域にニーズ (needs) があり、そのニーズを満たして行こうとする行為」をserve というのです。従って、serveという動作を行うためには先ずニーズを知ることが必要です。ニーズが満たされなければ、serveしたことになるのです。

バレーやテニスで最初に打つボールをどうしてserveというかといいますと、ボール遊びをしたいというニーズがある。そして、かまえて、ボールがくるのを待っている、そのニーズを満たす行為とは、そこへボールを提供する事だから、最初にボールを提供する行為をserveというのです。レストランでのfood service、病院での medical service もそれぞれそこを訪れる方のニーズを満たす行為をいいますし、行政サービスも市民のニーズを満たすためですから、英語ではcivil service といいます。キリスト教の礼拝をservice というのは、神に背いた人間を神のもとへ立ち返らせて和解したいという神のニーズがあり、そのニーズを満たす行為とは、くだけたる魂をもって、祭壇にぬかずくことですから、そういった行為である礼拝の事を service、すなわちdivine service といいます。

ニーズを満たす行為をサービスと云うのですが、その人が欲求することとその人にとって本当に必要な事とは必ずしも一致しないのです。本当に必要なものを適確に把握することが大切です。

次に、Ideal とは その完成度・達成度において、最高位にランクされる「もの」、または、「事柄」のことですから、“Ideal of Service”とは、人のニーズを良く汲み取って、そのニーズを理想的なかたちで満たすという意味です。そして、これを生活の場すべてに適用していくように努力しましょうと云うのがロータリーの目的（綱領）なのです。

なお、今のロータリー章典には「奉仕の理想」“Ideal of Service”をはっきりと定義した文章はありませんが、毎年発刊されるOfficial Directory（全世界のロータリークラブと会員の名簿）の背表紙の裏に次のような英文が書かれています。

「Rotary clubs everywhere have one basic ideal—the "Ideal of Service", which is thoughtfulness of and helpfulness to others.」（すべてのロータリークラブの基本的な理想は「奉仕の理想」である、それは他人に対する思いやりの心、助け合いの心である）

戸田パストガバナーは著書「素晴らしい出逢い、よき師よき友は人生の宝①」の冒頭でこの言葉を引用して、「奉仕の理想」を説明し、更に「恕の心」を加えて次のように記述しておられます。「恕」は「お母さんが赤ちゃんを抱っこしながら心から慈しんでいる有様」で「相手を赦し、思いやる心」「わが身を思うが如く相手のことを思う」心です。 私たちが、「奉仕の理想」を胸に、事業生活、社会生活、家庭生活を営む事によって、事業経営において人から信用され、社会のお役に立ち、円満な家庭を築くことができるようになるのです。

3. ロータリーの標語と決議 23-34

3.1 ロータリーの標語

ロータリー発祥後しばらくして、ロータリーの目的や存在理由について疑問を持つ人が出始めたので、ロータリーの新しい理想を考え、それを明確にするための委員会が設置されて、アーサー・フレデリック・シェルドンが委員長に任命されました。彼は、悪徳と信用不安が横行し、消費者は自分で自分を守るしかなかった当時であっても、公明正大に経営している商店や会社が大成功している事実を知って、その理由を探求し、「常に他人の立場を考えて、他人のためになるように尽くすサービス（奉仕）を実践しているものが成功を収める」ことを発見していたのです。そのことをクラブの会員に伝えることで、「職業は社会に奉仕する手段である」と他のロータリアンを納得させることができたのです。この考え方は、次第に他の都市に結成されたロータリークラブにも広がっていきました（ロータリアン必携2006年版第3章、国際ロータリー2660地区ロータリー百科事典参照）。

1910年に最初の全米ロータリー大会がシカゴで開かれ、全米ロータリークラブ連合会が結成されたとき、大会委員長は、出席者に「私たちは、世界において進んで自己の任務を果たし、公德心を高めたいと願い、職業において高度の道徳的水準を守りたいと思っています」と語りかけたということです。そして、この大会の閉会時に、シェルドンは、職業倫理の重要性を強調し、腐敗や不正は排除しなければならないことを明らかにし、「19世紀の商慣習の特徴は競争です。出し抜かれる前に出し抜け、ということです。20世紀に入り、人類は賢くなりました。20世紀の特徴は協調です。『人間は、英知の光に照らして、正しい行為は報われる。職業は人類の奉仕の科学である。最もよく仲間に奉仕する者、最も多く報いられる (He profits most who serves his fellows best) 』ということが分かるようになりました」と語りました。この言葉は、1911年オレゴン州ポートランドの全米大会で報告され、後に「He profits most who serves best」として、奉仕の対象を全ての人々とする表現に変え、ロータリーの標語の一つとなりました(ロータリアン必携2006年版第3章)。

2004年の規定審議会で「They profit most who serve best」に、また、2010年の規定審議会で「One profits most who serves best」に変わりましたが、日本語訳「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」は変わっていません。また、1911年の大会の最終日にミネアポリスロータリークラブの会長、ベンジャミン・フランク・コリンズが、自分のクラブで採用し、厳守してきた原則は「Service not Self (無私の奉仕)」であり、これによってクラブを組織し、新しい会員にもこの精神を学ばせるのがよいと述べました。この標語も参加者の賛成を得たのですが、後に、人は皆自己を尊ばねばならないし、また自己を守らねばならない。それならば自己を否定するnotよりも自己を第二に置くaboveの方がよいのではないかということで、「Service above Self (超我の奉仕)」に修正されました(これら二つの標語は、この大会ではいずれも非公式のものとして採用されており、公式の標語になったのは1950年デトロイト国際大会においてです)(ロータリアン必携2006年版第3章)。

この二つの標語のうちOne profits most who serves bestは、**職業倫理の重要性を示すことから職業奉仕の理念を表すものであり、Service above Selfは米山梅吉翁が訳された「サービス第一、自己第二」の心がけが事業成功の秘訣であることを示すとともに、この言葉が利己的でないボランティア奉仕の哲学を最もよく言い表しているとの理由から社会奉仕、国際奉仕の人道的奉仕の理念を表していると考えられます。**

(田中毅、二つの奉仕理念(2007年版) http://www.tokyoroppongi-rc.jp/pdf/kouen_1.pdf)。

(RIホームページ<https://www.rotary.org/ja/history-rotary-mottoes> ロータリーの歴史ーロータリーの2つの公式標語)

なお、「世界でよいことをしよう」Doing Good in the World はロータリー財団の標語、「奉仕を通じたの親睦」Fellowship Through Serviceはローターアクトの標語であることを付け加えておきます。

3.2 決議23-34

ロータリー活動の基本は優秀な職業人であるロータリアンが毎週一回例会に出席してロータリーの哲学である奉仕の心を学び、それを通して親睦を深め、それによってさらに、奉仕の心を深め、充実させていくところにあります。例会出席によって形成された奉仕の心はロータリアン個人がそれぞれの家庭、地域社会、国際社会で実践に移すこととなります。1910年代に入って、このようなクラブとしての実践を伴わないロータリーの理念に飽き足らず、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕の実践をも積極的にするべきであるという動きが顕著になってきました。実践派の先頭に立ったのは身体障害児の保護、教育に貢献してきたエドガー・アレンでした。彼は、1918年、オハイオ州エリリアロータリークラブに入会し、ロータリーは一丸となってこの事業にあたるべきである

と主張して、1922年のロサンゼルス大会に身体障害児救済事業に関する決議案をトレード、クラブブランド各クラブとの共同提案として提出しました。理事会はこれを受けて、この事業を奨励する決議22-17を採択したのです。これに力を得た実践派の動きはますます活発になり、「ロータリー創立の理念を守るべき」というシェルドンを中心とする理念派との対立が深まり、ロータリーは分裂の危機に瀕します。議論の中心は多額の金銭的支出を伴うクラブによる団体奉仕を、ロータリーの奉仕として認めるか否かでしたが、個人奉仕と団体奉仕、さらには金銭的奉仕の是非にまで話が広がったということです。国際ロータリー理事会は、收拾がつかない状態になることを回避するために、両派の考え方を調和させるとともに、従来からあるいろいろな奉仕の考え方や行動を整理・調和させるための努力を繰り返します。最終的には、1923年セントルイスの国際大会で、テネシー州ナッシュビルロータリークラブのウイルR. メニアJr. を中心とする委員会によって起草・提案された決議23-34の採択によって、論争の終止符が打たれ、両派の対立は解消しました（田中毅、社会奉仕、および、田中毅、職業奉仕—その原理と実践参照）。その内容を以下に示します。

決議23-34 「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針」

提案 決議委員会 (1923)

RI第14回国際大会が召集され、次のことがRIによって決定された。即ち、以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践理論の原則に基づくものである。

2. 本来ロータリークラブは、秘密の誓約とか教理信条といったものは一切無く、それぞれのロータリアンが独自の方法で、事業人及び専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである：先ず第一に、奉仕の理論が職業及び人生における成功と幸福の真の基礎であることをクラブとして学ぶこと；第二に、自分たちの間においても、また地域社会に対しても、その実際例をクラブで示すこと；第三に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業及び日常生活において実践に移すこと；そして第四は、個人として、またクラブとしても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますこと。

3. 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。(1) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。(2) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。(3) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、綱領に基づく諸活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリーの定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかなない、これを乱す恐れのない綱領に基づく諸活動のみによって、その標準化を図ること。

4. 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言

うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

5. 各ロータリークラブはクラブとして関心があり、またその地域社会に適した綱領に基づく諸活動を自主的に選ぶことについては絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくすることのない、綱領に基づく諸活動を行うべきである。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのいかなる綱領に基づく諸活動も、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリークラブの綱領に基づく諸活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

(a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功し得ないような広範囲の市民としてふさわしい奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、またその土地の市民として、他の善良な市民と一緒に広くすべての市民としてふさわしい事業に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

(b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

(c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に、その奉仕を行うことによって宣伝しようとか名声を得ようと追い求めるのではなく、ただ奉仕する機会を求めるべきである。

(d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

(e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

(f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るよう努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

(g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンが個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それ

は、ロータリークラブでの綱領に基づく諸活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられた、いわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

(決議 23-34の文中の「綱領」はThe Object of Rotaryの和訳で、現在は「ロータリーの目的」という訳語に変わっています。第4節参照)

決議 23-34 は、国際ロータリー並びにロータリークラブの未来の指針としてロータリーの目的(綱領)に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすために提案されたものであり、ロータリーの目的に基づくすべての活動の指針であると同時に、ロータリーの奉仕理念を表す唯一の文書でもあります。

その第1条では、ロータリーの奉仕の理念が、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる (One profits most who serves best) 」という標語に表される「科学的かつ道徳的な経営方針によって、自分の事業や同業者の事業の発展を図ると共に、業界全体のモラルを高めていこう」という職業奉仕に通じる理念、また「超我の奉仕 (Service above Self) 」の哲学、すなわち、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという国際社会を含む社会奉仕活動に通じる理念が明確に定義されています。

第2条と第3条にはロータリークラブおよび国際ロータリーの役割がそれぞれ明文化されております。

第4条にはロータリーの奉仕の哲学は単なる理念の提唱ではなく、実践の哲学であり、奉仕活動を伴わねばならないというロータリー活動の重要なポイントが述べられています。

第5条には、クラブはその奉仕活動を自主的に選択する権利を有することと、その選択に対して国際ロータリーの取るべき立場が、また、第6条には奉仕活動選択の指針が具体的に記載されています。さらに、この決議で忘れてならないことは、第4条でロータリアン個人にも、ロータリークラブにも、奉仕の理念に基づく実践が求められていることを述べたうえで、第6 - g項では、「広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもの(事業)のほうがロータリーの精神によりかなっている」とされ、さらにクラブが行う奉仕活動は会員の訓練のために行うものであることが示されています。

この決議 23-34は下記に示すようにその後何度も修正され、1936年のトロント大会では、4)項に「いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なる活動を後援すること」が推奨されております。決議23-34は、これらから、奉仕活動の実践は個人の力を動員する事業を重視しながらも、クラブが行う社会奉仕(団体奉仕)を一定の条件の下で推奨していると言えます。

決議23-34はロータリー活動全般に関する根源的な指針となるものでありますが、この決議は1926年のデンバー大会において、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更(26-6)され、以後の国際大会でも少しずつ修正(26-6、36-15、51-9、66-493、10-165)が加えられ、現在の「社会奉仕に関する1923年の声明」となったのです。修正が加えられた現在の決議23-34についてその内容を以下に示しますが、8.2小節で説明を加えております。

社会奉仕に関する1923年の声明(手続き要覧 1 ロータリーの基本理念)

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。これは、その歴史的価値から手続き要覧に含まれている(ロータリー章典8.040.1.)。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕―「超私の奉仕」―の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。
- 2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人および地域社会のリーダーの代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。
まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体に学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体に示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。
- 3) RIは次の目的のために存在する団体である。
 - a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
 - b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なる活動を後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。
- 5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを絶対に禁じるべきではない。
- 6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

- a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。
- b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
- d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
- f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

(ロータリー章典8.040.1、23-34、26-6、36-15、51-9、66-49、10-165)

最初の決議23-34「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針」から、現在の「社会奉仕に関する1923年の声明」への主な変更点は、5)のクラブの奉仕活動に関する追加および6)-c)の広報の部分です。(アンダーライン部参照)

なお、ロータリーの奉仕活動を、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分ける四大奉仕が採用されたのは1927年のことです。その後、2010年の規定審議会で青少年奉仕が加えられて五大奉仕となりました(第2章参照)。

4. ロータリーの目的

どのような組織にもその目的あるいは目標が必要です。現在、ロータリーでは、国際ロータリー定款第3条および標準ロータリークラブ定款第5条にロータリーの目的が明示されていますが、ここに至るまでの経過を概説します。

1906年に採択されたシカゴ・ロータリークラブの最初の定款には、次の3つの目的が記されていました。

1. 本クラブ会員の事業上の利益の増大
2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進
3. シカゴ市の最大の利益を推進し、シカゴ市民としての誇りと忠誠心を市民の間に広める
(この項目は上記の二つが設定された後で付け加えられたものです)

その後、カナダやイギリスにもロータリークラブが結成され、全米ロータリークラブ連合会は1912年にミネソタ州ダルースで開催された大会で、「国際ロータリークラブ連合会」(1922年のロサンゼルス国際大会において国際ロータリーと改称)と改称されました。この大会で、国際ロータリークラブ連合会の綱領とロータリークラブの綱領とが分離され、それぞれ、次のように定められました。

国際ロータリークラブ連合会の綱領

1. ロータリーの原則を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適応する範囲で、それを採択するように奨励すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励推進すること
3. 既存するロータリークラブの活動と、在籍する会員および地域社会に対するクラブの価値を研究し、その結果得られた情報を全てのロータリークラブに明示すること
4. 広い友愛の精神と、各国各都市の事業および専門職種に従事するロータリアンならびに加盟クラブの間の利益の調和を推進すること

ロータリークラブの綱領

1. すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各会員の職業を社会に対する奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、情理ある交友関係を推進すること
5. 公共の福祉に対する各会員各自の関心を促し、かつ市の発展のために他の人々と協力すること

この綱領採択の前年1911年のポートランド大会では、シェルドンが提唱した奉仕の理念He profits most who serves bestが採択されており、この頃からロータリークラブは会員の親睦と物質的便益を互いにはかり合う社交クラブ的な考えを超えて、職業奉仕・職業倫理の課題を真剣に考え始めたことがよく分かります。

ロータリーの綱領は、その後、時代と共に変更が繰り返されて、その時の情勢にあわせた調整が行われ、1951年にそれまでの「Objects of Rotary」を「Object of Rotary」と単数形に改められ、4カ条が1カ条の本文と4つの付帯項目となりました。(ロータリー情報ハンドブック2020年版、ロー

タリー情報研究会、592頁）。

(ロータリーの)綱領 (旧訳)

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

- 第1. 奉仕の機会として知り合いを広めること；
- 第2. 事業および専門職務の道德水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；
- 第3. ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；
- 第4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

この改訂によって、ロータリーには「有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成する」というただ1つの目的があると決定され、この崇高な目的を達成するために、特に鼓吹・育成すべき4つの分野が定められたのです。The Objects of Rotary がThe Object of Rotaryに変わり、すべての文章がコロンとセミコロンで結ばれたのはこのような事情によるものです。

上記のThe Object of Rotaryの日本語訳は、長い間使われてきましたが、「綱領」という語も含めて、若い人たちに親しみ難いところがあるので、もう少し分かりやすい文章に変えてはどうか、という意見が出てまいりました。それで、第2690地区の鳥居滋パストガバナーを委員長とする綱領等翻訳問題調査研究小委員会が設置されました。下記の新しい日本語訳はこの委員会がまとめた原案をRI理事及び元RI理事で構成される理事諮問委員会で審議して若干の修正を加え、さらにRI日本語課と協議・調整のうえ田中作次RI会長（2012－2013年度）の了承を得て作成されたものです（ロータリーの友、61巻、18－21頁、2013年参照）。この見直しにより、日本語のタイトルも「ロータリーの目的」に変更されました。

なお、RIは、クラブおよび地区にとって最も基本的な情報に関し、日本語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、韓国語、イタリア語、スウェーデン語、ヒンディー語の翻訳版を提供します（ロータリー章典 48.020.）。

日本語の場合、この作業は国際ロータリー世界本部 日本語課によって行われることになっています。

2022年度規定審議会の採択を受けて、組織規程文章の表現の見直し(合理化)が行われており、RI定款3条、標準ロータリー定款第5条のタイトルは単に「目的」(Object)に変更されましたが、条文は変更ありません。現在の条文は以下の通りとなっています。

「目的」(国際ロータリー定款第3条および標準ロータリークラブ定款第5条)

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践

すること;

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

この新訳が作られたことに関して、一つ強調しておかねばならないことがあります。The Object of Rotaryの日本語訳が新訳では「ロータリーの目的」になりましたが、英文のThe Object of Rotaryは変わっていないということです。The Object of Rotaryの意味を自分自身でしっかりと理解したいと思われる方は、是非とも英語の原文を、辞書を片手に数日かけて、じっくりとお読みいただきたいというのが筆者の願いです。

以下にRI定款第3条の英文を記しておきます。先述したようにThe Object of Rotaryは単数であること、すなわちThe Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthyは主文であり、後に続く四項目は、主文の目的を達成するためにロータリアンが如何に行動・実践すべきかが書かれており、主文の補足説明となっていますが、四項目も含めて全体で一つの文（末尾にピリオド）となっています。四項目それぞれが奉仕部門の説明というわけではありません。

Article 3 Object

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

First. The development of acquaintance as an opportunity for service;

Second. High ethical standards in business and professions, the recognition of the worthiness of all useful occupations, and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

第2章 奉仕活動の概念と手法

5. 五大奉仕の概念

ロータリー活動の基本は優秀な職業人であるロータリアンが毎週一回例会に出席してロータリーの哲学である奉仕の心を学び、それを通して親睦を深め、それによってさらに、奉仕の心を深め、充実させていくところにあります。例会出席によって形成された奉仕の心はロータリアン個人がそれぞれの家庭、地域社会、国際社会で実践に移すこととなります。1910年代に入って、このようなクラブとしての実践を伴わないロータリーの理念に飽き足らず、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕の実践をも積極的にするべきであるという動きが顕著になって、実践派と理念派との対立にまで発展しましたが、最終的には、1923年セントルイスの国際大会での決議23-34の採択によって、論争の終止符が打たれ、両派の対立が解消したことは、第1章3節で述べた通りです。この決議により、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという奉仕活動の根本原理が明確に定義されるとともに、ロータリーの奉仕の哲学は単なる理念の提唱ではなく、実践の哲学であり、奉仕活動を伴わねばならないというロータリー活動の重要なポイントが明示されました。また、ロータリアン

個人にも、ロータリークラブにも、奉仕の理念に基づく実践が求められていますが、ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕がベースであって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示であることが明記されたのです。

その後、1927年、ベルギーのオステンドで開かれた国際大会で、奉仕部門を四大奉仕、すなわち、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分けることが決定され、当初、ロータリーの基本理念として一般奉仕概念と呼ばれていたものに職業奉仕という呼び名が正式に与えられました。その後のロータリーの奉仕活動は、これらの四大奉仕部門を中心に行なわれることとなったのですが、職業奉仕がロータリーの基本理念にかかわるものであることは忘れてはならないと思います。

2007年規定審議会では、標準ロータリークラブ定款に「四大奉仕」を新しく定義する提案が採択されました。この提案は日本の重田政信理事が起草した原文に若干の修正を加えて、RI理事会提案として、規定審議会に提案され、採択されたものです。さらに、2010年規定審議会で、これに第五奉仕部門として「青少年奉仕」が加えられ、以降の修正を経て標準ロータリークラブ定款 第6条は以下の様になりました。

標準ロータリークラブ定款 第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび实际的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業小よび専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的の平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願ひ、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト小よび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

この標準ロータリークラブ定款・第6条は、ロータリーの五大奉仕部門がロータリーのクラブ活動の理念小よび実践の規準であることを述べた上で、五大奉仕を具体的且つ明解に定義するものがあります。第1項にはクラブ奉仕が、また、第2項には職業奉仕が規定されています。職業奉仕については、「ロータリーの目的」に記載されているロータリーの理念に従って自分自身を律し事業を行うことが会員の役割に含まれることに加え、2016年の標準クラブ定款では自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てることが付け加えられています。このことは自己の職業上の手腕を対外的な奉仕活動にも役立てようというもので、従来の職業奉仕の概念に社会奉仕的な活動も含まれ

ることを明示したと言えます。第3項には、社会奉仕はクラブが属す地域社会における人道的奉仕活動であると明確に定義されています。第4項ではロータリーの目的に記載されている国際奉仕の理念の実践の方法が、現実の国際奉仕活動を十分に考慮したかたちで、具体的に述べられています。第5項には、青少年奉仕は、青少年に関わる種々の活動・プロジェクト・交換プログラムを通して、青少年や若者を社会に好ましい変化をもたらす存在に育て上げることを目指していると、述べられています。この標準ロータリークラブ定款・第6条の条文は、ロータリーの目的に述べられている理念と現在は廃止されているロータリー倫理訓、ならびに、これに代わるものとして作成された「ロータリアンの行動規範」（6.2小節参照）に記載されているロータリーの倫理基準を実行に移すための具体的方法を明確に示すものといえます。

6. 職業奉仕

6.1 職業奉仕を考える

ロータリーの目的は、前にも述べたように、日々の仕事を通して世の中に貢献するために、奉仕の心を育て向上させることです。奉仕とは他人のために何かをすること、他人のニーズを充たすことを自己の使命と考えて行なうことです。職業奉仕とは、自己の職業の品位と道德水準を高め、職業を通して社会のニーズを満たせるよう努力を重ねることと言えます。それによって、社会から尊重される存在にすることが出来るようになります。さらに、そのことにより日々の奉仕活動が行いやすくなり、効果も向上する筈です。

2016年の手続き要覧で自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるためにクラブが開発したプロジェクトに応えることが明示されましたが、職業奉仕の基本概念は変わることなく、培われた職業上の手腕を対外的な奉仕活動にも役立てようという点が明示されたものと言えます。

ここで大事なことは、ロータリアンは日々の仕事を通して生きる力の根本である自らの道德的能力を高め、それを社会に反映させることを使命と考えて努力しているということです。すなわち、ロータリアンは日常の職業活動を通して、自分の職場の従業員、取引先の人達やその関係者、ひいては地域社会の人達の模範となり、生きる力の根源である道德的能力を向上させることに努めているのです。このような仕事の仕方をロータリーでは、職業奉仕と呼んでいます。皆さんが真のロータリアンであるか否かは、皆さん自身とその職場が社会の模範となるように努力することを自己の使命と考えているか否かにかかっているのです。

何時の時代でも、社会の人々の道德的能力の向上が叫ばれます。道德的能力の基本は、人間が他の人々や動植物を含む自然環境に対して、どのような態度を取るべきかを適切に判断する能力であると考えられます。人以外の動植物やものは人間の言葉をしゃべらないので、それらとのコミュニケーションは置かれた環境を推し量りたくましく想像する必要があります。また、社会人として真っ当に生きていくためには、過去に学び、未来を予測することが必要です。そのためには、既に亡くなった人やこれから生まれてくる人との想像力を駆使したコミュニケーションも要求されます。したがって、道德的能力の根源は想像力であります。道德的能力の向上には、自己の知識と経験を生かして想像力を養成し高めることが必要です。そのために、ロータリーの素晴らしい仲間同士での親睦が役立つことは間違いありません。親睦を通しての道德的能力の向上とも言えます。ロータリーの親睦の意義はこの点にあることを忘れないで欲しいと思います。

想像力は人文、社会、自然科学を推進する原動力でもあります。想像力を駆使して試行錯誤を繰り返すことで、科学は、そして社会は進歩していくのです。想像力の成果の集積は新しいものや概

念や職業の創造に繋ぐことができます。創造力は想像力の集積の結果として生まれてくるものです。ロータリアンは日々の職業奉仕を通して、自身の、また、職場や地域社会の人達の生きるための根源の力である想像力を高め、社会の進歩と平和に貢献しているのです。ここでもう一つ述べておきたいことがあります。それは、自分が他に対してとるべきと考える態度が適切か否かを判断する際に、想像力とともに、その適切性を判断する規準が必要であるということです。この規準はあくまでも個人的なもので、人により異なるものですが、ある程度の一般性を持つべきものでもあります。その例として、ロータリーの四つのテスト（12節参照）は非常に良くできた規準の一つと考えられます。

ロータリアンは職場の外でも社会のニーズを充たすために、いろいろな活動をしています。これは社会奉仕であり、活動の場が国際的であれば国際奉仕ではありますが、それが自分の職業の専門性を活かした奉仕であれば同時に職業奉仕の性格も備えていることとなります。職場の外での奉仕には、お金や物や労力を提供する奉仕、職場で培った知識・技術を提供する知的奉仕などいろいろな奉仕があります。これらのうち知的奉仕は、それぞれの分野で最高の知識、技術を備えたロータリアンにとっては、最適の奉仕の一つです。私共の2660地区のクラブが何年にも亘って行なってきた小学校、中学校への出前授業や職場体験学習はその一例です。中学校で道德の授業をしたとき、話を聴いてくれた生徒の一人が「最初は聞くだけで頭がこんがらがるとかのような難しい話かと思っていたが、聴いているうちに、いろいろな科目や物事でも道德で繋がっているのだという新しい見方ができるようになった」と言ってくれました。本当に嬉しい子供の一言でした。

ここまで述べてきたことを頭に入れて、以下の職業奉仕に関するロータリーの公式文書をお読みいただくと、「よく分らない職業奉仕」というような考えは消滅するのではないかと思います。

6.2 職業奉仕の理念とロータリアンの行動規範

ロータリーのクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の考え方は、1927年ベルギーのオステンドで開かれた国際大会で決められたものです。このときに、当初、ロータリーの基本理念として一般奉仕概念と呼ばれていたものに**職業奉仕 (Vocational Service encourages Rotarians to serve others through their professions and to practice high ethical standards: 職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、高い道徳的水準を保つことを奨励します)** という呼び名が正式に与えられたのです。

このvocationという語はbusiness、job、occupationやprofessionという語に比べて、神から授けられた仕事（天職）、社会生活における分業の担い手、職分、人に必要とされる職業というようなニュアンスが強い言葉です。このことを考え合わせていただければ、職業奉仕の理念がよりよく理解できると思います。

職業奉仕の基本理念は1915年のサンフランシスコ大会でロータリー倫理訓（道德律）というかたちで表現されることとなりましたが、残念なことに、条文の中にマタイ伝から引用された文章があり、宗教色が強いという点が問題となって、政治と宗教は取り込まないとするロータリーの原則に反するだけでなく、逆にロータリー運動が宗教活動と混同され、無用の誤解を招く恐れがあるという批判が続出し、国際ロータリーにおける慎重な検討の結果、1951年にロータリーのあらゆる文書から姿を消すことになりました。宗教的問題だけでなく、その内容の厳しさも批判の対象となりました。特に、その第6条「*事業を営む場合には、同業者と同等又はそれに優る完全なサービスを提供しよう。若しそれに自信が持てなければ、採算上厳しい限度を越えても、それを上回るサービスを心掛けよう*」の内容を厳密に解釈すれば、販売した商品については、永久にアフターサービス

の責任を取らねばならず、現実の問題として実行不可能であるという批判が多くなされたのです。ただ、宗教的な問題を除けば、この倫理訓がロータリーの高い理想を表現していることは間違いなく、「最近、問題となっている製造物責任法（PL法）は、この考え方とおなじような考え方に基づいた法律であり、これを1915年に発案したロータリーの職業奉仕理念の素晴らしさを改めて賞賛すると共に、この道徳律が、現在にも通用する優れた倫理基準であることを再確認すべきではないでしょうか」という田中毅氏の意見は重要な指摘であると思われます。

このようにして、ロータリー倫理訓（道徳律）は姿を消すことになったのですが、その内容は職業奉仕の根本原理を表すものとしてその復活を望む声も多く、1989年、RI理事会はロータリー倫理訓に代わるものであるとして、職業宣言を採択しました。その内容は、ロータリー倫理訓（道徳律）から、宗教的色彩とアフターサービスの記載を消去し、青少年や地域社会に対する技術提供と誇大広告の禁止を謳うことによって時代のニーズに適応し「ロータリアンの職業宣言」として1989年規定審議会で採択（89-148）されましたが、その後地域のリーダー、定年退職者、一時的に事業又は専門職から退いている方々がクラブに所属していることを考慮して、これを修正して2011年に「ロータリアンの行動規範」が定められました。さらに、2014年の修正を経て2019年にハラスメント条項を加え現在の行動規範となりました（2019年1月理事会会合、決定119号 ロータリー章典8.030.2）。

その全文を以下に示します。

ロータリアンの行動規範(Rotarian Code of Conduct 2019)

ロータリアンが使用するために次の行動規範が採択された。

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。

(参考) ロータリアンの職業宣言 (Declaration for Rotarians in Businesses and Professions)

1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した。

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私には以下のごとく行動することが求められている。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会であると考えること。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳基準に対し、名実ともに忠実であること。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理基準を推進するために全力を尽くすこと。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係を持つすべての人々に対し、公正であること。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対し、それに伴う名誉を認め、敬意を表すること。
- 6) 自己の職業上の才能を捧げて、青少年に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の

生活の質を高めること。

- 7) 広告に際して、また自己の事業または専門職務について人々に伝える際には、正直を貫くこと。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めたり、与えたりしないこと（89-148、）。

また、1987年にRI理事会は「職業奉仕に関する声明」を採択しましたが、2013年の規定審議会の「ロータリーの目的の第2項を職業奉仕の指導原理として採択することを奨励する」（13-157）の採択に対応して、2014年RI理事会はこの声明を修正しました。その修正した全文を以下に示します。

職業奉仕に関する声明(Statement on Vocational Service 2019)

職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想の実践をロータリーが培い、支援する方法である。

「ロータリーの目的」第2項は職業奉仕の基礎として、具体的には、以下を奨励し、育む。

- ・職業上の高い倫理基準
- ・役立つ仕事はすべて価値あるものとの認識
- ・社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする

上記の職業奉仕の理想に本来込められているのは次のものである。

- 1) 雇主、従業員、同僚への誠実、忠実さ、また、この人たちや同業者、一般の人々、職業上の知己すべての公正な扱い。
- 2) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること。

職業奉仕は、ロータリークラブとクラブ会員両方の責務である。クラブの役割は、頻繁に職業奉仕を実践することによって、クラブ自身の行動に職業奉仕を応用することによって、模範となる実例を示すことによって、また、クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を實踐、奨励することである。クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って自らの行いと事業、職業、および専門職務を律すること、また、クラブが開発したプロジェクトに応えることである（ロータリー章典 8.030.1）。

昨今の企業の不祥事はロータリーの直接の責任ではありませんが、このような事態を解消する責務がロータリーにあることは否定できません。ロータリーの基本理念を常に念頭に置き、日常の職業活動や生活の中で、時にはその理念を思い起こして自己の行動に反映させ、真実のともし火となるのが真のロータリアンということになりましょう。

6.3 職業奉仕の現場では

奉仕の理想については2節および6.1小節で述べましたが、実際の奉仕の現場では、その解釈はロータリアン各自、あるいは、ロータリークラブに任されているともいえます。奉仕の現場の状況、問題、可能性は非常に多様で、奉仕はそれに対応して実行されなければならないので、ロータリアン個人が、自分自身に対して「自分の職業活動を奉仕の理想・理念に基づいて実行するには、具体的に何をすればよいのか」を問いかけ、それに対して自ら答えることによって、効果的な職業奉仕を実行することが出来るのです。また、クラブの役割は6.2節「職業奉仕に関する声明(2019)」で述べられているように、「頻繁に職業奉仕を實踐することによって、クラブ自身の行動に職業奉仕を応用することによって、模範となる実例を示すことによって、また、クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を實踐、奨励することである」

とされています。

ここで一つ問題になるのは、2節でも述べたことですが、日本の一般社会では、奉仕という言葉が、国家、社会のために無償で献身的に尽くすこと、あるいは、客のために商品を特に安価で売ること、というふうに理解される場合があるということです。そのために、職業奉仕という言葉に違和感を覚えて、「職業奉仕は分りにくい」と考えるロータリアンが跡を絶たないのです。「自分の職業なのに、それが奉仕とは何のことか？」という感覚なのかも知れません。奉仕をサービスと言い換えても事情は変わりません。日本語のサービスは客のために商品を特に安価で売ることと解釈されることが多いからです。英語のserviceは serveの名詞形で serve はdo something helpful for societyという意味です。英語のserviceという語の意味を正確に表現する日本語の短い単語はないということになります。serviceという英語を使っても、説明無しで使うのであれば、解決にはなりません。つまり、2節、6節6.1小節および本小節で述べたサービスの概念をよく理解したうえで、自らの立場で社会のニーズを満たしていくことを、職業人の責務と考えて実行するのが職業奉仕の基本ということ、ロータリアン一人一人に認識してもらおうのが、問題解決の道ということになるのだと思います。

次に、会員の職業奉仕活動を支援する立場にあるクラブの職業奉仕委員会、あるいは、名称は違っても、職業奉仕に関わる委員会の役割について考えてみたいと思います。ロータリーの奉仕活動の実践は個人の能力を高める奉仕がベースであって、クラブが行う奉仕活動は会員の奉仕に対する訓練のための例示、あるいは、会員個人の職業奉仕活動の手本であることが、決議23-34の第6-g項（3節3.2小節参照）に推奨されていましたが、現在では6.2節「業奉仕に関する声明」で述べたようにクラブの役割として、「頻繁に職業奉仕を実践することによって、クラブ自身の行動に職業奉仕を応用することによって、模範となる実例を示すことによって、また、クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を実践、奨励することである」とされており、クラブの積極的なかわりが要請されています。

ロータリークラブは職業を絆とする人達の集まりですから、まず何よりも会員各自が自分の職業に関係する全ての人々の立場に立ち、高い倫理観をもって職業活動を行なうことです。そのような会員を育てる道場が、ロータリークラブであり毎週の例会なのです。例会での異分野の人たちとの交流を通して自己の道徳的能力、専門的能力を高め、その成果を職場に持ち帰って職場の人達やその関係者の能力向上に努め、その成果を再び例会に持ち込んで、異分野の会員と情報交換するということの繰り返しで、さながら螺旋階段を昇るがごとくに、自己の道徳的、専門的能力を高めていくのが、例会出席の意義です。そのためのプログラムの立案・実行、すなわち「入りて学び、出でて奉仕せよ」のための研修と勉強会の支援がクラブ職業奉仕委員会の大切な役割です。具体的には、次のようなことが考えられます。参考にいただければ幸いです。

- ① 職業奉仕に関する情報を年に3回ないし6回委員会が提供し、会員とともに話し合う
- ② 関係する業界、学協会、職場、地域社会において、会員が「奉仕の理想」にかなう行動を起こすにはどうすればよいかをともに考える
- ③ 単なる職業紹介ではなく、職業倫理・道徳に照らしての成功例・失敗例等の卓話・フォーラムを行う
- ④ ロータリーに関する勉強会を委員会主催で行う
- ⑤ 会員の職業（専門的知識）を生かした奉仕（社会奉仕活動、出前授業、職場体験学習、よろず相談、クラブの卓話・フォーラムの公開等）を奨励・支援する。

当2660地区の職業奉仕委員会は、小学校、中学校への出前授業を推奨しております。これに対して、

出前授業は職業奉仕ではなく社会奉仕あるいは青少年奉仕ではないのかという意見があります。しかし、実際のクラブの現場では、このような縦割りの議論を超えて、世の中のニーズにどう応えるかという立場で、知恵を出し工夫がなされています。ガバナー補佐がクラブ訪問の際に収集されたデータをもとに、出前授業以外のクラブの知的奉仕活動例のいくつかを下に示します。これらは、そのために立ち上げた委員会や、他の委員会との共同事業として行われているものです。

(実践例1) 小学校、中学校への出前授業とリンクさせた職場体験学習

市内の中学生をロータリアンの事業所へ受け入れて、生徒に社会的・職業的自立に向けて必要な能力を養わせるとともに、学校の授業で学習する内容が実社会でどのように活用されているのかを実体験させることで、授業と実社会の生活との関わり合いを認識させ、授業での学習意欲を高め、学習効果を上げることを目指すのが職場体験学習ですが、その前段階としてロータリアンが学校へ出向き、職業に関する出前授業を行うことにより、職場体験学習の効果を相乗的に上げることが出来ます。授業で聞いたことをその後で職場で体験できるので、生徒からの評判もよく継続事業として実施されています。小学生の古民家探訪の前に、家の持ち主が古い日本住宅における生活の工夫について出前授業をして、日頃あまり経験することのない環境の見学の効果を上げようとするのも同様の試みです。なお、豊中ロータリークラブは、2001年より2012年に亘る小学校・中学校・高等学校での200回を超える出前授業の状況を詳しく報告しています。<http://culture-h.jp/hatadake-katsuyo/DemaeLesson2013-14.pdf> また、このクラブのホームページには、出前授業にかかわるいろいろな記事・報文が掲載されています。

(実践例2) 大学への出張講義

関西の私学（同志社大学、京都産業大学、関西大学、近畿大学）で、業界の専門家が講師として派遣され、法学部の3年生・4年生を対象に、講義が行なわれています。1年間に90分授業が13回実施されています。学生からは「実社会の厳しさ、楽しさ、やりがい等が聞ける」と大変好評ということでした。

(実践例3) 小学校、中学校新任教師研修会への講師派遣

毎年、教育委員会主催の新任教師研修会に会員が講師として講義を行っています。実業界での社員教育プログラム等を生かして新任教師の方々を研修し、彼らに良い刺激を与え、好評を得ています。

(実践例4) 地域社会向け「よろず相談」の開催

毎年1回地域社会との共生をめざして、「よろず相談」を開催しています。法律相談に始まり、健康、税金、仏事、金融など、専門職であるロータリアンがその知識を生かして、あらゆる相談に応じています。同時に、献血、河内音頭、よさこいソーラン節踊り、バザー、花市、テーブルマジックなどのイベントも行い、相談会を盛り上げています。クラブの全ての会員の職業を生かしたロータリーに最も適した奉仕の一つだと思われれます。

7. クラブ奉仕

五大奉仕の第一部門である「クラブ奉仕」について、ロータリークラブ定款では、「クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員がとるべき行動に関わるものである」と記述されています。この文面だけではちょっと分かりにくいので、これを企業組織に例えてみますと、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕は、営業を担当する部門であり、クラブ奉仕はその営業部門を支える管理部門に相当すると言えるのではないのでしょうか。企業では営業部門と管理部門がお互いに支え合いながら、企業としての最大の成果が得られるように、運営を図って行きますが、ロータリークラブにおいても「クラブ奉仕」部門には同じ様な役割が期待され

ています。

CLP(Club Leadership Plan)の導入で「クラブ奉仕」部門は「クラブ管理・運営」部門とも称されるようになり、当部門の機能がより明確になりました。クラブ奉仕部門に含まれる委員会としては、一般的には次のような委員会があり、クラブの副会長が担当の役員・理事として、「クラブ奉仕」を統轄しているクラブが多く見受けられます。

- * 会員増強委員会
- * 会員選考委員会
- * 職業分類委員会
- * 親睦友好委員会
- * 広報委員会
- * クラブ会報・雑誌委員会
- * プログラム委員会
- * 出席委員会
- * 規定情報委員会
- * 研修委員会

会員数が少ないクラブにおいては、クラブ奉仕部門の委員会を集約する傾向にありますが、クラブ運営にとって重要な委員会は維持することが推奨されています。特に近年においては、会員増強、親睦友好、広報、研修の各委員会の機能は、クラブの長期計画策定の中で重要な要素になります。また職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕、ロータリー財団、米山奨学の各部門の活動とクラブ奉仕部門の活動、即ち営業部門と管理部門のバランスがよく保たれているクラブが理想的で望ましいクラブと言われております。

ロータリーに限らずいかなる団体も新会員の継続的な入会が無くしては組織の活性化が図れませんが、組織の存続自体も危うくなりかねません。近年、当地区を含め日本のロータリーの会員数は減少しており、RI全体を見てもやや減少傾向になっています。このような状況の中、RIは会員増強を内部の最重要課題に位置付けています。会員増強のためには、クラブを魅力的なものとし、会長などクラブリーダーの強力なリーダーシップの下で会員増強委員会が効果的なプログラムを計画し、推進していくことが重要です。クラブを魅力的なものとするためには、会員の満足度を調査しクラブリーダー、各委員長が協力して方策を推進していく必要があります。

8. 社会奉仕

8.1 社会奉仕を考える

奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域内または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら会員が行うさまざまな取り組みから成るものです。社会奉仕に関する方針として1923年の声明（決議23-34）と1992年の声明（決議92-286）があります。両者の大きな違いは、前者がロータリーの奉仕活動全般に対する指針であるのに対して、後者は社会奉仕の実践のみに限定された指針であります。前者の1932年の原文は3.2小節に記述されています。

8.2 決議23-34の変遷

セントルイス大会で決議された最初の決議23-34は、「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針」と呼ばれ、ロータリー運動全般にわたって、理念重視か実践重視かの論争に終止符を打ち、

個人による奉仕とクラブが行う奉仕の関係を明確にし、同時にRIとクラブとロータリアンの機能を明確化し、ロータリアンとクラブが行うロータリーの諸活動に関する根源的な指針となるものであります。また、この決議23-34は、3.2小節にも述べたとおり、1926年のデンバー大会において、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更（26-6）され、以後の国際大会でも少しずつ修正（26-6、36-15、51-9、66-49、10-105）が加えられ、現在の「社会奉仕に対する1923年の声明」となっています。

主な改正内容は次のとおりです。

- ① デンバー大会の決議26-6による改正では、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更され、Community Service という言葉がはじめて登場します。
- ② トロント大会では、アトランティック・シティ大会での決議36-15による改正をさらに変更して、「ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うよう勧められている。何れのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする」が本文第4項に追記されています（決議64-43）。
- ③ トロント大会の決議66-49による改正では、本文第6項（c）が、ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合には、奉仕活動についての宣伝とか、または、何らかの見返りを望むものではなく、ただ奉仕をする機会を求めるべきではあるが、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである、という趣旨の文章に変更されました。

上記の内容を反映した改正後の全文は、3.2小節で示していますがロータリーの基本原則として重要ですので次に再掲します。

社会奉仕に関する1923年の声明(手続き要覧 1 ロータリーの基本理念)

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。これは、その歴史的価値から手続き要覧に含まれている(ロータリー章典8.040.1.)。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。
- 2) 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人および地域社会のリーダーの代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。

まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体に学ぶこ

と。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

- 3) RIは次の目的のために存在する団体である。
 - a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
 - b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの目的の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なる活動を後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基いたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。
- 5) 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを絶対に禁じるべきではない。
- 6) 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
 - a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。
 - b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
 - c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が

行われるべきである。

- d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにも差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
- f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。
- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものの方がロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

(ロータリー章典8.040.1、23-34、26-6、36-15、51-9、66-49、10-165)

ロータリーの奉仕概念を理論と実践に分けると、理論はロータリー思想であるとともにロータリー哲学であり、ロータリークラブという組織を介して学ぶ「奉仕の心の形成」であり、結果として親睦につながるものであります。奉仕の実践は、上記の「社会奉仕に関する1923年の声明」で示されているように、奉仕することでその心を、それぞれの家庭、職場、地域社会や国際社会に移すことであります。理論と実践は、車の両輪のごとく、バランスを取って行なうことが肝要です。

ここで、3.2小節の決議23-34についての記述と若干重複するところがありますが、現行の決議23-34すなわち「社会奉仕に関する1923年の声明」について考えてみたいと思います。

第1条は、ロータリーは職業人の理想を現実に近づけようとする実践理論に基づく人生哲学を述べるものです。ここには二つの奉仕理念があります。一つは「超我の奉仕」(Service above self)であり、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという国際社会を含んだ対社会的奉仕活動に通じる理念であり、国際ロータリーの第一標語となっています。もう一つは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」(One profits most who serves best)であり、科学的かつ道徳的な経営方針によって、自分の事業や同業者の事業の発展を図ると共に、業界全体のモラルを高めていこうという職業奉仕に通じる理念であり、国際ロータリーの第二標語となっています。

RI定款、RC定款で示されているように、ロータリーの目的は「意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある」とされていますが、ロータリーにとって根幹である「奉仕の理念」(奉仕の理想、奉仕の哲学)について記述している唯一の正式文書が、この決議 23-34 と言えます。

第2条には、ロータリークラブは、ロータリーが提唱する奉仕哲学を受け入れ、それを実行する

職業人の集合体であり、①奉仕の理論が成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと、②実際例を団体で示すこと、③個人としてこの理論を実践に移すこと、④すべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことが、示されています。

第3条には、RIは、奉仕の理念の啓発普及、組織の拡大、クラブ運営の援助と管理のために存在することが記述されています。

第4条では、ロータリークラブが実施する社会奉仕の実践活動に対する条件として、①地域社会が本当に必要としているプロジェクトであること、②クラブ全員の協力が得られるプロジェクトであること、③毎年異なった新しいプロジェクトであること、④年度内に完結するプロジェクトであること、⑤地域社会における個々の奉仕を奨励するため継続的に行われるプログラムとは異なったプロジェクトであることが述べられています。

第5条では、地域社会のニーズに従った社会奉仕活動は、ロータリーの目的（綱領）や定款・細則に違反しない限り、クラブの自主的な選択に任されていることが述べられています。

第6条は、ロータリークラブが社会奉仕活動を行うに当たっては、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員する事業を重視し、さらに地域社会の人々を取り込んで実践させることに主眼が置かれていることを述べるものです。

よくロータリーは「陰徳である」と言われますが、ここでは、ロータリーの影響力を拡大する方法の一つとして、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきであると述べられています。

8.3 社会奉仕の基本原則

決議23-34は、採択当時はロータリーの抱えていた問題を解決するための素晴らしい取り決めでしたが、年数を経るに従い国際的、社会的ニーズは多様化し、ロータリーも加盟国、クラブ、会員ともに飛躍的に増加してきたことなどから、決議23-34をそのままの形で存続することはいろいろな面で問題が生じてきました。このため決議23-34は何回か修正が行われましたが、RIは1986年の規定審議会に決議23-34を完全撤廃し、これに変わる社会奉仕に関する新声明を採用しようという決議案を提出しました。これに日本などのロータリアンが猛烈に反対し決議案は撤回されました。その後もRIは決議23-34を廃止する提案を理事会に諮りましたが、日本の理事の強い反対により取り下げられ、最終的に現行の決議23-34をそのまま残し、これに関連して新声明を採用する案を規定審議会に提出することで決着しました。

このような経過を経て、1992年、社会奉仕に関する新声明として決議92-286「社会奉仕に関する1992年の声明」が採択されました。これは現行の決議23-34と共に使用され、ロータリアン個人に奉仕の理念の適用を奨励、育成すると共にクラブに色々な方法で社会奉仕に参加するよう推奨するものであります。また、国際ロータリーの義務として、社会奉仕に関する情報を伝え、ロータリーの目的（綱領）を推進し、ロータリアンやロータリークラブや地域の努力により、有益なプログラムやプロジェクトを提案することを明らかにするものです。

この声明は、「RIの方針に沿って他団体と協力する」などの条文が入り、社会奉仕におけるRIの関与を明示するものでもあります。

なお、先に触れましたように「決議23-34」はロータリーの奉仕の実践全般に対する指針であるのに対して、「決議92-286」は、社会奉仕の実践のみに限定された指針であるという違いがあります。

社会奉仕に関する1992年の声明

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。この奉仕の理念の適用を実行することについては、各ロータリークラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。社会奉仕は、ロータリアン一人ひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識したうえで、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を考慮してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリークラブが提唱するインターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、その他のグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリープログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RI の方針に沿って他団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動において他団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、その他の諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RI は、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜提案する責任を負っている（ロータリー章典8.040.2.手続要覧2022参照）。

8.4 クラブと地区の社会奉仕活動への参加

ロータリークラブの会長は、多様化する地域社会のニーズに応えるために、以下の「クラブと地区の社会奉仕活動への参加」に示すように、いろいろな分野の社会奉仕小委員会にロータリアンを任命し、職業上の立場を生かしつつ地域社会のニーズを調査・分析し、他の団体と意見交換を行いながら、効果的な社会奉仕活動に取り組むことを求められています。

クラブと地区の社会奉仕活動への参加(2004 年11 月理事会会合、決定59 号)

効果的な社会奉仕をする基礎として、ロータリークラブ会長は、必要に応じて、人間尊重、地域発展、環境保全、協同奉仕の各社会奉仕小委員会の委員を務めるロータリアンを任命するよう奨励されている。この小委員会は、次のことを行うよう要請されている。

1. 地元のそれぞれの地域の特定の相対的状況を総合的に調査、分析し、地域社会のニーズを確認する。
2. 地域社会のニーズを見出すために個人的、また職業上の立場を生かしてクラブの所在地域内を探り

社会奉仕委員会の調査、分析を補足、強化するよう個々のクラブ会員に勧める。

3. 他の地域団体との会合を、所定の方針に従って行うことができる場合、そのような会合を開き、話し合いと意見交換を行う。
4. 地域社会のニーズに積極的に関心を示し、これに精通していることを会員候補者選考の一要素に含める。

(ロータリー章典 8.040.3参照)

8.5 社会奉仕プロジェクト

社会奉仕プロジェクトは、社会的弱者への支援、薬物濫用防止、識字率の向上、高齢者への援助を始めとして、病院、学校、その他の地域施設の改善、改良、清掃及び再生利用キャンペーンなどまでに及ぶ広範な活動となります。社会奉仕には、ロータリーの提唱する組織、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同体などの共同奉仕者との協力も含まれます。

8.6 社会奉仕の事例

人間尊重

- ①社会的弱者への支援、②保健、衛生、長寿で健康、③子育て支援、④社会治安の向上、⑤才能のある人の発掘・支援、⑥文化交流で心豊かな人の育成、⑦災害に備える

地域発展

- ①産業育成、②観光の街づくり、③街並み整備

環境保全

- ①山、野の植樹・森林の育成、②河川の清掃・魚や蜚の棲む清流、③街路の清掃、④歩行者天国、⑤クリーンエネルギー

協同奉仕

- ①街頭キャンペーン、②国際交流

9. 国際奉仕

9.1 国際奉仕とその歴史

国際奉仕とは、ロータリーの第4奉仕部門で、人道的国際奉仕、国際理解、親善、平和を推進するために実施する全ての活動を言います。初期のロータリーには今日の人道的奉仕活動を主体とした国際奉仕の概念はありませんでした。しかし、第一次大戦中の1917年頃より米国やカナダ、ヨーロッパのロータリークラブが各地の避難民や傷病兵、復員してくる軍人に対するボランティア活動や物資援助を行うなどの歴史的背景を受けて、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人および地域社会のリーダーの世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」という国際奉仕の概念が、1922年に当時の綱領の第6項目として正式に明文化されその概念は現在に至っています。

二度にわたる世界大戦を通して世界平和を願うロータリアンは、1945年にはアメリカ合衆国国務省から要請を受けて、49名が国連憲章の原案作成作業に参加したといわれています。これはロータリーの歴史の中でも特筆すべき国際奉仕活動でしょう。

9.2 ロータリアンとロータリークラブの責務

世界で紛争や戦争など有事の際には、国際ロータリーは中立を守る立場にあり、当該国のロータリークラブとロータリアンは、それぞれ国法を遵守しなければならず、これらの国々の間では友情や親睦を築く事は困難になります。つまり世界の恒久的平和の推進を願うロータリーの国際奉仕活

動も、有事の際には限界があるという矛盾もはらんでいるのです。しかし、ロータリアンは以下の責務を忘れてはなりません（手続き要覧2010 第2部9項に記載がありましたが、最新のロータリー章典、手続き要覧には記載は見つかりません。精神は変わらないと考えられますので掲載しておきます）。

- 1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなすべきである。
- 2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにすべきである。
- 3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成すべきである。
- 4) 理想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護すべきである。
- 5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする行動を支援すべきである。
- 6) 人類に対する正義の原則を高くかざすべきである。この原則は基本であり、世界的なものでなければならないと認識すべきである。
- 7) 国家間の平和を推進しようと常に務め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をすべきである。
- 8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす、倫理的・精神的基本水準が存在すると認識しながら、国際親善の一步として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかき立て、これを実践すべきである。
- 9) 国家間の関係が緊迫しているところで活動やプログラムを実施する場合には、適切な注意を払うべきである。

ロータリークラブは、国際的な問題あるいは政府の政策に影響を与えるような団体行動をとってはけません。RIの方針は、ロータリークラブが平和の追及という範囲内において国際問題を公平な立場で討論するプログラムを退けるものではありませんが、他国の国民を攻撃しないよう注意し、個々の論者の意見に対してクラブは必ずしも責任を負うとは限らないということを明らかにしておかなければならないとしています。ロータリークラブが存在する国家間の関係が緊迫している場合、悪意や誤解を増す事がないように、関係クラブ全てが細心の注意を払わなければなりません（2010年手続要覧120頁 ただし最新のロータリー章典、手続き要覧には記載はありません）。

9.3 国際奉仕の分野

国際奉仕には人道的国際奉仕活動、国際レベルの教育および文化活動、特別月間と催し、国際的な会合などの分野があります。

9.3.1 人道的国際奉仕活動

1) 世界社会奉仕活動（WCS活動）の歴史

国や行政が地域社会のニーズを満たせない発展途上国や開発途上国で、その国のロータリークラブも資金の制約等で奉仕活動が実践できない場合には、援助を海外のロータリー地区やクラブに求めて協力して奉仕活動を行うことができます。このような場合には、国際ロータリーは発展途上国や開発途上国における人道的支援を要請するロータリー地区やクラブの情報を一か所にリストアップし、国際奉仕活動をしようとする地区やクラブは、これらの情報を基に支援要請をしている地区やクラブに直接コンタクトすることになります。この制度が世界社会奉仕プログラムです。世界社会奉仕プログラムは英語ではWorld Community Service : WCSプログラムと称され、WCSプログ

ラムを利用した国際奉仕活動は一般的にWCS活動と呼ばれるようになりました。

WCS活動を資金的に支援するために、マッチンググラントと呼ばれるロータリー財団からの補助金制度も整備され、1967年に正式に国際ロータリーの常設プログラムとなり、地区とクラブはこの活動のためにWCS委員会を設置するよう推奨されました。

それ以降、WCS活動は人道的国際奉仕活動の代名詞として用いられ、マッチンググラントを用いたWCS活動は人道的国際奉仕活動の主流として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、WCSプログラムという名称が、ロータリー財団の人道的補助金プログラムと混同されることや、国際化の進展に伴いWCSプログラムを利用しなくても各クラブや地区が独自に海外での情報収集が可能になったことのために、RI理事会は2011年6月30日をもって、世界社会奉仕プログラム（WCS）を廃止することを決定しました。これに伴い、当地区でも人道的国際奉仕活動をWCS活動と呼ぶことを止め、国際奉仕プロジェクトという呼称を使うことになりました。このような経緯で、世界社会奉仕プログラムは廃止されましたが、クラブ同士の協力関係を助長することにより多大な成果をもたらす人道的国際奉仕活動への取り組みは引き続き奨励されており、国際ロータリーは国際奉仕プロジェクトを全面的に支援しています。

2) 未来の夢計画（FVP）の下での人道的国際奉仕活動の展開

世界社会奉仕プログラムの廃止に先立ち、ロータリー財団は、2017年が財団設立100周年に当たることを見据えて、2005年にマッチンググラントを利用した国際奉仕活動への補助金制度を含むロータリー財団の補助金制度の仕組みを抜本的に見直す「未来の夢計画（FVP）」の検討を開始しました。そして、2013年 - 2014年度からはFVPが全世界で導入され、新たな補助金制度による人道的国際奉仕活動が開始されました。（25.4小節参照）

ロータリー財団の補助金を活用する各クラブで実施可能な国際奉仕プロジェクトは以下のように分類されます。

① 地区補助金（DG）を活用するプロジェクト

海外で行う小規模で短期（1年以内に終了）のプロジェクト

② グローバル補助金（GG）を活用するプロジェクト

7つの重点分野であり、地元社会の確固たる組織があり、海外で行う大規模（総額3万ドル以上）で持続可能なプロジェクト

各クラブが実施するプロジェクトの原資となる資金は、まずロータリアン個人やクラブが提供しなければなりません。上述のようにロータリー財団から支給されるグローバル補助金（GG）あるいはロータリー財団から地区に供与される地区財団活動資金（DDF、地区補助金（DG）を含む）を利用する事も可能です。ロータリー財団補助金の活用については補助金の申請に際して様々なルールがあります。詳細は25節ロータリー財団を参照して下さい。ロータリー財団からの補助金が適用できないプロジェクトやプロジェクト実行に時間的制約がある場合には、クラブ独自の資金のみを活用したクラブ単独の国際奉仕プロジェクトとして実施することになりますが、可能な限りロータリー財団の補助金を有効に活用される事をお勧めします。

ロータリー財団のプログラムの中には、ポリオ根絶を目指す「ポリオプラス」も含まれます。「ポリオプラス」は国際ロータリー戦略計画の第一優先活動項目に挙げられており、国際ロータリーの最も大きな人道的国際奉仕活動と言えます。ポリオプラスについては25.5.3及び25.9.5小節をご参照下さい。

3) 人道的国際奉仕活動の実施例と恩恵

人道的国際奉仕活動の恩恵は、援助される側の人々だけではなく活動に参加した私達ロータリアンにも与えられることを実感して下さい。私達の活動によって助けられた人々の喜びを目の当たりにする時、私達奉仕を実践したロータリアンも大きな喜びを手に入れるとともに、国際理解や親睦を一層深めていく事ができるのです。奉仕の相手だけではなく、奉仕をした自らも満たされるのが真の奉仕です。

実践例1：

モンゴルのロータリークラブから、医療機器を現地の国立病院小児病棟に授与するというプロジェクトへの支援の要請がきました。当地区のロータリアンは現地を視察し、緊急に支援が必要であると判断しましたが、当該医療器材がモンゴルでは購入できないことがわかりました。帰国後、ロータリアンである小児科医の協力で、日本国内で海外仕様の器材を調達することができるようになり、台湾や韓国の姉妹クラブと共にマッチンググラントを申請し、器材の購入と運送を手配しました。一方、モンゴルのロータリークラブの努力で、物資の輸入税免税措置が受けられるようになりました。プロジェクトに拠出した全クラブの会員が贈呈式典に出席し、多くの貧しい子供達が適切な治療を受けられるようになったという効果を目の当たりにしました。

実践例2：

タイのロータリークラブから、歴史的に人身売買が繰り返される北部の貧しい地域で、子供達への教育支援プロジェクトへ支援要請がきました。子供達が健康でしっかり学業に専念し、人身売買の犠牲者にならぬよう支援するのが目的です。現地のホストクラブと当地区のクラブに加えて、新潟や九州のロータリークラブも参加し、山岳民族で学校まで数キロの道のりを通う子供達に、日本の中古自転車と、学校で安心して飲める清潔な水を提供する事を決定しました。現地のホストクラブは地域の公立校約80校の水質調査を実施し、協力してマッチンググラントを申請して、中古自転車と貯水タンクや浄水器を60校あまりの学校に寄贈しました。贈呈式には全ての協力クラブの会員が参加し、子供達と共においしい水を味わい、自転車による通学が楽しいという嬉しい声も聞きました。

実践例3：

生後3日の乳児から45才までの130名の孤児や障害者の教育や生活の支援を行っているベトナムの孤児院では、貧困により入居者が増加し続けています。施設は、周辺住民の寄付や僅かな家畜である鶏の卵や、果樹園の収穫品を販売する事によって運営されていますが、収入が不十分だということが視察の結果判明しました。ベトナムにはロータリークラブは無い為、国際財団活動資金(WF)は使えませんでした。クラブの拠出金とDG(地区補助金)を利用して、牝牛、鶏及び飼料を提供しました。その結果、生まれた子牛、多くの卵や鶏を販売できるようになり、施設の運営に貢献できました。

実践例4：

ミャンマーでは、人々は大変貧しく、飲料水を確保するため、雨期の雨水を貯めておいたり、女性や子供が遠方の井戸や川などから運ばなくてはなりません。水質は劣悪で、多くの子供達が、水が原因で病気になったり、死亡するケースが頻繁に起こります。乾期には、そのような水すら不足してしまいます。同国にはロータリークラブはなく、国際財団活動資金(WF)やDG(地区補助金)も使えませんが、クラブは現金を拠出し、現地NGOグループと協力して、各地で井戸をつくりました。井戸ができた部落や村では水質や給水量が安定し、遠方まで水を汲みに行く必要がなくなりました。

実践例5：

タイ・ナン地方の腎臓病に焦点を当てた疾病予防と治療として、慢性腎臓病（CKD）、継続的移動式腎臓透析（CAPD）および腎臓移植治療を重点的に行える医療従事者、健康保健従事者を訓練し、患者、患者家族の教育を含む地域社会の医療インフラの改善に寄与しました。

4) 人道的国際奉仕プロジェクトを行う上での留意事項

上述のように、人道的国際奉仕プロジェクトはプロジェクト実施国の援助される人々に恩恵を与えるのみならず、プロジェクトを実施する我々ロータリアンにも心が震えるような感動と超我の奉仕の実感を与え、それを通してロータリアンとしての成長を促すものです。是非ロータリー財団の補助金制度を利用してプロジェクト実施にチャレンジすることをお勧めします。国際奉仕プロジェクト実施に当たっての留意事項は以下の通りです。

① 的確なニーズの把握とプロジェクトの内容の選定

プロジェクト成功の第一歩は現地での的確なニーズの把握とプロジェクト内容の選定です。そのためには信頼できるパートナークラブと担当者が必要です。姉妹クラブを持つクラブは姉妹クラブを通して情報を得るのが有効で確実です。事前に十分な現地視察をすることをお勧めします。

② プロジェクトフォーメーション

プロジェクトの内容が決定すれば、協カクラブの選定、プロジェクト予算の策定、資金調達の立案等のプロジェクトフォーメーションを行います。現地および海外協カクラブとの十分な意思疎通が必要です。メール、電話などによる報告、連絡、相談が有効です。

③ 補助金の申請

補助金の申請に際しては様々なルールがあります。事前に十分ルールを勉強し、回り道することなく認可が下りるようにしたいものです。詳しくは25.9小節財団補助金プログラムをご参照下さい。

5) 2660地区の国際奉仕基金について

当地区では国際奉仕プロジェクトを実施しないクラブには、国際奉仕基金として毎年クラブ会員一人当たり五千円の任意の拠出をお願いし、集まった拠出金は地区にプールして新たなプロジェクトのニーズ調査や地区主導の独自のプロジェクトの推進等に利用していました。国際奉仕基金は当初WCS基金と呼ばれ、その後、世界協同奉仕基金に変更されましたが、奉仕活動はクラブが行うものであるという原則などにより現在はこの拠出金制度は廃止されています。

9.3.2 国際レベルの教育および文化活動

(1) ロータリー友情交換

ロータリー友情交換は、1988年に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムで、ロータリー会員やその友人、ロータリーファミリーを対象として、参加者が互いの母国を訪問しあい、国際的な友情を深めることを目的としています。

ロータリー会員またはそれ以外の人が参加でき、個人、夫婦、家族、グループの単位で旅行します。

プログラムのメリットは、国際的理解を深める、特定の職業について知識を広げる、末永い友情を築く、平和構築や奉仕活動の礎を築く、プロジェクト実施や支援の機会を見つける、訪問した地域の人びと、言語、習慣、歴史、食事などについて学ぶ、補助金活動のパートナーを見つける、などがあります。

現在交換が行われている場所とその場所を管轄する地区を選ぶには、交換パートナー検索マップ (<https://www.rotary.org/ja/our-programs/friendship-exchange>)をご利用ください。

友情交換は、文化、奉仕、職業の3つのうち少なくとも1つを目的とする必要があります。

交換にかかる費用は、参加者または地区が賄います。受入側が大きな資金的負担を負うことは期待されていません。また、職業の側面を持つ交換については、クラブまたは地区が費用を賄うことも可能です。

ロータリー章典には次のように定められています。

ロータリー友情交換は、参加するロータリアンとその家族、およびその友人が国際的に互いに受入と訪問を行う機会を提供する。交換の目標は、新たなつながりと友情を育み、可能であれば協力して奉仕プロジェクトを行うための基礎を築きながら、参加者が異文化に馴染み、異文化を体験し、国際理解を深め、または職業に就いたばかりの参加者には職業上の技能を高めることにある。

交換チームは、職業を中心とした交換、文化を中心とした交換、奉仕を中心とした交換、双子クラブまたは奉仕パートナー関係の確立(ただし、これらに限定されない)といった各旅行の目的を明確にすべきである。

ロータリー友情交換には以下の特徴がある。

- ・相互に訪問する。
- ・費用は参加者および該当地区が全額負担する。
- ・ロータリアンとその家族、およびロータリアンではない人が参加できる。
- ・明確な目的と目標がある。

若手職業人向けの職業交換

ロータリー友情交換は、社会人生活を始めて数年の若いビジネスパーソンおよび職業人向けに独自の教育機会を提供するために利用できる。こうした交換は、若い人々の職業人としてのスキルおよびリーダーシップスキルを育成し、地域社会や国際化が進む職場のニーズに対応できる能力を身につけることを目的としている。こうした職業交換は、海外渡航と以下が関わる参加型活動から成る幅広く綿密なプログラムに従う。

- ・職業訓練活動: 外国での職業の実践を視察し、それぞれの分野で相互意見交換に参加し、最終的に参加したすべての地域社会に利益をもたらす機会を提供する。
- ・文化体験: 参加者は外国とその国民と制度について学び、世界中の文化の多様性に対する理解を促進する。
- ・親睦の機会: チームメンバーと受入側に、親睦と親善の精神の下で出会い、コミュニケーションを図り、一緒に生活し、互いの問題、希望、地域社会の課題について考え、末永く続く友情と国際理解を促進するよう奨励する。
- ・ロータリアンの関与: 若い成長過程の職業人に、別の国や文化でその職業における経験を積んだ人の見解を伝え、ロータリーの世界的使命を高める研修チームの派遣、受け入れ、および教育体験の共有の過程に参加する。

こうした交換に関与する地区は、以下の要因を考慮すべきである。

- a) 地区は、交換により達成される明確な目的および目標を示すべきである。
- b) 地区は受入旅程案を作成すべきである。
- c) 地区は、ロータリアンの自宅または他の宿泊施設など、受け入れるチームメンバーの宿泊計

画に説明を添えて提示するべきである。

- d) 地区は、言語、文化、その他適切なテーマを含め、派遣チームメンバーの準備とオリエンテーションの包括的計画を提示するべきである。所用時間は12 時間未満にしなければならない。
(ロータリー章典 41.040.)

(2) 世界ネットワーク活動グループ

世界ネットワーク活動グループは、共通の関心事項に焦点を当てて国際的に組織されたロータリアンのグループです。ロータリー親睦活動グループ（職業別および趣味別グループ）とロータリアン行動グループ（奉仕活動関連グループ）が含まれます。

ロータリー親睦活動グループは、同じ趣味や職業を持つロータリアンとその家族、ローターアクターが集まるグループで、スキューバダイビング、スキーといった趣味や、医師、弁護士などの職業を中心としたグループまで多岐にわたっています。

ロータリアン行動グループは特定分野を専門とするロータリアンとその家族、ローターアクターが集まるグループです。例えばアフリカでのエイズ問題に取り組むグループや出産時の妊産婦の死亡率減少に取り組むグループなどがあります。

詳しいルールは、ロータリー章典**42.010.**、**42.020.**、 40.030.項目をご参照下さい。

(3) 教育活動

国際ロータリーは様々な国際的な教育活動を実施しています。

① 留学生への奨学金支給や職業研修制度による国際交流活動

FVP導入に伴う新たな補助金制度では、地区補助金、グローバル補助金を用いて日本から海外への留学生や海外から日本への留学生（いずれも18歳以上）への奨学金の支給が可能となりました。

また、職業に関連する技術を学んだり、特定の職業分野において現地の人々を指導する等の目的で職業研修を実施することも出来ます。詳細は25節ロータリー財団を参照して下さい。

② ロータリー青少年交換プログラムによる国際交流活動

ロータリー青少年交換プログラムは海外の人と交流し、海外の社会・文化を体験する機会を青少年に提供するものです。詳しくは10.5ロータリー青少年交換をご参照下さい。

③ ロータリー平和センタープログラム

ロータリー平和センタープログラムは、国際問題、平和、紛争解決の関連分野における高度な専門知識を学ぶ人に奨学金を与え、研究の場を提供するものです。詳しくは25.9.4ロータリー平和センタープログラムをご参照下さい。

9.3.3 国際的な会合

ロータリアンは毎年定期的開催される国際大会（28.6小節参照）を始めとするロータリアンの国際的な会合に積極的に参加し、国際レベルで友情や親睦を深めることが推奨されています。

9.3.4 海外姉妹クラブとの国際交流

当地区には海外のクラブとの長期的な友好関係を築いているクラブが多数あります。各クラブは、海外のクラブと「姉妹クラブ」、「ツインクラブ」、「友好クラブ」等と呼ばれる友好協定を結び相互訪問や共同プロジェクトを実施しています。「ツインクラブ」という名称は国際ロータリー創立100周年に当たる2005年に国際ロータリーが全世界のクラブに「ツインクラブ」を作るように呼びかけて生まれたもので、「姉妹クラブ」と同じ意味で使われています。最初は「友好クラブ」関

係を結び、その後ツインクラブ（姉妹クラブ）関係に発展するケースが多いようです。ツインクラブは二つの異なる国のクラブで成り立っており、お互いに緊密な友好関係を築いて、国際奉仕プロジェクト、青少年交換、あるいは友情交換などの特別なプログラムを共同で実施して、国際親善を推進するものです。

カテゴリーは違いますが、近隣諸国との国際交流の場として、定期的に行われる日韓親善会議や日台親善会議があります。ロータリアンとその家族は誰でも両会議に自由に参加出来るので、両国の姉妹クラブ会員がこれらの国際会議と一緒に参加することにより、国際交流の輪が一段と広がる機会になっています。

10. 青少年奉仕

10.1 青少年への奉仕

ロータリアンは、次に示すように、年齢12歳以上の若い人すべてを含む青少年の多様なニーズを認識し、彼らのより良い未来を確かなものにするという責務を負っています。

「青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化をもたらされることを認識するものである」（標準クラブ定款第6条）とされています。

若い人々の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来をもたらすために彼らの生活力を高めることによって、若い人々に将来への準備をさせることは、各ロータリアンの責務といえます。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズ（健康、人間の価値、教育、自己開発など）を支援するプロジェクトを立ち上げるよう奨励されています。

青少年への奉仕に関連するRIの常設プログラムとして、インターアクト、新世代交換、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー友情交換(9.3.2参照)、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA、10.4参照）があります(ロータリー章典40.010.)。

これらに関連する行動規範としてしてRIは、次のような声明を出しております。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他ボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、および精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない（ロータリー章典 2.120.1.）。

また、青少年プログラムに参加する青少年の安全と健康及び健全な生活を守るために、虐待及びハラスメントの防止や青少年の国外旅行に関して指針や手続きなどが設けられています（ロータリー章典 2.120.2.、2.120.3.）。

なお、2019年の規定審議会でローターアクトクラブのRIへの加入が認められたことにより、ローターアクトは青少年への奉仕に関するプロジェクトから除外されています。

10.2 インターアクト

インターアクトは、1962年に理事会で採択されたプログラムで、12歳から18歳までの若い人々のためのRIの奉仕クラブです。インターアクトクラブは、ロータリークラブ提唱の下に結成されますが、運営面でも経済面でも自立しています。また、インターアクトクラブが学校を基盤とする場合、クラブは、学校当局が全学生団体ならびに課外活動に関して定めたのと同じ規則と方針に従わな

ればなりません。

インターアクトクラブの目的は、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で、共に活動する機会を提供することです。クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要プロジェクト(学校または地域社会への奉仕を目的とするものと、国際理解を推進するもの)を実施するものとし、これらの主要プロジェクトでは、クラブ会員の全員またはほぼ全員が参加するものとされています。

(標準インターアクトクラブ定款、ロータリー章典41.010.)

10.3 ローターアクト

ローターアクトは、1968年に理事会で採択されたプログラムですが、先述(10.1小節)のように2019年の規定審議会の決定によりロータークラブはRIへの加入が認められ、青少年への奉仕に関するプロジェクトから除外され、ローターアクトクラブに関するルールも大きく変更されましたので、別節(第11節)に記載します。

10.4 ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)

RYLA (ライラ) は、1971年に理事会で採択されたプログラムで、地域社会と関わり、個人および職業人としての能力を伸ばしながら、若者のリーダーとしての資質を育成するためのプログラムであります。

RYLAは、異なるニーズと成熟度のレベルに合うよう、年齢14歳～18歳や19歳～30歳など、異なる年齢層のグループを対象とすることができますが、当2660地区では18歳から30歳までを対象としております。RYLAの特徴は、地域社会の若い人々の指導力および善良な市民としての資質や個人の能力を伸ばすことにロータリアンが直接関与できる特別な機会を設けることであります。中でも、当地区では、「ロータリーパパ制度」を設け、研修期間中青少年と寝食を共にし、彼らにロータリーを伝え、彼らの考え方などを聞き、一緒に考えています。

RYLAの目標は、次のとおりロータリー章典に定められています。

ロータリー青少年指導者養成プログラムの目標は次の通りである。

- 1) 青少年のリーダーシップスキルを磨き、地域に貢献している青少年を表彰すること
- 2) 生涯にわたる奉仕への献身を青少年の心に芽生えさせ、国際ロータリーを通じた継続的な参加の機会に青少年をつなぐこと
- 3) 若者のリーダーシップ育成を支援することにより、ロータリーの青少年奉仕を実践すること

(ロータリー章典 41.060.4.)

RYLAに関わりのあるクラブおよび地区は、次のことを行うよう奨励されています。

RYLAへの関与を計画立案する方策

- a. 次の方法で、すべてのプログラムにおいて、多様性、公平さ、インクルージョンに取り組む。
 - i. 経済的および社会的に恵まれない地域社会からのリーダーとしての資質を備えた参加者を含む
 - ii. 多様な属性を代表するファシリテーターを含む
- b. 若者の声を促進するために、参加者が独自のRYLAプログラムを形成する上でリーダーの役割を果たせるようにする。
- c. ローターアクトと若い成人向けに、専門能力開発とリーダーシップ育成を重視するプログラムを策定する。
- d. 地域社会のニーズに対応し、地域団体との協力的パートナーシップを促進する革新的なプログラムを創出する。
- e. 参加者とファシリテーターからデータを収集してRYLAプログラムの影響を評価し、知見を活用して将

来のプログラムを形成する。

(ロータリー章典 41.060.7.)

RYLAの期間中、参加者は以下のことを行うことが求められています。

参加者の学習成果

- 1) コミュニケーションスキル、対立への対処法、倫理的かつ戦略的に問題に対処する能力など、リーダーシップの基本を学ぶ
- 2) 自分自身やチームのメンバーとして変化を起こす能力を高める
- 3) 行動を起こし、地元地域や世界の問題に取り組む方法を知る
- 4) 地元地域におけるロータリーのインパクトとロータリーを通じて得られる機会を理解する

(ロータリー章典 41.060.5.)

RYLAに関する詳細は、ロータリーのウェブサイトからRYLA の手引きをダウンロードしてください。<https://www.rotary.org/ja/our-programs/rotary-youth-leadership-awards/details>

地区ホームページ(RYLA委員会)からもダウンロードできます。

10.5 ロータリー青少年交換

このプログラムは、1974年に理事会で採択されたプログラムで、海外の人々と交流し、異文化を体験し、外国の生活のあらゆる側面を直接学ぶ機会を青少年に提供しています。異文化出身の学生との幅広く親密な交流を通じて、受け入れクラブ、ホストファミリー、そして地域社会全体も豊かになることが期待されます。青少年交換プログラムは、クラブ、あるいは地区により推薦された、交換の開始時に年齢15～19歳の学生を対象とし、学業成績が学年において平均以上であれば誰でも参加できます(ロータリー章典41.050.9.)。

プログラムは次の2種類です。(ロータリー章典41.050.8.)

1) 長期交換プログラム

長期交換は1学年度とし、学生は、受入国で学校に通学することが義務付けられます。学生は2家族以上の家庭でホームステイをするべきであり、連続して3つの家庭に滞在することが望ましいとされています。

受入クラブは学生1人につきロータリアンのカウンセラーをクラブから1名ずつ選び、このカウンセラーは学生と定期的に連絡を取り、学生とクラブ、学生の両親または法的保護者、ホストファミリー、地域社会全体との連絡役を果たします。

また派遣クラブおよび/または地区は、派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン1名を選びます。

受入クラブは、一切の教育費を提供し、適切な学業プログラムを手配すべきであり、オリエンテーション・プログラムを提供し、学生が受入先地域に溶け込めるよう連絡を絶やさないようにしなければなりません。

受入クラブまたは地区は、関係者が定めた小遣いを学生に提供すべきであり、毎月の小遣いは学校またはそれ以外の場所での食費を賄うのに十分な額とするものとします。

2) 短期交換プログラム

短期交換の期間は数日間から数週間、あるいは数か月までとさまざまです。学校の休校中に行われることが多く、学業プログラムを含まないことがあります。短期交換は、受入国の1つの家庭にホームステイをするのが一般的ですが、国際的な青少年キャンプまたはツアーとして実施することもできます。

長期交換プログラムと同じように、受け入れクラブからカウンセラー、派遣クラブおよび／または地区から派遣学生の支援者としての役割を担うロータリアン1名を選びます。

ロータリー青少年交換の詳細はロータリー章典41.050. ロータリー青少年交換をご覧ください。

11. ローターアクトクラブ(RAC)

ローターアクトは、1968年に理事会で採択されたプログラムですが、10.3で述べたように2019年の規定審議会の決定によりローターアクトクラブはRIの加入が認められ、青少年への奉仕に関するプロジェクトから除外されました。また、RIの人頭分担金も2022-23年度から納入が義務付けされました。これらに伴い、ローターアクトクラブに関するルールも大きく変更されました。

なお、詳細はロータリー章典 第12条 ローターアクトクラブ及びmy rotary ローターアクトハンドブック <https://www.rotary.org/ja/get-involved/rotaract-clubs/details>をご覧ください。

11.1 ローターアクトクラブとは

ローターアクトクラブは、リーダーシップの能力を磨き、世界中に友人を作りながら、社会で起きているさまざまな課題に取り組むことへの意欲にあふれた18歳以上の青年男女のためのクラブです。ローターアクトクラブは、国際ロータリーの加盟クラブです。

ローターアクトクラブでは、会員自らがクラブの運営と資金管理を行い、地域社会で意義ある活動や奉仕プロジェクトを企画・実施します。ローターアクトクラブのスポンサーとなっているクラブは、奉仕のパートナーとして協力しながら、ローターアクトクラブへの指導と支援を行います。年齢の上限規定はなくなりましたが、クラブがその会員およびスポンサークラブからの同意を得た場合には、クラブ細則により上限を設定できます(ロータリー章典12.010.3)。

ローターアクトクラブの正会員は、ローターアクターとして認められ、ローターアクトの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられます(RI定款12条3節)。

11.2 ローターアクトクラブの提唱(スポンサーシップ)

ローターアクトクラブには、所在する地区の境界内の、原則として最多で三つのロータリークラブまたはローターアクトクラブの提唱によって結成され助言を受けることができます。

ローターアクトクラブはガバナーによって承認された後、国際ロータリーの承認と認定を経て設立され、国際ロータリーの継続的認定なくしては存続できません(ロータリー章典12.020.)。

11.3 ローターアクトクラブの基盤

ローターアクトクラブは地域社会または大学を基盤とするものがありますが、大学を基盤とする場合、スポンサーロータリークラブは、その大学当局との全面的な協力の下に管理と助言を行うものとされています。

クラブは、運営面でも経済面でも自立しています。但し、ローターアクトクラブが大学を基盤とする場合、提唱ロータリークラブは、その大学当局との完全な協力の下に管理と助言を行うものとし、そのローターアクトクラブは、大学当局が学内の学生団体と課外活動に対して定めたのと同じ規程と方針に従わなければなりません。

また、地域社会または大学に拠点を置くクラブは、柔軟な会合時間や代替地を確立する目的で、または将来新しいクラブを設立する可能性のある現会員グループを奨励する目的で、クラブ会員を会員とする衛星クラブを設立することができます(ロータリー章典12.030.)。

11.4 ローターアクトクラブの目的

ローターアクトクラブの目的は、次の通りとされています。

ロータリー会員が、若い成人および職業人が社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的發展を通じてリーダーシップのスキルを養い、奉仕におけるパートナーとして世界平和と文化理解を促進する世界的視野を得られるよう、積極的かつ個人的にエンパワメントに力を注ぐことを通じて、若い成人によってもたらされる好ましい変化を認めること。

学生と若い職業人が、地元と海外における課題への持続可能な解決を生み出す社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的ネットワークを広げ、リーダーとアイデアを交換し、世界各地で末永い友情を培うためにロータリーのグローバルコミュニティと結びつき、地域社会と世界のリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。

(標準ロータリーアクト定款第2条)

11.5 ローターアクトクラブの活動およびプロジェクト

ローターアクトクラブの活動およびプロジェクトについて次のとおり定められています。

1. クラブは、クラブ活動の計画、運営、資金調達、実施において責任を有し、これに必要な資金、労力、創造力をクラブが自ら補うものとする。ただし、他団体との協力により合同プロジェクトまたは活動では、他団体とその責任を分担するものとする。
2. 本クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要な奉仕プロジェクト(地元の地域社会への奉仕を目的とするものと、国際社会への奉仕を目的とするもの)を実施するものとする。これらの主要プロジェクトでは、クラブ会員の全員またはほぼ全員が参加するものとする。
3. クラブのプログラムを実行するための必要資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、ロータリークラブまたは他のローターアクトクラブにより、時折あるいは臨時の資金援助以上のものを懇請したり受領したりすべきではない。スポンサークラブは、双方の同意がある場合に、資金的サポートを提供できる。奉仕プロジェクトのために集めた資金は、すべてその奉仕プロジェクトのために使用しなければならない。

(標準ロータリーアクトクラブ定款 第8条)

なお、ロータリーアクトクラブは一定の条件の下でグローバル補助金の提唱者となることが認められました。

11.6 ローターアクトクラブの財務

個々のローターアクターは、クラブの運営費を賄うために、所属ローターアクトクラブに年会費を支払うものとしますが、会費または分担金はごくわずかとし、クラブの管理費を賄うことのみを目的とするものとします。また、ローターアクトクラブが実施する活動とプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別にクラブが調達し、別個の口座にて管理するものとします。

さらに、クラブのすべての会計収支について、毎年1回、有資格者による完全な監査を行うものとします。

ローターアクトクラブのプログラム遂行に必要な資金を調達するのは、ローターアクトクラブの責務です。ロータリークラブまたは他のローターアクトクラブに資金的援助を広く求めてはいけませんが、相互に合意した場合は、スポンサークラブは資金的支援を提供することができます。

(ロータリー章典12.070.)

11.7 地区ローターアクト委員会

地区ローターアクト委員会は、同人数のロータリアンとローターアクトによって構成され、地区ローターアクト委員長(ロータリアン)と地区ローターアクト代表(ローターアクター)の両者が共同議長を務めねばなりません。

(ロータリー章典17.030.2.)

11.8 地区ローターアクト代表

二つまたはそれ以上のローターアクトクラブを有する地区は、その会員の中から地区ローターアクト代表1名を選挙しなければなりません。選挙の方法は、選挙に先立ち、ローターアクト会員によって決定され、地区ローターアクト委員会によって審議され、地区ガバナーによって承認されるものとされています。

地区ローターアクト代表は、ガバナーの指導と助言を受け、地区ローターアクト委員会および地区リーダーなどと協力して、以下を行うこととされています。

- a.地区ローターアクトニュースレターを作成、配信する。
- b.指導力研修を支援し、実施する。
- c.地区全域でローターアクトの推進と拡大活動を実施する。
- d.奉仕活動を計画、実施する(地区内のローターアクトクラブの4分の3の承認を得た場合)。
- e.ローターアクトクラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助を提供する。
- f.地区におけるロータリーとローターアクトの合同活動を調整する。
- g.地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を手配する。
- h.地区内のローターアクトクラブ役員の研修会を計画し、実施する。

(ロータリー章典12.080.2.)

11.9 地区ローターアクト会合および活動

ローターアクトクラブは、地区ガバナーの承認を得て、地区内のすべてのローターアクターおよびロータリアンが一堂に会し、一層の協力に向けた意欲を高めたり、重要な項目について議論したり、リーダーシップ研修を実施したりするための地区大会またはその他の会合を開催することができます。

クラブレベルを超えたローターアクトクラブ会員による会合はすべて、立法の権限を持たず、またそのような権限があるかのように会合を運営、実施してはいけません。

地区レベルのローターアクトの会合で、地区内ローターアクトクラブの4分の3が投票することにより、地区の奉仕プロジェクトを実施することができますが、このようなプロジェクトはガバナーの承認を得なければなりません。

(ロータリー章典12.080.3.)

12. 四つのテスト

12.1 テイラーと四つのテスト

ロータリーの哲学を端的に表現し職業奉仕の理念の実行に役立つものとして、四つのテストがあります。このテストは、シカゴのロータリアンであり、後にロータリー創始50周年(1954-55)に国際ロータリー会長を務めたハーバートJ. テイラーが、1932年の世界大恐慌のときに考えたもので、商取引の公正さを測る尺度として、以後、多くのロータリアンに活用されてきました。彼は、シカゴに本拠をおくジュエル・ティー (Jewel Tea) 株式会社の代表役員でしたが、1932年にクラブ・アルミニウム (Club Aluminum) 製品株式会社を破産の危機から救ってほしいと要請され、クラブ・アルミニウム社に移り、この会社を再生させる決心をしたのです。大不況の中で、低迷している会社を再生させるには、会社の中に、同業者にはない何かを育成しなければならないと考えました。テイラーはその何かに社員の人格と信頼性と奉仕の心を選んだのです。そして、その育成の

指針として会社の全従業員が使えるような倫理上の尺度として作られたのが四つのテストです。

四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

言行はこれに照らしてから行うべし

テイラーの会社の4人の部長は、それぞれ宗教的立場が違いましたが、全員、このテストが、自分の信じる宗教に合致するだけでなく、会社や個人の生活にも模範となる価値観を与えてくれると述べたということです。四つのテストは簡単な言葉ですが、クラブ・アルミニウム社の苦境期の決定を下す基盤となりました。会社の広告も、テストに照らし合わせて検討し、最上、極上などの表現を避け、製品の実際の姿を手短かに述べるかたちになりました。ライバル会社への非難、悪口は、広告や販売推進パンフレットから姿を消しました。従業員は四つのテストを暗記するよう求められ、やがて、テストは、仕事のあらゆる面における指針となりました。その結果、信頼と好意の雰囲気、取引先や顧客や従業員の中に生まれ、会社の業績が次第に好転していきました。5年後の1937年までに40万ドルの負債は利子とともに完済され、その後の15年間で、会社は株主に対して100万ドル以上の配当を行い、その資産は200万ドル近くになりました。テストによって自分の生き方が変わった、と述べる手紙が数えきれないほどハーバート・テイラーのもとに寄せられたということです（四つのテスト—その由来をひもとく、ダレル・トンプソン、THE ROTARIAN 1999年10月号、ロータリーの友2000年1月号掲載、ロータリーの友2003、2010年10月号再掲載 四つのテスト、田中毅、職業奉仕の理念と原点、<http://genryu.org/tanaka/general/00101jp.pdf>）。

RI理事会は、1943年に正式に四つのテストを採択し、その著作権は、1954年、ハーバート・テイラーがRI会長の時に、彼からRIに寄付されました。また、2004年の規定審議会において四つのテストを明記した決議が行われています。四つのテストは職業奉仕の理念を端的に表すものとして、国際ロータリーにより多くの言語で出版されています（奉仕の一世紀 国際ロータリー物語、デイビット C.フォワード著、日本語訳監修 菅野多利雄（2003）、第13章「職業奉仕」参照）。

12.2 四つのテストを考える

ロータリーの目的（綱領）、ロータリアンの行動規範、五大奉仕の定義がロータリーの奉仕の理念とその実践を示すものであるのに対し、四つのテストは日常の商取引・産業活動におけるロータリアンの言行の自己評価のためのテスト形式の規準として導入されたものであります。ただ、新入会員にロータリーを最初に説明するときに、四つのテストがよく使われるように、このテストの邦訳には、ロータリー精神が、ロータリアンのみならず一般の職業人にも理解できるような形で、簡潔かつ的確にまとめられています。ロータリークラブあるいはロータリアンが理念の実践を通して社会に対する真実のともし火となる時の重要な規準となるといっても過言ではないでしょう。四つのテストの英語の原文は次のとおりです。

The Four-Way Test

Of the things we think, say or do

1. Is it the TRUTH ?
2. Is it FAIR to all concerned ?
3. Will it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP ?

4. Will it be BENEFICIAL to all concerned ?

Is it the TRUTH?の邦訳は「真実かどうか」です。ただ、この訳で、真実とは嘘偽りのない本当のことというように単純に考えるのではなく、次節でのべるように、もう少し深く考えて、「物事の原理・原則、根本原理に適っているかどうか」と理解するのがよいと思われます。

2番目のIs it FAIR to all concerned?のFAIRは、人々に対して、その場の状況に応じて、私的感情をあまりまじえずに、偏り無く対処することを意味しますので、この文章の邦訳は「みんなに公平か」よりは、田中毅氏（田中毅、二つの奉仕理念2007年）の言われる「みんなに公正か（みんなに公正に対処しているか）」の方が原文の意味を適切に伝えていると思われます。ロータリアンの職業宣言の第4項には、この四つのテストの2番目の文章とよく似た文章（Be fair to my employer, employees, associates, competitors, customers, the public, and all those with whom I have a business or professional relationship）が書かれていますが、この文章のfairは公正と邦訳されています。

真実とは、時として信念の要素を含むことがあります。それが相手を困らせることが無いような配慮も要するという事を、言外ににじませていると言えないこともありません。

四つのテストは商取引に関連して作られたものであり、all concerned は取引先のことなのに、四つのテストの邦訳はall concernedをallと同じに捉えている、という田中毅氏の指摘（上記の田中毅、二つの奉仕理念、参照）は、このテストの使用を商取引に限るのであれば、全く正しく、反論の余地はありません。しかし、ロータリーの会員にはその職業が商取引には直接関係しない人達がかかりることや、四つのテストが商取引以外の場でも使われる可能性が高いことを考慮すれば、ロータリアンの日常生活のすべての言行に適用できる現行の邦訳の方が適切とも考えられます。

3番目のWill it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP?は「自分の考え、意見、行いが他との好意・友情を一層密にするか」という問いかけであり、他の人々と付き合うときの、ごく自然で基本的な対処の仕方です。ここではある程度の私的な感情がまざるのはやむを得ませんが、大事なことは、それが他を排除するものであってはならないということです。

4番目のWill it be BENEFICIAL to all concerned?のBENEFICIALは、四つのテストを商取引のみに関連するものと考えれば、「利益をもたらす」という形容詞になりますが、ここでは、上にも述べたような理由で、もっと広い意味に考えて、「有益な」と訳すのがよいと思われます。したがって、この文章の邦訳は現行の「みんなのためになるかどうか」が適切ということになります。道徳的な基準は、自分が何かを行うときの他への態度の規範ですが、それは当然、直接の相手だけでなく、その周辺の人達への配慮も含んでいなければなりません。これが「みんなのためになるかどうか」と考えられます。「好意と友情を深めるか」の判断で私的な感情が強くなり過ぎないように戒めているという解釈もできます。

いずれにしても、ロータリアンの言行は「この四つの問いのすべてに『イエス』と答えられるものでなければならない」ということを忘れてはなりません。

12.3 真実とは

ここで、四つのテスト1番目の「真実かどうか」に関連して、「真実とは何か」について少し考えてみたいと思います。辞書を引くと、真実とは、「嘘偽りのない本当のこと」と書いてあります。商取引の世界での本当とはどういうことか、事実という語とどう違うのかを考えてみましょう。あるデパートで大量に売れ残ったレインコートを処分するのに広告主任が「当店には売れ残り処分しなければならないレインコートが沢山ある。これらは、店晒しの品で、いたんだものも含まれて

いるが、新品同様のものもある。格安の値段で提供させていただくので、是非ご来店いただきたい」という意味の広告を出したところ、レインコートは僅か30分で売り切れたという話を2680地区パストガバナー深川純一氏が講演で紹介しておられます。深川氏はこれらの客は真実を買ったのだと述べておられます（職業奉仕のお話、国際ロータリー2660地区2006-2007年度職業奉仕委員会。）広告を見て集まった客は、デパートが至急に処分しなければならなくなった商品の品質とその理由を正確に述べた広告の内容の底に潜む「商品を廃棄処分してしまうのではなく、それを格安の値段で提供することで、デパートも客も幸せを共有しよう」という広告主の真実を読み取ったのです。事実の全てを正確に伝えることで、相手にその根底にある真実を読み取っていただけるという好例です。もし、上記の広告文から『店晒しの品で、いたんだものも含まれている』という内容が抜け落ちていたとしても、その内容が事実でないとはいえません。しかし、それでは、内容の一部欠落がたとえ故意によるものでなくても、真実は伝わらないのです。

一方、自分の競争相手やその商品の欠点を広告に書き込むようなことは、前記の深川氏も述べておられますが（職業奉仕のお話、国際ロータリー2660地区2006-2007年度職業奉仕委員会）、たとえば、それが長所とともに書き込まれていて、その商品の事実の全てを記述するものであったとしても、真実を伝える広告とはいえません。競争相手を誹謗し、自分の利益のみを増大しようという意図が含まれている文章は真実を伝えているとはいえませんからです。このような広告は四つのテストの2番目のFAIRの原則にも反するものであります。先にも述べたように、四つのテストのそれぞれを個別のものとは考えずに、全体を一つに融合したものと捉えて、自分の言行を判断する事が重要です。

このように、事実と真実とは強いつながりを持っていますが同じではありません。真実とは、互いに関連するいろいろな事実をうまく説明できる、あるいは、それらと合致する考え方ということも出来ます。時の経過とともに多くの正確な事実が蓄積され、それらをつかさどる根本原理も少しずつ深まっています。真実は時代とともに深化するのです。自然科学の分野に例をとれば、「物はすべて分子という非常に小さい粒子から出来ている」という自然科学者でない人達でもよく知っている分子の概念も、それが提唱されたときから現在までの間に、多くの実験事実の積み重ねによって、非常に精緻なものとなりました。真実は、また、人によっても異なることがあります。同じ事実を知ったとしても、その人の経験や洞察力によって、いくつかの似通った事実を統一して説明できる概念、すなわち抽出できる根本原理、真実が若干違うこともあるのです。その意味で、真実はその人の信念、あるいは、確信の性格を持つこともあります。事実は、また、場所による偏りを示すこともあります。したがって、それに基づく真実も場所によって多少の違いが出てくることとなります。真実は、それに関わる人、時代、場所とともにある種のゆらぎを示しつつ、次第に深まり、最終的には唯一つのものに収斂していくといえます。ロータリーの奉仕の精神、すなわち、ロータリーの真実の変遷にもそれが見られるように思います。

第3章 クラブの組織と諸活動

ロータリーの諸規則は、2016年の規定審議会で大幅なクラブ運営の柔軟性など大きな変更が採択されました。また、2019年の規定審議会ではローターアクトクラブの国際ロータリーへの加盟が認められるなど、近年状況の変化に対応し大きく変わりつつあります。

本章では主にロータリークラブの組織と諸活動について説明します。

13. 会員

13.1 国際ロータリー(RI)会員

国際ロータリー(RI)は、全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体であり(RI定款第2条)、RI定款、細則を遵守し、国際ロータリー制定の標準クラブ定款、または標準ローターアクトクラブ定款をそれぞれ採択し遂行する世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブが会員です(RI定款第4条)。

ロータリークラブ(以下、単にクラブと略します)はRI定款第4条第2節に定められた成人である正会員とロータリーの理想推進とその目的に末永く貢献したことに依って推薦された名誉会員の2種類の会員によって構成されています。RI定款第4条第2節で定めるクラブ会員の要件は次の通りです。

1. 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
2. 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
3. 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある

クラブが新たにRIに加盟するには多様な職業分類が含まれた正会員20名以上で構成の上、加盟金を添えてRIに申請しますが、RI理事会が承認した日を以って新しいクラブが誕生したことになります。

クラブは会員数に応じて人頭分担金、追加人頭分担金、比例人頭分担金(新入会員)等の会費をRIに毎年納付しなければなりません。(RI細則18.030.、18.040.)

クラブまたはローターアクトクラブがRIに対する金銭的債務の支払いを怠った場合、あるいは、所属する会員がロータリー財団の資金を不正に使用したり管理に関する方針の遵守を怠ったときは、RIは当該クラブの加盟を停止、または終結させることができます(RI細則3.020.1.)

また、RIは、期限までに会員の変更をRIに報告しなかったクラブ、機能を停止したクラブ、例会を定期的に行わないクラブ、その他の機能を遂行できなくなったクラブ(またはローターアクトクラブ)を終結することができます(RI細則3.020.2.、3.020.3)。

さらに、会員数が6名未満となったクラブはガバナーの要請により、クラブを終結することができます。(RI細則3.020.4.)

しかし、それ等の債務の他、懲戒に至った問題が全て解決されたとRIが判断した場合は加盟停止を解除し権利を復帰させることができますが、加盟停止の原因が6カ月以内に改善されなかった場合、そのクラブまたはローターアクトクラブは終結されます(RI細則3.020.6)。

2010年の規定審議会でEクラブが新たにRIの会員として、その加盟が承認されました。これは、直接顔を合わせて会合を開く代わりに、主としてインターネット上で例会を開くクラブで、それ以外は通常のクラブと変わりません。身体的事情、地理的事情、仕事のスケジュールなどの理由で、決まった時間の週例会に行くことができない事業・専門職・地域のリーダーにとって、ロータリークラブ入会の可能性をもたらす選択肢となります。Eクラブでメイクアップをすることも可能で、世界の各地区でEクラブの設立が拡がりました。2016年の規定審議会で従来クラブでもオンラインによる例会が認められ、Eクラブでも顔を合わせた例会が可能となり両者の区別はなくなりました。

2013年の規定審議会で衛星クラブが新たに定義されました。これは、クラブの中にあるクラブとでもいふべきものですが、例会はスポンサークラブとは別に行われます。詳細は17.9.5小節をご

覧ください。

2016年の規定審議会では、ロータリーのルールが大きく変更されました。主なものは、標準ロータリークラブ定款に「クラブの目的」を追加、従来型クラブとEクラブとの区別を削除、クラブ入会金規定の削除(クラブの裁量で決定)、五大奉仕部門の職業奉仕の定義に、「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる」を追加、会員身分の条件を簡潔化などです。また、クラブ例会頻度と出席に関する規定、会員種別の規定などについて、クラブ細則でRC定款に従わない規定を定めることが可能となりクラブの裁量がより拡大されました。

2019年の規定審議会では、会員身分の公職に就いている人とRI職員に関する規定を削除、メイクアップルールの変更(例会の定例の時の前14日または後14日の規定を、同年度以内に変更)、職業分類の会員数制限の廃止、ローターアクトクラブのRIへの加盟申請を可能とする、など大きく変更されました。

2022年の規定審議会では、ローターアクターもロータリークラブや衛星クラブの例会に出席できること、クラブから提出する月次出席報告の廃止、出席規定適用免除を申請のみで理事会決定不要とすること、会員基盤に多様性に公平さ、インクルージョンを加えバランスのとれた構成とするよう努めること、正会員はどのクラブの入会候補者でも推薦できること、衛星クラブはスポンサークラブに限らずどのクラブの会員でも入会できること、などの変更が行われました。

13.2 ロータリークラブ会員

ロータリークラブの会員は正会員と名誉会員の2種類です。

クラブは、細則で規定することにより、正会員と名誉会員以外の会員の種類を設けることができますが、これらの会員は正会員または名誉会員のいずれかの会員としてRIに報告されることとなります(RC定款第8条第3節)。

正会員：善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲がある成人であって、クラブが承認した人を正会員とします。(標準ロータリークラブ定款第8条第3節)

2016年の規定審議会の決定により、その他の従来の条件(事業の経営者、法人の役員、地域社会のリーダーなど)はすべて削除され、地位よりも資質を重視する資格条件となりました。

ロータリークラブの正会員は、当該クラブが設ける衛星クラブを除き、RC細則で特段の定めがない限り同時に他クラブの正会員またはローターアクトクラブの会員になることは出来ません(RC定款第8条第5節、第8条第7節)。

名誉会員：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であると見なされ推薦された人を、期間を定めて理事会が名誉会員に選ぶことができます(RI細則 4.050.)。

名誉会員は、RIの徽章(emblem)、バッジ(badge)またはその他の記章(insignia)を着用する権利を与えられます(RI定款第12条第2節)。名誉会員は会費の納入を免除され、所属クラブの各種会合に出席でき、またクラブのあらゆる特典を享受できますが、職業分類、各種役職のほか選挙権は保持できません。例外として他クラブを訪問する権利は認められています。また、複数のクラブで名誉会員の身分を保持できます。

(RC定款第8条第6節、RI細則第4条4.050.)

13.3 正会員

13.3.1 正会員の入会

クラブは多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとします。いかなるクラブも、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくはRI定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできません(RI細則4.070.)。

正会員の入会にあたっては、たとえ経営組織や法人企業の所属であっても、あくまで個人の資格で推薦されることになっています(ロータリー章典4.020.)。-

クラブへの新会員の推薦は、自クラブに限らずどのクラブの正会員でもできます(RI細則4.090.)。

入会候補者の入会手続きについて明確な定めはありませんが、一般的に行われている次のような手続き方法をRC細則に定め運用しています。(あくまで一例です)

「適格な条件で推薦された被推薦者については、標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の全てを満たしていることをクラブの理事会が確認し、推薦書の提出後30日以内に承認・不承認を決定した上で、クラブ幹事を通じて推薦者に通告します。クラブの理事会が肯定的であれば被推薦者に対し、ロータリーの目的、会員の特典と義務について説明を為し、被推薦者の申告書による本人の氏名と職業分類をクラブの例会において発表することの承諾を求めなければなりません。発表後、クラブの理事会は正会員に対し被推薦者の入会に対する賛否を求め、7日以内にクラブ所属会員の誰からも異議の申し立ての無い場合、被推薦者は所定の会費(定めのある場合入会金も)を納付後正会員となります。また、会員から異議の申し立てがあった場合、再度理事会を開き、当該被推薦者の入会について票決を行います。正会員からの異議申し立てがあったにも拘わらず、理事会が承認した場合は、所定の会費を納付し正会員となります。」

入会候補者は、入会と同時に国際ロータリーに対し人頭分担金、その他比例分担金等の負担金を支払うことにより、国際ロータリーに正会員として登録され、所属したロータリークラブから会員証の発行を受け、バッジが授与されます。会員証は世界中のいずれかのロータリークラブを訪問する際に自己紹介の手段として活用できます(ロータリー章典4.050.)。

なお、クラブ入会金の取扱いについてはクラブ判断とし、具体的な事項を細則に規定します。

13.3.2 公職についている場合の取り扱い

2019年までは、公職についている人の入会は認められませんでした。13.1で説明したように、2019年の規定審議会の採択を受け、公職についている人(またはついた人)の規定が無くなりました。

13.3.3 移籍ロータリアンまたは元ロータリアンの処遇

会員または元クラブは、移籍会員または元会員の入会を推薦することができますが、他のクラブに対して負債がある候補者は、クラブ細則に特段の定めがない限りクラブへの入会資格がありません。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったこと、また、同会員がそのクラブに負債があるかどうかを記した確認文書を受理することを条件とします。30日以内にこの文書が提供されなかった場合、当該会員はかつての所属クラブに対して負債がないと見なされます(RI細則4.030.、4.100.)。

13.3.4 会員身分の終結

1) 自動的終結

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとします(RC定款13条第2節)。

2) 会費不払いによる終結

会員が所定の納付期限後30日以内に会費を納入しない場合、クラブ幹事が書面をもって催告し、催告の日付の10日以内に納付がなければクラブは理事会の裁量で会員身分を終結させることができます。かかる本人からクラブに対し要請があり、全ての負債が完済されればクラブに復帰できます(RC定款13条第3節)。

3) 欠席(出席率不足)による終結(RC定款13条第4節)

RC細則に特段の定めがない限り、規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない場合に会員身分を終結されることがあります。

ただし、クラブはこれに従わない規定を細則で定めることができます。

(a) 出席率。会員は、

(1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければなりません。

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければなりません(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、またはRI役員の欠席、もしくは出席免除の場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられますので、理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができます。

4) その他の原因による終結(RC定款13条第5,6,7,9節)

所属クラブの正会員が四つのテスト、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準に照らして会員身分の全般的資格条件に欠ける場合や他に充分と認められる根拠がある場合、理事会に出席し投票した理事会メンバーの3分の2以上の賛成投票があれば、かかる会員の身分を終結させることができます。この場合、会員身分が終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければなりません。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利があります。このような予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければなりません。また、会員身分の終結に対し、かかる会員は、クラブに対し調停または仲裁を求める権利もあります。いかなる理由にせよ本クラブの会員身分が終結した者は、入会時から終結に到る間に得たなんらかの権利、本クラブに属する資金その他の財産に対して全ての関与権を喪失します。

13.3.5 多様な会員の種類

2016年の規定審議会の決定を受け、従来の正会員のほかにいろいろな会員をクラブ独自に規定することができるようになりました。(RC定款8条第2節、第7節)

いろいろな会員を設ける場合、会員の種類ごとに例会の取り扱い、例会の出席義務、入会金、会費などについて検討しクラブ細則に織り込む必要があります。また、これらの会員はRIに「正会員」（もしくは名誉会員）として届ける必要があります。

この制度を活用して、新会員の入会促進、退会防止に役立てることが出来ますので必要に応じ検討していただきたいと思ひます

。

(いろいろな会員の種類の例)

- ・OB会員、シニア会員…退職、高齢による退会の防止
- ・ジュニア会員…若い人の入会促進
- ・法人会員…同じ法人から複数の会員を入会
- ・遠隔地会員、オンライン会員…例会にオンラインで出席
- ・アラカルト会員…例会時に食事をとらない会員
- ・家族会員 等

13.4 正会員の義務

13.4.1 入会金と会費の支払い

2016年規定審議会で、入会金は義務ではなくなり、クラブの裁量によることとされました。多くのクラブで入会金が廃止されていますが、RC細則で定めがある場合には入会に先立ち、所属ロータリークラブに入会金を納入しなければなりません。入会后正会員としての資格を保持するには、会員身分が終結するまで、RC細則に定める会費を支払う義務があります(RC定款第12条)。

なお、クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができます。さらに、クラブはこの年齢層の新会員のために地区会費を負担することができ、また地区は、地区研修・協議会あるいは地区大会での決定により、この年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができます(ロータリー章典5.010.3.)。

また、会員は国際ロータリー理事会の指定する機関雑誌を購読しなければなりません。(RC定款第15条)。日本においてはロータリーの友が地域雑誌として機関雑誌に指定されています。

13.4.2 ロータリーの目的(綱領)の受諾とクラブ定款・クラブ細則の遵守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾したものとされます。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができます。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとされます(RC定款第16条)。

13.4.3 例会出席の義務

会員は、出席規定の免除会員などを除き、RC細則に定められた日および時間に開かれる例会に直接またはオンラインで出席する義務があり、ロータリー年度の半期ごとにメイクアップを含む出席率が少なくとも50%以上、またホームクラブでは30%以上の出席をしなければなりません。いずれの例会場であっても充当された時間(日本では概ね1時間)の60%は会場に留まらなければなりません。会員は、また、クラブの奉仕プロジェクトおよび他の行事や活動に参加しなければなりません。会員はクラブ理事会承認の行事や活動への参加の実績を出席率の充足に使うこともでき

ます [RC定款第10条第1節およびRC定款第13条第4節 (a)]。

ただし、クラブはこれらに従わない規定を細則に定めることができます。(RC定款第10条第7節)

13.5 正会員の特典

- ① 国際ロータリーの徽章 (emblem) ・バッジ (badge) その他の記章 (insignia) の着用が認められます。但し、商業上の利用は禁止されています (RI定款12条、ロータリー章典第34条)。
- ② 世界のロータリークラブに自由に出席することができます。但し、元所属クラブで会員身分を終結された会員は元所属クラブへの自由参加の特典は除かれます (ロータリー章典4.080.)。
- ③ 所属クラブのあらゆる会合、所属地区諸会合、国際大会等の出席、参加が自由にでき、世界のロータリアンと友人になる機会が得られます。
- ④ ロータリークラブの職業分類を代表して選ばれた正会員は地域社会の各種事業の横断面を形成しており、地域のニーズを把握した奉仕の理想を推進するそれぞれの会員が自身の職業を通して社会への奉仕の機会が生まれます。
- ⑤ ロータリークラブへは本人の意志、希望のみで入会はできません。正会員にはどのクラブに対しても適格な人を会員として推薦する権利が与えられています。

13.6 女性会員

ロータリークラブでは、1905年の創立以来、会員は男性に限定していましたが、女性の社会での活躍を受け1950年頃から女性会員を認めようという動きが出てきました。1964年の規定審議会では、セイロン (現在のスリランカ) のロータリークラブからロータリークラブへ女性の入会を認めるという制定案が提出されましたが否決され、以降幾度も提案されましたがいずれも賛成が得られませんでした。

そのような中で、米国カリフォルニア州デュアルテ・ロータリークラブは、RI定款と標準ロータリークラブ定款に反しながらも、女性の会員を入会させました。この違反により、同クラブは、1978年3月に国際ロータリーへの加盟を終結されました。(後に1986年9月に復帰加盟)

1983年にデュアルテ・ロータリークラブが起こした訴訟で、カリフォルニア州最高裁判所は国際ロータリーを支持する判決を下しましたが、1986年、控訴裁判所は下級裁判所の判決を覆し、カリフォルニア州では男性のみを会員とする規定を施行できないとしました。カリフォルニア州最高裁はこの決定を退け、米国連邦最高裁判所に控訴しましたが、1987年5月4日、米国連邦最高裁判所は、ロータリークラブが性別を理由に女性を会員として拒否することはできないという判決を下し一連の訴訟は終結しました。これを受けてRI理事会は米国での女性会員の入会を認め、引き続きカナダでも認めました。米国最高裁の1987年判決後に初めて開かれた1989年の規定審議会では、ロータリークラブの会員は男性に限られるとするRI定款の要件を削除するよう可決され、女性は世界中のロータリークラブで入会が認められることとなりました。

これ以降女性会員は増え続け、現在(2023/3)では世界全体で30万人を超え、女性会員比率は25%を超えました。しかし日本における女性会員の比率は7.5%と世界全体からは大きくかけ離れています。ちなみに2660地区の現在の女性会員比率は9%で、日本平均をわずかに上回っているものの、世界全体からは大きくかけ離れています。

ロータリーにおける女性の活躍は目覚ましいものがあり、地域社会で奉仕活動を行う女性会員の数やリーダー職に就く女性会員の数も年々増えています。2022 - 23年度には国際ロータリー会長と

して、ウィンザー・ローズランド・ロータリークラブ（カナダ、オンタリオ州）会員のジェニファー E. ジョーンズ氏が初めての女性会長として就任しました。

現在のロータリーの最優先事項は、会員基盤の成長と多様化を図り、私たちが奉仕するコミュニティを反映した会員基盤を築くことです。より多くの人々が結束すれば、より大きなインパクトをもたらす、参加者の基盤を広げられることから、ロータリーでは多様性、平等さ、開放性(DEI)を重視しており、女性会員の増加は大きな課題です。

13.7 その他

ロータリークラブでは任命された委員会その他の務めに対して、その任務が奉仕の具体的な活動と考え、断らない習慣があります。全てについて時間の厳守、何事に対しても返事は24時間以内と伝統的な習慣があることも守りたい伝統の一つです。

14. 職業分類とその意義

14.1 職業分類の経緯

ロータリー発祥の歴史からも理解できるように、職業分類を原則とした会員制のロータリークラブは事業や専門職務として地域社会を代表する人達で構成され、地域の特色を表す横断面を形成する努力を行ってきた経緯があります。いずれのロータリークラブにおいても職業分類を重視した均衡の取れた会員構成が期待されています。これは、例会による親睦を媒体としながら、同業者間での過度な競争を避け、広く異業種間交流を行うことによって、他人の意見を自己研鑽の糧とし職業倫理の高揚と事業の向上発展に寄与できるという考えに基づいています。

14.2 職業分類の拡大解釈

ロータリークラブでは、正会員を、事業、専門職務、職業、または社会奉に従って、一般世間が有益と認める事業や活動の種類をもとに「職業分類」として分類します。(RC定款第9条第1節)。

現在は、クラブの所在地域内の職種の多様な変化に対応するために、実際の会員身分の原則に従い職業分類の修正を行い、職業分類の慣行を慎重に考慮しつつも、現代の事業、専門職務および社会奉仕の環境に合わせるために必要な場合は、職業分類の拡大解釈を適用することが求められています(ロータリー章典4.030.)。その結果として幅広い奉仕活動が可能になり、かつ専門職としての活動や奉仕活動の成果を幅広く行き渡らせることが可能になりました。

職業分類は、従前は1業種1名を原則としていましたが、2001年の規定審議会での決定により、1業種5名を原則とし、さらに会員数が51名以上のロータリークラブでは、全会員の10%を超えない範囲で、同一職業分類に属する人を正会員として迎え入れることができるように変更されました。

さらに2019年の規定審議会では、この職業分類による会員数の制限が廃止されましたが、特定の職業分類に偏らず、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとされています(RI定款第4条第2節、RI細則4.070.、RC定款第9条)。

15. 例会と出席 (SAA、卓話、ニコニコ箱)

15.1 例会と例会場

RC細則で定められた日時、場所で直接顔を合わせるかオンラインなどで会合を開くことを例会と呼びます。例会場は、いかなるロータリアンもゲストも迎え入れるべき公式な会合の場所として、国際ロータリーの公式名簿に記載されており、例会場はクラブの所在地域内に設けるべきとされて

います。

なお、2016年の規定審議会の決定を受け、例会の開催頻度はクラブ細則で定めることができるようになりましたが、少なくとも月に2回、例会を行わなければなりません(RC定款第7条第1節)。

例会の議事の順序については各クラブで決定出来ますが、ロータリー章典第7条（クラブ例会および出席）を参考に企画進行させ、自己研鑽と奉仕の実践の為の会員間の親睦を図る場として開催すべきものとし、単なる食事会や雑談、懇親を楽しむ会とならない様に努めましょう。

15.2 例会出席

例会出席は正会員の最も基本的な責務で、会員がお互いに胸襟を開いて親交を深め、奉仕を語り合う機会です。会員は、第13節でも述べたとおり、クラブで定めた前半・後半の6ヶ月間に、自己の所属クラブでは、それぞれ30%以上出席し、且つ、年間通算の出席率は出席補填を含めて50%以上であることが必要です。また、例会は概ね1時間ですが、少なくともその60%は会場に止まる義務があります。

ただし、クラブはこれらに従わない規定を細則で定めることができます。

(RC定款第10条、第13条)

15.3 出席の補填（メイクアップ）

所属クラブの例会に出席できなかった場合には、同じ年度内に他のロータリークラブの例会(オンライン例会含む)に出席するか、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動の例会、RI国際大会、規定審議会、国際協議会、各種ロータリー研究会、地区大会、地区の各種委員会、インターシティ・ミーティング（IM）などへの出席、あるいは理事会または理事会が承認したクラブの奉仕プロジェクトやその他の行事で補填することができます。また、転勤による長期欠席の場合は、転勤先の指定ロータリークラブと所属ロータリークラブの合意があれば、ホームクラブの出席と同様に扱われます。

なお、クラブは、出席補填の期間を従前の通り14日とするなど、上記に従わない規定を細則で定めることができます（RC定款第10条）。

出席補填は、訪問先での出席証明を受け取り、自クラブに郵送または直接幹事に提出、または申告することで完了します。

15.4 出席免除

次のような場合は出席規定の適用は免除されます。（RC定款第10条第5節）

- ① 当該会員が置かれている条件と事情が例会の欠席を認めるのに正当かつ十分な理由を持つと理事会が判断した場合は最長12カ月を限度として、出席が免除されます。ただし、健康上の理由、子どもの誕生などの理由で12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会は当初の12カ月を超えて延長することができます。

この場合の欠席は、出席記録上では欠席にはなりません。

- ② 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用免除の希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされていると判断される場合には、出席が免除されます。

(RC定款第10条第5節)

ただしクラブは、これらに従わない規定を細則で定めることができます。（RC定款第10条第7節）

また、出席率算出の詳細は第37節ロータリーQ&Aの出席率の計算の項を参照して下さい。

15.5 SAA（会場監督、Sergeant-at-Arms）

SAAは、もともと議会や宮廷の秩序を維持し、命令を執行する官吏、守衛の意味で、中世ヨーロッパの宮廷で外国の賓客を招いたレセプションが開かれる場合、その会場をとりしきる役職などを指しますが、ロータリーのSAAはこれを模したものです。ロータリーで、SAA が正式な役職として定められたのは1906年で、ポールハリスなどが任についています。

ロータリーでのSAAは、例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気で開催されるための進行役を務めるもので、クラブ役員の1人が担当します。会の進行、私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、親睦委員とも協力し、共に来客や会員を笑顔で迎え入れることも受け持ちます。例会途中での退席者への注意も任務の一つです。SAAは会の進行に関して最高の権限を持つ執行機関の役員です。会員の人数を考慮し、理事会の承認を得て、副SAAを選任することも出来ます。

15.6 卓話

例会で後半の約30分間に、会員、または講師を招いて話を聴くことを卓話と呼び、ロータリーの特徴の一つです。卓話者は、自己の職業を通して社会に奉仕している専門的な話やものの考え方、事業に対する取り組みなどの他、ロータリーに関する話、ビジネスや社会の動向、科学や教育・文化、気の張らない楽しい話も含めて、会員にとっては知識を深め教養を高め、情操を豊かにするようなテーマを選ぶことが望まれます。東京RC創始者で初代会長の米山梅吉氏は「ロータリーの例会は人生の道場である」と表現されましたが、友人との語らいや有意義な卓話を聴き、和やかな雰囲気で例会に参加することはロータリアンにとって何ものにも代え難い収穫となるでしょう。

15.7 ニコニコ箱

ロータリーには、会員を始め会員の家族、親族、事業所などで喜びや祝い事があった時、あるいはちょっとしくじりごとがあった時に、ニコニコ箱に寄付を入れる習慣があります。個人の自発的な寄付行為ですので、自由であり強制ではありません。ニコニコ箱への寄付金は、一般には、奉仕活動基金に使用されています。当2660地区のニコニコ箱の元祖は、大阪ロータリークラブの「罰金箱」から始まり、その後「良心箱」とも称しましたが、今では「ニコニコ箱」という呼び名が定着し、現在では他の地区でも多く利用されています。

16. ロータリークラブの行事と会合

16.1 クラブ例会・年次総会

ロータリークラブの行事の中で、クラブ定款で定められているクラブの会合は、「例会」と「年次総会」です。特に例会については、15.1小節でも述べた通り、「RC細則で定められた日時に直接顔を合わせるか、オンラインなどで開催する」ことが義務付けられております。

各年度の役員を選出する年次総会の開催も同様にクラブ定款で義務化されております。

なお、クラブ例会・クラブ年次総会・理事会の取り決め方についての詳細は各クラブの「RC細則」で個別に定めることになっています。

16.2 クラブフォーラム

クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の五大奉仕部門委員会主催のクラブフォーラム（討論会）は、奉仕部門ごとに最低年1回、開催するように奨励されています。各奉仕部門担当の役員・理事・委員長が討論リーダーとなり、それぞれの部門のクラブ活動の内容や課題について、会員が意見を出し合い、フリーディスカッションをするのが本会合の目的です。クラブフォーラムは元来「クラブ会員による討論会」ですから、主催者側からの一方通行的な卓話や情報の

提供だけで終わらないように進めることが重要です。

16.3 クラブアセンブリー（クラブ協議会）

クラブアセンブリー（クラブ協議会）は、クラブのプログラムと活動もしくは会員教育について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含むクラブ会員全員の会合です。すべてのクラブ会員は、協議会に出席することが強く奨励されています。クラブ会長、もしくは指定された他の役員が、クラブ協議会の議長を務めます(ロータリー章典7.040.)。

クラブアセンブリー（協議会）の開催頻度はクラブにより異なりますが、一例を次に示します。

第1回目：次年度のための地区研修・協議会終了後、次年度のRI及び地区の活動方針について報告と協議を行ない、同時に次年度クラブ会長のクラブ運営方針の発表を行なう場とする。

第2回目：新年度の開始直後の早い時期に開催し、各奉仕部門及び各委員会のクラブ活動計画について発表と協議を行なう。

第3回目：ガバナー公式訪問前に、ガバナー補佐同席のもとに開催し、ガバナー補佐はガバナーに対してクラブの活動状況を報告する。

第4回目：上半期末に開催し、各奉仕部門・委員会の上半期中の活動の総括と下半期の活動計画について協議する。

第5回目：下半期中頃に開催し、各奉仕部門・各委員会の活動状況の再チェックを行なう。

第6回目：次年度の役員・理事・委員長と合同で開催し、本年度活動の総括と次年度への引継ぎを行なう。

なお、クラブ協議会開催の際には、ガバナー補佐・ガバナー補佐エレクトの出席を要請し、クラブ活動全般についての指導を受けることが推奨されています。

16.4 クラブ情報集会・クラブ研修会

情報集会は、過去には「家庭集会」、或いは「炉辺会合」とも呼ばれていました。現在では親睦会を兼ねた「情報集会」を開くクラブが多くなっています。当2660地区では、クラブ研修委員会、あるいは規定情報委員会の主催のもとで、各クラブがいろいろなかたちの「ロータリー情報集会」あるいは「クラブ会員研修会」を企画・開催されることをお奨めしています。

16.5 ガバナー公式訪問

RIが定めているガバナーの任務の中で重要な項目の一つとして、個々のクラブあるいは複数合同の例会への公式訪問があります。その目的は、①ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心をもたせる、②弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う、③ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる、④クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う、⑤顕著な貢献をした地区内のロータリアンをガバナー自らが表彰する、ことです。ガバナー補佐制度の導入によりガバナー公式訪問とガバナー補佐のクラブ訪問で各クラブの運営と活動に対する地区からの支援体制がより一層強化されました。

17. クラブの組織

17.1 クラブの目的

クラブの目的についてクラブ定款に明示されていませんでしたが、2016年の規定審議会でクラブ定款にロータリークラブの目的を織り込むよう決定されました。これにより、下記のようにロータリークラブが何を目的としているのかが明示されました。

第3条 クラブの目的（クラブ定款）

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

クラブの会員はこの目的をよく理解し、クラブの活動、自分自身の行動に反映させる必要があります。特にクラブリーダーは、会員にこれを周知し実行していただくよう働きかけるとともにクラブの活動計画についてもこの目的を考慮し策定する必要があります。

17.2 クラブ役員と理事

クラブ役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督(SAA)とし、細則で規定することにより副会長も役員に含めることができます。クラブ役員はそれぞれが役割に応じた執行責任者となります。

理事会メンバーはクラブ細則で規定しますが、クラブ役員は、会場監督を除き、理事会のメンバーとなります。会場監督については細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができます。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であることが条件です。

また、クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとされています。

(クラブ定款第11条4節)

17.3 クラブ理事会

理事会はクラブの管理主体であり、全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものとなります。クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はありません。(クラブ定款第11条)

17.4 クラブ会長

17.4.1 会長の役割

クラブ会長はクラブの統轄責任者です。クラブのトップリーダーとしての自覚をもって、一年間のクラブ運営にあたることが要請されています。

会長の任務は、具体的には次のようなものがあります（ロータリー章典 10.030.参照）。

- * クラブの諸会合の議長を務める。
- * 各例会を入念に計画する。
- * 理事会の議長を務める。
- * クラブ各委員会の委員長・委員を任命する。
- * 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち、それらの活動が調和するようにする。
- * 地区大会に出席する。
- * クラブ及び地区内の諸問題に関し、ガバナー及びガバナー補佐と協力し速やかに処理する。
- * 会計監査、予算編成など会計事務を監督する。
- * 包括的な研修プログラムの実施を確認し、必要に応じて研修リーダーを任命する。
- * ガバナー月信やガバナー事務所からの連絡事項その他の情報をクラブ会員に確実に伝える。
- * 6月にクラブの財政状態及び当該年度のクラブ目標の達成状況について報告する。

- * 任期終了前に会長エレクトと協力し、全ての重要記録、文書、財務事項を含めて任務の引継ぎを円滑に行なう。
- * クラブの管理運営の継続性を保つため新旧理事の合同会合を開催する。
- * 会長の任期を終えた次年度に直前会長としてクラブ役員に就任し理事会メンバーとなる。

クラブ会長は各例会で5分間程度の「会長の時間」をもち、クラブ活動やロータリー全般に関わる情報を提供することが推奨されています。ロータリークラブにおける「会長の時間」は会長にとっても、また会員にとっても、毎週のクラブ活動の状況を知るうえで大変貴重な時間です。会長はテレビや新聞に出てくる政治や経済問題、或いは自分の趣味の話題は出来るだけ別の機会に話すようにし、ロータリーでの「会長の時間」はクラブや会員の活動についての話題や情報を中心に行います。会長は「会長の時間」が会員のクラブ活動への参画意識と意欲が高まる機会になるように努めます。

17.4.2 会長の資格要件

会長エレクトとして指名される前に少なくとも1年間、本クラブの会員でなければなりません。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナー(PETS)と地区研修・協議会に出席しなければなりません。(クラブ定款第11条第5節)

また、これらに加え次の要件を満たすべきとされています。

1. リーダーとしての技能を備えていること
2. クラブの活動を指導し、実施する十分な時間を割くことができること
3. 理事あるいは一つないし複数の主要な委員会の委員長か委員、もしくはクラブ幹事を務めたことがあること
4. クラブの定款と細則に関して実際的な知識を有すること
5. 1回以上、地区大会と国際大会に出席したことがあること

(ロータリー章典10.020.)

17.4.3 会長の任期

会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙しなければなりません。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになります。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たります。万一後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長されます。(クラブ定款第11条5節)

17.5 会長エレクト

クラブ会長エレクトは、3月31日までにクラブ委員会委員長をすべて任命しなければなりません。また、自らが会長となる年度に取り組む年次基金目標について監督します。(ロータリー章典10.040)

17.6 幹事

クラブ幹事はクラブ会長の方針に従い、会長と一体となってクラブの運営を推進して行くことが求められています。クラブの要として、クラブ内外の多彩な実務を担当するのが幹事の役目です。その任務は各クラブのRC細則で定められておりますが、一般的な任務としては次のようなものがあります。

- * 会員の記録を整理保管する。
- * クラブ会合(クラブ例会、総会)、理事会会合出席者の議事録を作成し保管する。
- * クラブ会合開催の通知を発送し、議事録を作成・保管する。
- * ガバナー公式訪問やガバナー補佐クラブ訪問の準備を行なう。

- * 地区の諸会合への出席者、或いは代理出席者を主催者へ連絡する。
- * クラブ会員データを更新する。クラブに送られる半期請求書に記載される請求額は、7月1日と1月1日の時点で国際ロータリーのデータベースに記録されている会員実数を基にして計算されます。このため、会員情報の変更は、(入退会の発生から) 30日以内、もしくは遅くとも7月1日と1月1日までに行う必要があります。会員の異動があればmy rotaryに速やかに登録しましょう。特に、上期末、年度末の会員情報の変更は、それぞれ1月1日、7月1日までに行わなければならないことに留意してください。
- * ロータリーの公式雑誌を購入し、各会員に配布する。
- * その他、予算編成、会計監査など幹事の職に付随する事項を担当する。
- * 次期幹事へ職務の引継ぎを行なう。

クラブ会長と幹事の緊密な協力が一年間のクラブ運営上の成功の鍵となることを忘れないで欲しいと思います。

17.7 クラブの委員会

各クラブでの委員会の名称は、CLP（クラブ・リーダーシッププラン、18節参照）がはじめて紹介された際のネーミング、例えば「クラブ管理・運営委員会」や「奉仕プロジェクト委員会」といったような名称を採用するクラブが増えましたが、クラブの各委員会は、名称よりも実質的な活動内容が重要ですから、各委員会がそれぞれの機能を果たして行く上で最適と思われる名称を、クラブ定款11条7節と齟齬が無いよう考慮し、各クラブで付けられるのがよいでしょう。CLPで例示されている上記のような委員会名は実際の機能が分かり難いという声がある一方、小規模クラブでは、新しい名称に変わって委員会への人員配置がやりやすくなったという声もあります。CLPでは各クラブが策定したクラブの戦略計画をベースに、クラブが現在置かれた実際の状況に応じて、自クラブの活動に最適な、かつ最も効果的な委員会を設置するように奨励されています。

現在の、クラブが設置している委員会はクラブによって差はありますが、一般的には次のような委員会が設置されています。

- クラブ管理運営委員会(クラブ奉仕委員会)・・・第7節参照
- 会員増強委員会
- 職業奉仕委員会
- 社会奉仕委員会
- 国際奉仕委員会
- 青少年奉仕委員会
- ロータリー財団委員会
- 米山奨学委員会
- クラブ戦略計画委員会

なお、クラブ定款第11条第7節には、委員会について次のように規定されています。

委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) **クラブ管理運営**
- (b) **会員増強**
- (c) **公共イメージ**
- (d) **ロータリー財団**
- (e) **奉仕プロジェクト**

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

17.8 クラブの委員会と地区委員会との整合性

CLPの導入で、クラブの委員会と地区委員会の名称や活動内容が、特にCLPを採用した小規模クラブで、マッチしなくなりつつあるのは事実です。当地区の委員会は、2002-03年度にDLP（地区リーダーシッププラン、19節参照）が導入されてから今日に至るまで、必要最小限度の委員会へ集約合理化されてきました。DLPはCLPと異なり、世界の全地区が義務的に採用しなければならない地区運営のための管理組織です。地区は大規模なクラブから中小規模のクラブまで、また都市型クラブから郊外型クラブまで、全てのクラブを支援して行かなければなりません。そして、地区組織としては、五大奉仕部門の活動委員会は勿論のこと、ロータリー財団部門、米山奨学部門の活動委員会、そして地区管理部門をカバーする諸委員会を設置しなければなりません。

地区の委員会は、必要最小限度の設置がDLPで義務化されていますが、DLPとCLPの委員会をすべて整合させるということは、それぞれの導入の目的や機能上からも無理があります。特に、小規模クラブでは、地区の委員会との整合を取ることが困難なことが多く、地区が招集する各委員会の会合に対応する委員会委員がないといった声もありますが、地区としては、「地区委員会が召集する会合には、クラブに該当する委員会がない場合でも、クラブの将来の発展を期して、その会合に最も相応しいと思われる（委員会の）会員が出席するようにして下さい」と奨励しています。

17.9 会員増強とクラブの拡大（新クラブの結成）

17.9.1 会員増強の意義

会員の増強は、次のような観点から、ロータリーにとって不可欠であり、会員増強と拡大は、組織の継続的發展を願う、ロータリー内部の最重要課題となっています。

- ① 会員の自然減（死亡、病気、退職、転勤等の止むを得ない理由による退会）に加えて自己都合などによる退会があり、年度により多少のばらつきがありますが、地区全体として平均すれば会員総数の8～10%ほどの会員が毎年退会します。従ってクラブを維持するために新会員の補充は必須です。
- ② 活力あるクラブであるためには、老・壮・青のバランスを保ちつつ、若返りを心がける必要があります。
- ② 会員増強は、新たな職業、思考、手腕を持つ多様な会員の加入につながり奉仕活動推進にとって、大きなプラスとなります。
- ⑤ 自分が受けた特典や感動は、出来るだけ、友人、知人と分かち合うのが好ましいと考えられます。
- ⑥ 各クラブは可能な限り、地域に存在する職業分類を網羅し、各会員が職業奉仕による社会的貢献を目指すことが重要です。

17.9.2 会員増強委員会の設置

会員増強の目標を達成するには、会員増強計画の立案と実施を担当するチームが必要です。クラブ会員増強委員会は、計画に盛り込まれた実行項目が確実に実施されるよう確認し、全会員からの協力を奨励します。会員増強委員会の責務は一般的に次の通りです。

- ・クラブの次年度の会員増強目標を立てる
- ・新会員の勧誘に積極的に参加してもらうことの重要性について会員に伝え、入会候補者を推薦してもらう。特にクラブ役員には率先垂範し候補者を推薦するよう働きかける。また、クラブ会長が例会などを利用して会員に会員増強の意識づけを絶えず行うよう働きかける。

- ・ ウェブサイト経由の問い合わせを管理し、関心のある入会候補者へのフォローアップを行う
- ・ クラブ研修委員会と協力して新会員オリエンテーションを行う
- ・ 会員へのアンケート調査を実施したり、会員の意見を反映した変化を取り入れたりするなど、会員の満足度を高めるための行動計画を立てる
- ・ クラブの現状評価を行い、会員の勧誘と維持の方法を探る
- ・ 広報委員会(公共イメージ向上委員会)と協力して、入会候補者と現会員、および地域社会全体にとって魅力的なクラブのイメージづくりを行う

新会員を増やし、現会員による積極的な参加を促すには、魅力的なクラブを作っていく必要があります。会員と地域社会の人びとの視点からクラブを客観的に見つめ、クラブの強みと改善点を考え、入会候補者が入会したいと思うような魅力的なクラブづくりを目指しましょう。

17.9.3 クラブの合併

日本全国および当地区の会員数が、過去20数年間にわたり毎年減少している中で、近年、クラブの解散(脱会クラブ)やクラブの合併という現象が各地区で起きています。クラブの会員数が年々減少して行くと、そのクラブは財政的にも、活動的にも行き詰りかねません。企業でいうと、倒産という状態に陥るわけです。RIは会員減少でクラブの運営が行き詰まり解散する前に、クラブが合併することを奨励しています。ロータリー章典には、「会員数20名以下のクラブは合併すべきである」と記されています(ロータリー章典2.010.2.)。会員数が減少しクラブ運営が行き詰まる前に他クラブと合併しロータリー活動を継続してゆく選択肢も検討に値すると考えられますが、合併する相手クラブとは歴史、会員構成、文化、しきたりなど異なる点が多いと思われるので、事前に十分な調整、準備が必要です。方向性についてお互いのクラブ同士である程度の合意が得られたら、合併準備委員会を設置し、ある程度の時間をかけて細部を詰めてゆく方法も現実的な方法と思われます。

17.9.4 新クラブの結成

新クラブは、スポンサークラブの支援の下で、少なくとも50パーセントは地元地域社会に居住または勤務している人で構成される20名以上の創立会員を確保し、国際ロータリー(クラブ/地区支援室・日本事務局)に加盟申請書を提出し加盟認証され発足します。スポンサークラブの会員は20名以上必要とされています。(ロータリー章典18.020.)

ガバナーは、地区内の新クラブに関するすべての活動を組織する責務を負い、また、そのような活動の調整を図る新クラブアドバイザーを自ら務めるか、もしくは任命する責務があります。(ロータリー章典18.010.)

解散するクラブや合併するクラブは、これから全国的にもまだ増えて行くことが予想される中で、従来型のクラブとは違ったかたちのクラブ、例えば、大阪ネクストRCの様な若い会員を中心にしたクラブ、インターネットなどのネットワークを活用し例会などの活動を行うクラブ、ロータリー学友会メンバーを中心としたクラブなどが増えてきました。これらは今後のクラブ拡大の一つの方向性を示すものですが、その様な新しいタイプのクラブ運営は、コスト面、活動面で従来型のクラブとはかなり異なるかたちになります。クラブの多様性がCLP導入の際や、RIの戦略計画(34節参照)の中で尊重されています。クラブの拡大、新クラブの結成は、これからの時代では、新しい発想で進められることになるでしょう。

17.9.5 衛星クラブの結成

衛星クラブは、スポンサークラブ(ここでは便宜上本クラブと呼びます)の内部クラブとして、8名

以上の会員で結成ができ、本クラブの支援・監督のもと独自の細則を制定し本クラブとは異なる例会、奉仕活動ができます。会の運営・管理は通常のロータリークラブと殆ど同じですが、クラブの最高役員は議長であり、その他の役員は直前議長、議長エレクト、幹事、会計です。衛星クラブでは、本クラブとは別の理事会を開催します。

通常のロータリー新クラブはスポンサークラブの外部クラブとして設立され20人の創立会員を必要としますが、衛星クラブは8名という少人数で設立できますので設立が比較的容易と言えます。また、会費を低額とし、夕刻や土日に例会を開催する等により若い人や多忙な人の加入も容易になります。

衛星クラブの設立には、創立会員名簿を添えて国際ロータリー(クラブ/地区支援室・日本事務局)に加盟申請書を提出し承認を受ける必要があります。衛星クラブの設立に当たっては、独立したロータリークラブを結成する場合とは違い、地区ガバナーの承認は必要とされません。ただし事前に連絡しておくことをお勧めします。

衛星クラブの会員が20名を超えた場合、新ロータリークラブとして独立することができますが、本クラブとの絆を重視し衛星クラブとして継続することもできますので、本クラブとよく相談しどうするか決めたらいいと思います。

衛星クラブのスポンサークラブとなるのは一つのクラブですが、衛星クラブにはほかのロータリークラブの会員も入ることができます。その場合人頭分担金の支払いは、それぞれ所属ロータリークラブが行います。

衛星クラブの会員はmy rotaryに登録し閲覧することができますが、会員変更の登録は本クラブのみが行えます。また衛星クラブでの在任期間はロータリー歴に算入できます。

18. CLP (クラブ・リーダーシッププラン) とクラブの戦略計画 (Strategic Plan)

18.1 CLP推奨の経緯と目的

CLPはDLP (地区リーダーシッププラン、19節参照) の延長として、クラブ組織と運営強化のため、世界の幾つかのパイロット・クラブで試験的に採用された後に、RI理事会が2004年度に承認し、各クラブへの推奨を発表しました。CLPとDLPが最も異なる点は、DLPは世界の全地区が採用しなければならないRIの強制的な地区組織の管理システムですが、CLPの採否は各クラブの裁量に任されている点です。

CLPの最大の目的は、クラブを長期的に如何に発展させ、活性化を図って行くかと云うところにあります。会員の維持と新会員の勧誘を図り、クラブを更に発展させて行くためには、クラブ自体を魅力ある、生き生きとしたクラブへと絶えず変えて行く努力が必要です。CLPはその様な目的をもって各クラブへ推奨されたのです。

しかしながら日本ではRIの意図が十分に理解されず「CLPはクラブ組織と活動の簡略化」と捉え、委員会の数を減らすという組織の効率化に重きが置かれました。当地区では2006年から各クラブに対して取り組みが呼びかけられ、多くのクラブが委員会を整理統合し現在の委員会構成に移行しましたが、結果的には1990年代後半から始まった会員数減少への対応策として機能することになりましたが、クラブの質的変革という本質的な課題への取り組みは議論があまりされることはありませんでした。

18.2 CLP導入の際の検討事項

クラブ・リーダーシッププランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、

ロータリークラブの強化を図ることです。クラブ・リーダーシッププランを実施するために、現、次期、元クラブリーダーは以下を行うよう要請されています（ロータリー章典2.020.）。

- a) 効果的なクラブの要素に取り組む長期的な計画を立案する。
- b) 年次目標を設定し、ロータリークラブ・セントラルに入力する。
- c) 会員を計画過程に参加させ、ロータリーの活動に関する情報を伝えるためのクラブ協議会を実施する。
- d) クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間に明確なコミュニケーションが確実に図られるようにする。
- e) 将来のリーダー育成を図るための引継ぎ計画の概念を含め、リーダーシップの継続性を確保する。
- f) クラブ委員会構成とクラブリーダーの役割と責務を反映させるべく、細則に修正を加える。
- g) クラブ会員間の親睦をさらに深めるような機会を提供する。
- h) 会員全員がクラブのプロジェクトや業務に活発に関与するようにする。
- i) 以下を確実にするための包括的な研修計画を立案し、実施する。
 1. クラブリーダーが、適宜、地区研修会合に出席する。
 2. 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
 3. 現会員のために継続的教育の機会を提供する。
 4. 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。

標準ロータリークラブ定款第11条に従って常任委員会を任命し、クラブの細則にこれを反映するべきだとされています。

クラブの各種委員会は、クラブの年次目標と長期目標を実行する責務を担っています。クラブ会長、会長エレクト、直前会長が協力し、リーダーシップの一貫性と計画の継続性を図るべきであり、継続性を図るため、可能であれば、委員会委員は3年を任期として任命されるべきであるとされています。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員および委員長を任命し、計画会議を設ける責務があります。委員長は、同じ委員会の委員としての経験を有していることが推奨されています。

また、クラブ委員会委員長は、就任する前に地区研修・協議会に出席すべきとされています。

18.3 クラブの多様性とCLP

クラブは、その生い立ち、規模、会員の職業分類、クラブの置かれている地域特性など、その背景はバラエティに富んでおります。ロータリーはその様なクラブの多様性を尊重しており、CLPの検討に当たっては、各クラブが持つそれぞれの特色を活かし、魅力あるクラブ作りに励むように奨励されています。当2660地区内の、特に都市型クラブはクラブ拡大が続いた時代に、組織面、運営面、そして活動面で、殆どのクラブが画一的に設立され、各クラブの特徴がなかなか見出せませんでした。

クラブ拡大が続いた1990年代前半までは地区全体の会員数も増加し、1996年には5700名を超えました。その後10数年間にわたる社会・経済情勢の変化で、地区全体として毎年会員の減少が続いておりましたが、2010年代にはほぼ下げ止まり毎年年初の会員数は3600名程度で推移しましたが、コロナ感染症の影響で2020年からは大きく会員数が減少しました。

ただし、各クラブの会員数が一律に減少しているわけではありません。会員減少が著しいクラブとそうでないクラブと、会員減少の状況はむしろ二極化の傾向にあります。CLPが推奨されてきた

所以は、「あのロータリークラブに入りたいな」というクラブの魅力作りにあります。クラブ活動に魅力があれば会員候補者は自然に集まってきます。会員維持も出来ます。当地区では、各クラブがCLP導入の検討にあたっては大規模クラブも、小規模クラブも、それぞれの個性と多様性を生かして、魅力あるクラブ作りを行なって下さい、と説明してきました。

18.4 クラブの戦略計画

企業や組織体は大なり小なり、それぞれが将来を展望した中期計画、或いは長期計画を作成し、それに基づいた組織運営を行っています。各ロータリークラブで、CLPを検討する際の最初の検討課題として取り上げるべき事項は「クラブの戦略計画」の作成です。従前は各クラブでは継続的な中・長期計画に基づいた運営方針というよりも、一般的には各年度の単年度目標に基づいたクラブ運営が行われてきました。

RIは2007年6月の理事会で2007-10年度の「RIの戦略計画 (Strategic Plan)」を承認し、発表しました(34節参照 Strategic Planは当初「長期計画」と和訳されていましたが、現在は「戦略計画」に変更されています)。その後、引き続いて2010-2013年度戦略計画が発表され、さらに2017年6月にロータリーの新ビジョン声明が承認され、2018年6月に2018年7月からスタートする5年間の戦略的優先項目が承認されました。現代のロータリー活動が、単独の活動では効果がなく、お互いに連携して機能的に活動すべきであることが強調され、クラブは自主的に、柔軟に、継続的な広い視野を持って活動することが奨励されています。

RIは各クラブがCLPを検討する際に、3年ないし5年間にわたる「クラブの戦略計画」を作成するように奨励しており、CLPを実施するために、現、次期、元クラブ指導者には、上記の事項を十分に理解して行動することが望まれています。ロータリー活動の評価は理念だけに終わるものではなく、実践活動で得られた結果がどれだけ社会のニーズに答え得たかという成果で評価されるべきものであり、クラブの戦略計画も常に見直していくことが求められます。

(41節 戦略計画の立案の手引き 参照)

第4章 地区の組織と諸活動

19. 地区の役割とDLP(地区リーダーシッププラン)の導入

地区の活動は個々のロータリークラブの活動を強化し、支援することが唯一の目的であり、クラブや個々のロータリアンが提供する奉仕活動を減殺することがあってはなりません。(ロータリー章典17.010.1)。

クラブの活動は五大奉仕が基準となっていますから、クラブの活動を支援する地区の活動も、五大奉仕部門の委員会が基礎ということになります。

また、ロータリーにとって、ロータリー財団部門および米山奨学部門(日本固有の活動)は、歴史的に長年の活動実績があり、また有意義な奉仕活動の一角を占めておりますので、これらの部門は、日本の各地区でも五大奉仕部門に並ぶものに位置付けされています。特にRIの戦略計画の中で、ロータリーがポリオ根絶、保健と飢餓救済、識字率向上、水資源などの問題に取り組むことが、継続的な重点活動項目にあげられており、ロータリー財団部門の活動は、クラブおよび地区レベルでも近年ますます大きな比重を占めるようになっていきます。

RIは、活動の強化のため全ての地区にDLP(地区リーダーシッププラン)の開発・採択を義務付けており、当地区は2002-03年度に導入し、地区委員会の機能と活動などを段階的に充実させて、現在の組織・活動に至っています。以下、19.1~2 小節でDLPの概要を説明します。

なお、地区委員会のそれぞれの活動の詳細については、別項(20.6小節)で述べておりますので、各

分野の説明をご参照下さい。また、地区の組織図を付録40節に記載しておりますので、参考にして下さい。

19.1. DLPの目的

RIはDLPの目的として次のような点を挙げています。

- * 地区は各クラブに対して迅速、且つ懇切丁寧な支援を行なう。
- * 地区内に十分な研修を受けた多くの人材を養成する。
- * ガバナー候補者の裾野を広げる。
- * 財団プログラムや地区活動プログラムへの参加者を広める。
- * 地区内のコミュニケーションを円滑にし、地区組織を効果的に機能させる。
- * ガバナーが地区の重要な事項に取り組める時間を増やす。

19.2. DLP導入の際の必須となる地区組織

地区は、(1) ガバナー補佐、(2) 地区研修リーダー、(3) 地区委員会の三つの組織について、それぞれの明確な任務や責務、及び任期について定めることになっており、当地区は2006-07年度に地区組織の任務や任期を明確化し、その後、それぞれの職務規定を段階的に実行に移しました。

19.2.1 ガバナー補佐の任命

DLPは、ガバナーがガバナー補佐を任命することを定めています。これは、ガバナー補佐がクラブ運営に関連した管理業務を遂行することで、ガバナーが責務に専念する時間が持てるようになるものです。(ロータリー章典 17.030.)

19.2.2 DLPで対応すべき項目

DLPで対応しなければならないと定めている点はおおよそ次の通りです。

(ロータリー章典 17.030.)

- (1)地区内のラブ数のバランス、およびガバナー補佐が実際に適切に援助できると考えられるクラブ数といった要因を考慮した上で、任命されるガバナー補佐の数
- (2)ガバナー補佐に対する研修
- (3)地区が必要とする委員会
- (4)ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会の相互の連絡方法
- (5)ガバナー補佐の活用による、地区のリーダーシップの継続性の確保方法
- (6)地区委員会の継続性の確保方法
- (7)ガバナー補佐の任命と解任に用いる方法
- (8)地区リーダーシッププランに対応するクラブ・リーダーシッププラン

19.2.3 地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーの見解の調整

現職の地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは、以下の項目について一致した見解に達するべきである、とされています。(ロータリー章典17.030.)

- 1 地区の戦略計画
- 2 任期が1年を超える地区役職の任命
- 3 期間が1年を超える地区奉仕プロジェクト

20 地区の組織

先の19節で説明しましたが、当地区は2002-03年度にDLPを導入し、地区委員会の機能と活動な

どを段階的に充実させて、現在の組織に至っていますが、これらを含めて現在の地区組織について説明します。

20.1 ガバナー

ガバナーは、その地区において、RI理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員です。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとされています。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとされています。

20.1.1 ガバナーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーは、就任時に、国際協議会に全期間を通して出席しており、少なくとも7年以上ロータリアンであり、ガバナーノミニー就任時の資格条件を引き続き保持していなければなりません。(RI細則16.020.)

20.1.2 ガバナーの責務

ガバナーは、次の事項の責任を負っています。(RI細則16.030.)

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシッププランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) ロータリー財団を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RIの間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナー(PETS)および地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかにRIに報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定およびRIの規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) RI役員の仕事に属するその他の任務を遂行すること。

また、ロータリー章典にはガバナーの責務として、次のことが定められています。

(a)クラブレベルの研修に対するガバナーの責務(ロータリー章典19.010.3.)

ガバナーは、ロータリークラブが以下を含む包括的な研修計画を備えていることを確認すべきである。

1. クラブリーダーが、適宜、地区研修会合に出席する。
2. 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
3. 現会員のために継続的教育の機会を提供する。
4. 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。

(b)クラブ会員の報告に関するガバナーの責務(ロータリー章典19.010.5.)

ガバナーは、クラブが会員情報の更新を期日までに国際ロータリーに送るよう、地区内のクラブ幹事と協力する。

20.1.3 ガバナーの倫理規範

ガバナーの倫理規範として、次のような内容が定められています。(ロータリー章典19.010.1.)

「ガバナーは、法律、RIの定款、細則、ロータリー章典を遵守し、ロータリアンの利益とRIの目的のために奉仕し、地区の利益を最優先し、役職を個人的な威信や利益、または家族の利益のために利用しない。また、関係者すべてに公平であるように行動するとともに、地区において、安全、礼儀、品位、尊重を促進する環境を育み、望まれない身体的接触、口説き、コメントを行ったり、容認したりすることを慎むものとし、さらに、ハラスメントの申し立てには迅速に対応する。」

20.1.4 ガバナー就任までの流れ

地区は、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上、36カ月以内に候補者を選出するものとし、選出された候補者は「ガバナーノミニー・デジグネート」となります。引き続き、ガバナーに就任する2年前の7月1日に「ガバナーノミニー」となり、RI国際大会で原則として選挙・指名されたのち1年前の7月1日に「ガバナーエレクト」となり、1年経過後の7月1日にガバナーに就任します。(RI細則12.010.)

20.1.5 地区ガバナー指名委員会

RI細則(13.020.)によりますと、地区ガバナーノミニー候補者の選出方法には、指名委員会の手続き、クラブ投票、あるいは地区大会での選出という三つの選択肢があります。

当地区はガバナー指名委員会による選出方法を選択しています。地区ガバナーはパストガバナーの中から、各年度の指名委員会委員を委嘱し、地区ガバナー指名委員会がRIの定めに従って各年度のガバナーノミニー候補者を選出しています。

20.1.6 ガバナーの空席

RI細則(16.060.)によりますと、ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが推薦した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出することができます。指名委員会が選出をしなかった場合、ガバナーエレクトが1名のパストガバナーを副ガバナーとして選出することができます。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務を遂行できなくなった場合に、ガバナーの後任となることです。

副ガバナーがない場合、理事会は、残存任期中にガバナーの空席を埋めるために、好ましくは同じ地区から、1名のパストガバナーを選出することができます。理事会が決定を行うまで、会長は、好ましくは同じ地区から、1名のパストガバナーをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができます。

20.2 ガバナーエレクト

20.2.1ガバナーエレクトの義務

ガバナーエレクトは、19.1.4で述べたように次年度のガバナー予定者ですが、ガバナー就任の前に、ガバナーエレクトのためのゾーンレベルの研修（GETS）、国際協議会での研修を全期間受講しなければなりません。（ロータリー章典19.040.）

20.2.2 ガバナーエレクトの責務

ガバナーエレクトは次期ガバナーの準備として以下の責務があります。

(<https://my.rotary.org/ja/governor>参照)

- ・ガバナー補佐と地区委員会委員長を任命し、My ROTARYで報告する。
- ・地区チーム研修セミナー、会長エレクト研修セミナー（PETS）、地区研修・協議会などの次期地区リーダーとクラブリーダーのための研修を実施する
- ・地区大会の計画を継続する。
- ・ロータリー補助金を利用するための地区の参加資格手続きを行い、補助金管理セミナーを実施する
- ・ガバナーをはじめとする地区リーダーと協力して、次年度の地区計画を作成する。

また、ガバナーエレクトは、就任年度に先立つ年度に他地区の地区大会を訪れ、自地区の大会を改善し充実させるために役立つと思われる手続や特徴を観察し評価するよう奨励されています（ロータリー章典19.040.12.）。

20.3 ガバナーノミニ

20.3.1 ガバナーノミニの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーノミニに選ばれる人物は、選出の時点で、次の条件を満たしていなければなりません。（RI細則 16.010.）

- (a) 地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であるものとする。
- (b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または最低6カ月間クラブの創立会長を務めた経験があるものとする。
- (c) 20.1.2小々節のガバナーの任務と責任を果たす意思があり、これを果たすことができる者であるものとする。
- (d) 細則に定められているガバナーの資格条件、任務、および責任を熟知しているものとする。
- (e) このロータリアンが、ガバナーの資格条件、任務、責任を理解し、ガバナーとしての資格条件を備えており、これらの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあることが明記された声明書をRIに提出するものとする。

20.3.2 ガバナーノミニの責務

RI の次期役員として、ガバナーノミニは以下を行うべきとされています（ロータリー章典19.020）。

1. ガバナーの役割への準備を始める。
2. 効果的なクラブを支援するため、地区の元・現・次期リーダーと協力し、継続性を図る。
3. 直前ガバナー、ガバナー、ガバナーエレクトから提供される情報資料を基に、国際ロータリーのリソースを使用して、ロータリーの公共イメージ、会員、ロータリー財団、地区の行事、およびRI プログラムを含む、地区の強みと弱みの分析を始める。
4. 地区組織（地区リーダーシッププラン）とクラブ管理運営の枠組み（クラブ・リーダーシッププラン）を見直す。
5. 可能な限りすべての地区会合に出席する。

6. 地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクトの提案を受け、地区委員会やその他の活動に参加する。
7. 地区ガバナーノミニー研修に出席する。
8. 指導力育成の研修に出席する。
9. 自らのガバナー就任年度の地区大会の開催地をノミニー年度中に選定する。
10. 地区チームのメンバーを務めてもらうため、どのロータリアンに接触するかを検討する。

20.4 パストガバナー(元ガバナー)

パストガバナーは、地区内ロータリークラブの会員であるガバナー経験者ですが、その役割は次のように期待されています。(ロータリー章典 19.060.)

20.4.1 パストガバナーの支援の活用

ガバナーは、拡大活動、次期ガバナーの研修、国際大会の推進、弱体クラブへの直接的な援助において、パストガバナーの支援を活用するよう強く奨励されています(ロータリー章典19.060.1.)。

20.4.2 パストガバナーから成る諮問委員会

地区は、地区内ロータリークラブの会員であるパストガバナー全員によって構成される諮問委員会を設置するよう義務付けられています。諮問委員会の議長を務めるのは地区ガバナーです。一方、諮問委員会はロータリー活動に関する意思決定機関ではなく、あくまでもガバナーのスタッフ的存在としての役割を果たす委員会であることが要請されており、元ガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでもそこなわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならないとされています。(ロータリー章典19.060.2.)

20.4.3 地区顧問団

パストガバナーで構成される顧問団は、当地区の各地区委員会活動をより効果的なものにするために、地区委員会から要請があれば適切な助言や指導を行います。地区委員会が顧問団に助言や指導を要請する場合は、ガバナーまたは代表幹事に事前に承認を得る必要があります。

顧問団のメンバーとなるパストガバナーは、地域リーダー(ロータリー財団地域コーディネーター[RRFC]、ロータリーコーディネーター[RC]、ロータリー公共イメージコーディネーター[RPIC]、恒久基金/大口寄付アドバイザー[EMGA]/ポリオ根絶コーディネーター[EPNC])と各コーディネーター補佐、およびRI研修リーダー、地区研修リーダー、決議・規定審議会代表議員、RIJYEM(一般社団法人国際ロータリー(RI)日本青少年交換多地区合同機構)、米山記念奨学会、ロータリー日本財団の各役員です。(2022-23年度から適用)

20.5 ガバナー補佐

20.5.1 ガバナー補佐制度の経緯と選考方法

当地区は2002 - 03年度にDLPの重要な構成要素の一つであるガバナー補佐制度を導入しましたが、当2660地区のガバナー補佐制度は、IMグループ単位でガバナー補佐1名をIMホストクラブから選出し、地区内に合計8名のガバナー補佐を配置することにより実際の運用が開始されました。その後2015年にはIMグループの規模を適正に再編成し新たな役割を果たすため、それまでの8組体制が6組体制に再編され、ガバナー補佐も6人体制となりましたが、選考方法についてはいろいろな経緯を経て、現在ではIMグループの全クラブの中から候補者を1名推薦し、地区ガバナー、ガバナーエレクト、及びガバナーノミニーは、その候補者がガバナー補佐としての資格条件を備えているかどうか、また当地区のガバナー補佐に関する職務規定を受諾できるかどうかを協議・確認し、次々年度のガバナー補佐を任命することにしています。

20.5.2 ガバナー補佐の資格条件

ガバナー補佐の人選における最低基準は次のとおり定められています。

- a) 少なくとも3年間、地区内のクラブの正会員として会員の義務を果たしていること。
- b) ガバナー補佐就任時までに、丸1年間、クラブ会長を務めた経験があること。

また、ガバナー補佐の人選におけるそのほかの基準として以下を含むべきである、とされています。

- a) クラブ、地区、ロータリーに関する知識を有すること（方針やロータリーのオンラインツールに関する知識を含む）。
- b) リーダーシップのスキルと資質（聞く力、コミュニケーション、モチベーション、親しみやすさ、高潔さ、率先力など）を示していること。
- c) 地区行事に定期的に参加していること。

（ロータリー章典17.030.1.）

20.5.3 ガバナー補佐の選考時期と呼称

ガバナー補佐の選考と委嘱は原則としてガバナー補佐就任年度の1年半前までに行います。

ガバナー補佐就任年度の前年度の呼称は「ガバナー補佐エレクト」とします。

ガバナー補佐エレクト就任までの呼称は「ガバナー補佐ノミニー」とします。

ガバナー補佐エレクトとガバナー補佐ノミニーは、ガバナー補佐就任までの準備期間中に担当クラブおよび地区活動全般について研修を受けることにします。ガバナー補佐が止むを得ない事由で職務を果たせない場合は、地区ガバナーの指示に基づいて、直前ガバナー補佐がガバナー補佐の職務を代行することにします。

20.5.4 ガバナー補佐の任務

ガバナーエレクトにより任命されるガバナー補佐は、担当するクラブのグループが発展するよう意欲を引き出し、支援する。ガバナー補佐には、次のような任務がある。

- a) 担当クラブを定期的に訪問する：少なくとも4半期に1度は、直接クラブを訪れたり、電話会議やオンライン会議でクラブを訪問し、クラブの活動状況、リソース、機会について話し合う。
- b) 目標の設定と達成、課題の解決、地区／RIの運営的要件の順守などにおいて、クラブを支援する。
- c) クラブ目標の達成状況を随時確認する：クラブ訪問後、オンラインツール「[ロータリークラブ・セントラル](#)」に、クラブの評価やコメントを記録する。会員増強、奉仕活動、財団への寄付などの分野で、クラブが目標に向けて順調に活動しているかどうかを、定期的にロータリークラブ・セントラルをご確認する。
- d) クラブの現状をガバナーに報告する：ガバナーが特に目を向ける必要のあるクラブや問題があれば、ガバナーに報告する。
- e) ガバナー公式訪問に向けたクラブの準備を手伝う
- f) ロータリーの取り組みについて常に最新情報を把握する。
- g) クラブの現状について後任者と情報共有する。

（ロータリー章典17.030.1.およびMy Rotary地区の役割）

20.5.5 地区行事への出席

ガバナー補佐及びガバナー補佐エレクトは各クラブでの指導をより効果的なものにするため、次の地区行事に出席するものとしています。

- * ガバナー補佐及びガバナー補佐エレクトの定例会議

- * 地区チーム研修セミナー、及びガバナー補佐研修セミナー
- * 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- * 地区研修・協議会
- * 合同地区委員会
- * 地区各委員会のクラブ委員長会議
- * 地区会員増強セミナー
- * 地区ロータリー財団セミナー
- * 地区大会
- * IMグループ会長・幹事会
- * 担当IMの準備会議及び本会議
- * 招待された各クラブの周年行事

地区ガバナー、地区委員会から要請のある場合はその他の会合にも出席します。

20.6 地区委員会

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得て、ガバナーが策定した地区目標を実行する責任を負っています。ガバナーエレクトは、任期が始まる前に委員会の空席を補填するために委員と、委員長を任命し、計画会議を開く責任があります。(ロータリー章典17.030.2.)

20.6.1 設置する地区委員会

以下にRIがDLPで設置を提示している委員会と当地区の委員会(2022-23年度)を示します。地区ガバナーは、すべての地区委員会にローターアクターを任命することが強く推奨されています。

RIが提示している地区委員会の目的、資格要件、役割と責務、その他の研修要件などは、ロータリー章典17.030.2.を参照してください

1、RIが設置を義務付けしている委員会

RI提示委員会	2660地区の委員会(2022-23)
財務	財務委員会
会員増強 ※1	クラブ奉仕・拡大増強委員会
公共イメージ	公共イメージ向上委員会
ロータリー財団	地区財団監査委員会 ロータリー財団委員会
研修	地区研修委員会

※1 委員長の任期は3年

2、RIが任意設置としている委員会

RI提示委員会	2660地区の委員会(2022-23)
社会奉仕	国際・社会奉仕委員会 社会奉仕小委員会 国際奉仕小委員会
国際奉仕 ※2	
国際大会推進	
地区大会	地区大会実行委員会
多様性、公平さ、インクルージョン	

-	青少年奉仕統括委員会
学友	学友委員会
インターアクト	インターアクト委員会
ローターアクト ※3	ローターアクト委員会
ロータリー青少年指導者養成プログラム ※4	RYLA委員会
青少年交換	青少年交換委員会
ロータリー友情交換	—
新世代交換	—

※2 委員長の任期は3年を推奨

※3地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と、地区ローターアクト代表（ローターアクター）が、この委員会の共同委員長を務めるべきである。

※4 委員長の任期の限度を3年と定めるよう強く奨励

3、RIが推奨しているその他の委員会

RI推奨委員会	2660地区の委員会
地区規則・手続委員会	—

4、地区判断による追加委員会(2022-23)

区分	地区委員会	備考
常設	職業奉仕委員会	
常設	地区危機管理委員会	
	規定・決議審議委員会	
	ガバナー補佐選考委員会	
臨時	大阪・関西万博関連事業実行委員会	
	大阪のロータリー100周年委員会	
	100周年誌編集グループ	
	100周年記念事業実行グループ	

20.6.2 地区委員会についての地区の方針

当地区では2002-03年度にDLPが導入されましたが、地区委員に関する成文化された取り決めが、明確ではありませんでした。そこで2006-07年度のDLP検討委員会で、地区委員会に関する方針として、下記の通り決めました（ガバナー月信（2006-2007）1月号5-7頁参照）。

現在(2022年)ではこの方針を原則としつつも、実情に応じ柔軟に対応することとしています。

1. 地区委員会の新制度について

地区委員会には、ガバナーが設定した地区目標を実行することが託されています。それと同時に当地区としては、地区リーダーシッププランの目的の一つに、クラブレベル及び地区レベルで活躍できる「人材の養成」がありますので、将来のリーダーとなる人材を、計画的に発掘・育成して行くために、各クラブから中堅・若手の会員も含めて幅広く地区委員を選出し、地区委員会活動を通じて、長期的に人材の養成に努めて行くことにします。

2. 各クラブからの地区委員公募数

地区委員の総数は各年度のガバナーエレクトが地区活動の状況に応じて定めます。当面の目標総数は120名程度とし、各クラブから次の目標をもって選出します。

- ・各クラブから1名
- ・会員100名以上のクラブからはプラス3名
- ・会員70名以上、100名未満のクラブからはプラス2名
- ・会員50名以上、70名未満のクラブからはプラス1名

3. 各クラブにおける地区委員候補者の選考方法

- (1) 地区ガバナーは各クラブ会長に対し地区委員候補者の推薦をそれぞれの年度の地区委員の必要数に応じて毎年10月までに要請します。
- (2) 各クラブ会長は地区ガバナーからの要請に基づき、地区委員候補者をクラブ理事会に諮り、ガバナーに推薦します。
- (3) 各クラブ会長は地区委員推薦の際に、候補者のクラブ及び地区での活動歴、配属希望委員会、その他の必要事項を「地区委員候補者推薦状」に記入し、地区ガバナーに提出します。
- (4) 地区委員候補者の選出条件
 - *クラブの瑕疵なき会員で3年以上の在籍者
 - *委嘱された地区委員の職務を、熱意をもって遂行する意思と能力を有する者
 - *将来の地区指導者として有望な者
- (5) 各クラブから推薦された地区委員候補者の各委員会への委嘱は地区ガバナーエレクトが地区委員会各委員長と協議のうえ決定します。

4. 地区委員の任期

- (1) 当初のDLPに関する規定では、委員長を含む地区委員の任期は、3年間となっており、現在もこれを原則としていますが、当地区においては、地区委員を経て、副委員長、あるいは委員長へ就任の場合は、それぞれ1年間の任期延長が出来ることにします。
- (2) 同一地区委員会における地区委員の任期は、委員・副委員長・委員長、通算で最長5年間とし、地区ガバナーは各委員会で毎年地区委員の副委員長・委員長へのローテーションを計画的に図り、実施するように指導します。
- (3) ロータリー財団の規定による地区ロータリー財団委員長職の任期は3年間とします。その他に、地区ガバナーの判断で地区委員の任期を別途に定める場合もあります。

5. 地区委員会の各年度の構成と委員の委嘱

地区ガバナー及びガバナーエレクトは次年度地区委員会の委員長・副委員長・委員の構成について、当年度地区委員長と協議の上、ガバナーエレクトが全委員を任命します。

20.6.3 地区研修委員会

ロータリーではクラブと地区の指導者が毎年変わりますので新しく就任する指導者に対する研修は極めて重要です。当地区の地区研修委員会に関する方針は次の通りです。

1. 地区研修委員会の組織

ガバナーはガバナーエレクトの推薦に基づいて下記の地区研修委員会の委員を毎年度任命します。

- (1) 地区研修リーダー（兼地区研修委員会委員長）

パストガバナー1名を任命します。

- (2) 地区研修サブリーダー

地区研修リーダーを補佐し、各種の地区研修会合や研修業務を管轄する地区研修サブリーダー

として、パストガバナー複数名を任命します。

(3) 地区研修委員

地区研修リーダーおよびサブリーダーを補佐し、各種の研修会合や研修業務を企画・実行する地区研修委員を各年度、複数名を任命します。任命は、元ガバナー補佐、元地区委員の経験を有するものの中から、ガバナー、ガバナーエレクト、地区研修リーダーおよびサブリーダーの推薦に基づいて行われます。その際、研修、教育、または討論進行の経験を有する者を優先するようにします。

2. 地区研修委員の任期

地区委員会全般の委員の任期に準じて、原則3年間としますが、ガバナーおよびガバナーエレクトの要請により各委員の任期を別途に定める場合もあります。

3. 地区研修委員会の責務

地区研修委員会は、ガバナー及びガバナーエレクトを補佐し、また研修会合の招集者に対して責任を負い、クラブや地区の指導者の研修に当たります。その職務の詳細は次節の21.4小節に記載します。

20.7 地区の規模

RI理事会は地区の規模を見直し、地区の各境界を設定する権限を有しており、クラブ数が20未満またはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区と統合することができます。また、クラブ数が100またはロータリアンの数が5,400名を上回る地区を分割することができます。RIの理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができます。しかし地区内クラブの過半数の反対がある場合は、いかなる地区の境界も変更しないものとします。(RI細則15.010.1)

21 地区の行事

ガバナー主催の主な地区行事としては次のようなものがあります。

21.1 地区大会

地区大会の目的は、地区内の会員や地域社会のリーダーが集い、ロータリーへの参加への意欲を高め、互いの協力関係を強化し、ロータリーが世界でもたらしているインパクトを紹介することであり、毎年開催されます。

地区大会の開催場所、プログラム、表彰、決議、RI会長代理の受入れなどに関する諸事項は、RI細則やロータリー章典の中に詳述されております。地区大会のホストクラブは、原則的にはそれらの推奨事項に則ったかたちで地区大会を準備し、開催しなければなりません。なお、RI主催の国際大会は、英文ではRI Conventionと称し、地区大会 (District Conference) と区別しています。

21.2 IM (Intercity Meeting、都市連合会)

IMは、近隣クラブが共通のテーマで語り合い、親睦の輪を広げる目的で開催されるもので、以前はIGF (Intercity General Forum) と呼ばれていました。当初はガバナーが主催する地区行事でありましたが、現在では、IMはRIの公式行事から除外されており、IMを実施するか否かはガバナーの裁量にゆだねられています。

当地区では、現在6つのIMグループに分かれており、地区内全クラブが、それぞれ位置的に

関連の強いIMグループに所属しています。IMはガバナーの裁量の基に開催されますが、当地区では「IMロータリーデー」として開催されIMグループを担当するガバナー補佐が実質の実施責任者となっています。近年のIMにおいては、ロータリー活動とはあまり関係がないような講演会が多くみられる様になりましたが、「IM所属クラブ会員による討論と親睦の促進」という原点への回帰が期待されています。IMは各年度のRI会長やガバナーが提起している重点活動項目を基礎に、ガバナー補佐の指導の下で、ホストクラブが開催準備を進めるということが原則です。

21.3 ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)

ロータリー青少年指導者養成 (RYLA) プログラムは、地域社会の若い人々の指導力および善良な市民としての資質や個人および職業人としての能力を伸ばすことにロータリアンが直接関与できる機会を設けるもので、1971年RI理事会で採択された14歳以上の子供および成人の異なる年齢層を対象とするRIのプログラムです。地域社会内の異なるニーズと関心に合わせるために、限定された年齢層のグループを対象としてRYLA プログラムの内容および形式をカスタマイズすることができます。ガバナーは地区内のすべてのRYLA行事に対し責任を負っています。(ロータリー章典41.060.)

当地区では、ホストクラブが主体となり、RYLA委員会・team RYLAと協力して、原則として毎年春と秋に開催しています。

21.4 地区研修行事

当地区では、地区及びクラブの次期指導者は下記の研修会合に出席するように要請しております。

① 地区チーム研修セミナー

地区チーム研修セミナーは、次期ガバナー補佐および次期地区委員と委員長が就任に備えるもので、ガバナーエレクトが地区チーム研修セミナーのプログラム全般の責任者となり、地区研修リーダーは、セミナーの計画と実施の責任者となります。参加者は、地区ロータリーアクト代表を含む、ガバナー補佐エレクト、地区委員会委員長および委員で、RIテーマ、地区の管理運営、役割と責務、年次計画と長期計画などについて話し合われます。

国際協議会の後、PETSの前に開催されます。

(ロータリー章典20.080.)

② 会長エレクト研修セミナー (PETS) (RI細則15.020.、ロータリー章典20.070)

地区PETSは地区内のクラブの会長エレクトを指導し、研修を行うために、毎年、なるべく2月または3月に開かれ、ガバナーエレクトが、PETSの責任者であり、計画、実施、指揮、監督するものとされています。地区研修リーダーは、ガバナーエレクトの指導と監督の下、セミナーを計画し、実施する責任を担っています。

PETSでは、RIテーマ、クラブ会長の役割と責務、年次計画と長期計画などが話し合われます。

③ 地区研修・協議会 (RI細則15.030.、ロータリー章典20.060)

地区(または多地区合同)研修・協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つクラブのリーダーを育成し、会員基盤を維持、および拡大し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズに取り組むプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてTRFを支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年

開催することとされています。

ガバナーエレクトは、地区研修・協議会のプログラム全般の責任者であり、地区研修リーダーは、協議会の計画と実施の責任者です。職務別分野に関連する地区委員長は、それぞれの関連分科会を指導する責任があります。

地区研修・協議会では、RIテーマ、役割と責務、方針と手続、チームの選任と研修、年次計画と長期計画の策定などが話し合われます。

④ 地区会員増強セミナー

ガバナーエレクトが責任者となり、次年度のクラブ会員増強委員長などの関係者を対象として、入会促進と現会員の参加促進、退会防止という責務を実行できるよう支援するもので、毎年5月頃に開催されます。

⑤ 地区ロータリー財団セミナー

ガバナーが責任者となり、クラブの会長、財団委員長などの関係者を対象に、ロータリー財団の最新情報を伝えるとともに、財団の掲げる目的と目標に対するロータリアンの理解を深め、財団寄付および補助金プログラムへの参加を促進するために、毎年9月頃に開催されます。

⑥ 地区ロータリー財団補助金管理セミナー

次年度のクラブの会長、財団委員長などの関係者を対象にクラブが財団補助金を効果的に管理し、資金を適切に監督する上で必要な知識や情報を提供するために、毎年1月頃に開催されます。補助金を申請するためには本セミナーを受講していることが必須条件となります。

⑦ 公共イメージ向上セミナー

ガバナーが責任者となり、クラブ会長、広報担当委員長を対象に、公共イメージ向上の最新情報を伝えるとともに、SNSやメディアを活用した発信のあり方を共有し、ラーニングセンターをはじめとするMy Rotary活用方法を提示し、クラブのロータリーの認知度向上活動に役立てるために毎年8月～10月頃に開催されます。

上記会合への出席義務者が、止む得ない事由で欠席する場合は、代理出席者を派遣することが要請されています。

22. 会員の研修

22.1 クラブレベルの研修

22.1.1 クラブ研修リーダー

クラブ会長エレクトは、次年度のクラブの研修プランを監督するクラブ研修リーダーを1名任命することが推奨されています。クラブ研修リーダーの任期は1年で、連続して就任できる任期は三期までとします。クラブ研修リーダーは、すべての研修ニーズが満たされるようクラブ理事会および各種委員会と協力し、また、支援とアイデアを得るために、地区研修委員会、クラブを担当するガバナー補佐、地区ガバナーと協力しなければなりません(ロータリー章典 8.050.1.)。

22.1.2 クラブの研修プラン

クラブは以下の項目を行うための包括的研修プランを作成しましょう。

- a) クラブ指導者は、適宜、地区研修会合に出席する。
- b) 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する。

- c) 現会員のために継続的教育の機会を提供する(ロータリー章典 8.050.2.)。
- d) 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。

22.1.3 クラブ指導者育成セミナー

a) 目的

クラブ会員の指導力を育成することで、職業における日々の仕事を充実させ、将来のクラブ指導者を育成すること。

b) 参加者：

関心のあるロータリアン

c) 推奨される議題

コミュニケーション技能

指導方法

ボランティアの指導と意欲喚起

個人指導

時間管理

目標設定と説明責任

RIの戦略計画、クラブの戦略計画

倫理（四つのテスト）

統一見解の構築

チームワーク

d) 組織者

クラブ研修リーダー、クラブ会長、ガバナー補佐、地区研修委員会

(ロータリー章典 8.050.3.)

22.2 地区研修委員会による地区レベルの研修

地区研修委員会は、ガバナー、ガバナーエレクトがクラブと地区のリーダーに研修を行い地区の研修計画全般を監督するうえで、支援する責務があります。

その職務の概要は次の通りです。

- (1) ガバナーエレクトと協力し、各ロータリー年度において、地区内の以下の研修会合に対応します。
 - ① 地区チーム（含ガバナー補佐）研修セミナー(ロータリー章典20.080.)
 - ② 会長エレクト研修セミナー（PETS）(RI細則15.020. ロータリー章典20.070.)
 - ③ 地区研修・協議会（RI細則15.030. ロータリー章典20.060.）
- (2) 地区研修委員会は地区委員会が主に担当する以下の研修セミナーに協力します。
 - ① 地区会員増強セミナー
 - ③ 地区ロータリー財団セミナー
 - ③ 地区ローターアクター指導者育成セミナー
- (3) ガバナーと協力し、地区内におけるその他の研修ニーズに対応します。
 - ① クラブレベルの会員研修活動への支援
 - ② 地区内のその他の研修活動への支援
- (4) 地区研修委員会は、それぞれの研修会合の招集者の指示に基づき、以下の点についても対応します。
 - ① 研修プログラムの内容

- ② 研修の実施
- ③ 研修資料の準備手配
- ④ 講演者や協力者の手配
- ⑤ 研修委員の配置
- ⑥ プログラムの評価

なお、地区が多地区合同PETSの一員として参加する場合、ガバナーエレクトは、多地区合同PETSの指針と手続きに従い、PETSにおける研修を立案し実施する者を選ぶこととなりますが、地区研修リーダー、もしくはガバナーエレクトより選任または承認された者が、セミナーの計画と運営の責任者となります。

22.3 My Rotaryの活用

RIのMy Rotaryには、豊富な情報と各種ツールが網羅されていますが、「ラーニング&参考資料」の中には、ロータリーの歴史、ルール、組織、リーダーの役割、RIの方針など研修に役立つ各種資料が盛り沢山に掲載されていますので、自己研修や会員研修に是非活用していただきたいと思えます。

特に、クラブや地区のリーダーは担当年度が始まる前に、関連する資料を熟読し、「ラーニングセンター」などで関連するコースを受講していただくようお願いします。

なお、これらの資料を活用するには、My Rotaryへの登録が必要になりますので、登録を積極的に進めていただくようお願いします。

23. ロータリーの広報

「自分だけで大勢の人に影響を与えることは難しい。理解を得るためには、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人を含めた数多くの人々に働きかけることが重要だ」 (ポールハリス)

23.1 ロータリー広報の目的

ロータリーの広報の目的はロータリーへの理解、そのプログラムへの協力・支援を助長することです。ロータリーの良いイメージをつくることは、ロータリアン個々の責務であり、地域と世界規模の両方で活動を行う必要があります (<https://www.rotary.org/ja/public-relations>)。

ポールハリスの言葉のようにロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の多くの人々に働きかける必要があります。ロータリアン以外の人々に対するロータリーの認知度はそれほど高くないことは多くの調査で明らかになっています。ロータリーの活動内容を多くの人々に知っていただき、ロータリーに対して親しみを持ち、身近なものとして感じていただくことは会員増強の観点からも大切です。

下記はロータリー章典記載の「RI広報の目的」です。

「ロータリー広報プログラムの目的は、ロータリーのプログラムと「ロータリーの目的」に対する理解、評価、支援を助長することである。ロータリーがこの目標を果たし、人類へのロータリーの奉仕を広げたいのであれば、良い評判、好ましい広報、肯定的なイメージがロータリーにとって望ましく、また不可欠な目標であるという認識を、広報プログラムを通じてすべてのロータリアンの間に広げるべきである。」 (ロータリー章典 50.010.)

23.2 クラブの広報

クラブにおけるロータリー広報の対象は三つあります。一つ目は対外的な広報、すなわち、地域、

世界のロータリアン以外の人々への広報です。二つ目は他クラブのロータリアンへの広報です。そして、三つ目はクラブ内のロータリアンへの広報です。

広報を実行する方法としては、テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディアを通じての広報、クラブ独自の広報イベント、地域の祭典などへの参加による広報、広報パンフレット、冊子の配布、クラブホームページやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などのインターネットを使った広報などがあります。

しかし、最も大事な広報は、クラブのロータリアン一人一人が自らロータリーを地域社会に正しく伝えることです。ビル・ゲイツ氏が国際協議会(2009年1月21日)の講演で言っています。「ロータリアンが口を開くと、皆が耳を傾けます」と。信頼の置けるロータリアンがロータリーを理解し、自クラブをよく知り、それを皆に正しく伝えるのが最も効果的な広報といえます。

ロータリー章典には、「個々のロータリアンは、ロータリー発展と奉仕活動を改善、拡張するために、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているのかについて、自ら他の人々に知らせ、地域社会におけるクラブの存在感を一層際立たせる力となるよう要請されている」と書かれています(ロータリー章典9.050.1.)。

クラブ広報について、ロータリー章典は下記のように記載しています。

「広報は、いくつかの異なった聴衆に向けて行われるべきである。これらはすなわち、報道機関(メディア)、地方の政府や自治体役員、事業界、市民リーダーや市民団体、および資格のある会員候補者ならびにロータリー奉仕プロジェクトの影響を直接に受ける人々である」(ロータリー章典9.050. より一部抜粋)。

メディア機関とクラブの関係については、次のように書かれています。

「クラブは、地元のメディア機関に話題を提供することによって、一般の人々に広報すべきである。これは、対象とするメディア機関を特定し、メディア機関のリストを作成し、適切なメディア機関にニュース記事案(プレスリリース)を提供することで実行することができる。その他に、クラブの活動には、報道機関の関係者にメディアの役割についてクラブで話をしてもらう活動も含めるべきである。」(ロータリー章典.050.3.)

また、広報とクラブのプロジェクトについては、次のように書かれています。

「クラブは、ロータリーの意図と業績を明らかに示すような、成功を収めた奉仕プロジェクトや活動を広報するよう努めるものと期待されている。

過去の経験から、以下のようなロータリーの話題が広報において最も効果的であることが示されている。

1. 卓越したボランティア
2. 先進国と開発途上国の人々の交流
3. 地元で実施されているロータリーもしくはロータリー財団プロジェクト
4. 青少年交換学生、国際親善奨学生、あるいはGSE参加者など、ロータリーの交換プログラムの参加者
5. ロータリーの奉仕から恩恵を受けている人々に関する人道的な話題
6. ポリオプラス活動、特にポリオ常在地域における活動」

(ロータリー章典9.050.2.)

23.3 国際ロータリーの広報 (<http://www.rotary.org/ja>)

国際ロータリーは機関雑誌「The Rotarian」、地域雑誌「ロータリーの友」などの機関紙を始めとする出版物、ビデオ、ニュースレター、ウェブサイト(My Rotary)など様々なメディアを通じて、ロータリーの理念やロータリーの奉仕活動を広報しています。

23.4 地区内における広報 (<http://www.ri2660.gr.jp/>)

第2660地区公共イメージ向上委員会では、ラジオ、新聞、テレビその他による広報活動を広く展開しています。2008-09年度、産経新聞「変わるロータリー:2660地区の胎動」全13回、ラジオ大阪「あなたの街のロータリアン」全13回、2009-10年度には産経新聞「変わるロータリー:2660地区の元気人」2009年7月～2010年6月、ラジオ放送全10回、また2010-11年度にはテレビ大阪の特別番組「感染症ポリオ、最後の1%の闘い」を作成、2011年7月18日に放送しました。2011-12年度は大阪駅においてデジタル・サイネージによる公共イメージ広報を、また2012-13年度にはポリオ撲滅をテーマにテレビ広告を放映しています。

地区内の各クラブでも、マスコミなどを通じた数多く広報が行なわれており、また、クラブではホームページやSNSを開設し、ロータリーの理念や各クラブの活動を独自に広報しています。

地区ウェブサイトでは (<http://www.ri2660.gr.jp/>)、ソーシャルネットワークを活用し、「YouTube 2660地区ビデオチャンネル」 (<http://www.youtube.com/user/rid2660>) では、国際ロータリー関係のビデオ（日本語・字幕付）をまとめたコレクションや地区関係、クラブ関係のロータリービデオを紹介しています。（ただし最近ではあまり更新されていません）

23.5 ロータリーを知り、ロータリーを知ってもらおう

ロータリアン自らがロータリーとロータリークラブをより良く理解し、それを他の人に伝え、知ってもらい、すなわち、全てのロータリアンが広報マンになる、これがロータリーの広報の原点です。クラブではそのようなロータリアンを育て、またクラブとしてホームページなどでロータリーやクラブの活動などを正しく伝えることが大切だと思われま

24. 出版とウェブサイト

ロータリーの情報として、ロータリーに関する数多くの出版物が発行されています。それらは、書籍であり、ビデオであり、電子書籍、ウェブサイトでの情報など、いろいろな形態で出版されています。また、ロータリーだけでなく、「ロータリーの友」誌や地区そしてクラブ、ロータリアン個人からも多数の情報が発信されています。

ロータリー出版物の主要目的は、それが印刷物、視聴覚資料、あるいは、電子出版物（RIのウェブサイトの内容や電子郵送リスト）にかかわらず、諸事全般において、ロータリーの目的（綱領）を推進させるためであります。

24.1 国際ロータリーのウェブサイト (<http://www.rotary.org/ja>)

国際ロータリーのウェブサイト自体が一つの出版物です。ロータリアンは、ロータリーの最新のニュースを読んだり、数多くのオンライン機能を利用することができます。一般向けのサイトであるwww.rotary.org は、入会見込者、寄付者、ボランティア、メディア関係者、協力団体などに、ロータリーの魅力を伝え、参加を促す内容になっており、ロータリーの特徴、世界各地の地域社会で行われているロータリーの活動に加え、ボランティア、寄付、クラブ入会、パートナーシップなどを通じてロータリアン以外の人びとが参加する方法を紹介しています。登録者用サイトであるMy Rotary (www.rotary.org/myrotary) では、ユーザーのニーズに合わせた豊富な情報が提供されていて、ログインするとユーザー別にカスタマイズされたページが開き、各自の役割、クラブ、地元に関係するニュースと情報を見られるほか、クラブ、地区、プログラムをより効果的に運営するためのリソースも利用できるようになっています。また、ロータリーのオンラインコミュニティに参加して、世界のロータリー会員と結びついたり、ロータリーのプロジェクトを企画、推進し、支援を募るための新しいツールも活用できます。

■ 「The Rotarian」の閲覧については、雑誌「The Rotarian」の創刊号から最新号までの全てを

ウェブ上で閲覧することができます。ダウンロードは出来ません。

(<https://www.rotary.org/ja/history-rotarian-magazine>)

■ROTARY International You tubeには国際ロータリー独自のチャンネルがあり、ロータリーに関心のある人が鑑賞できるビデオが掲載されています。ロータリアンは、You tubeのチャンネルに掲載されたビデオクリップをクラブや地区のウェブサイトに掲載できます。

(<http://www.youtube.com/rotaryinternational>) またVimeoのRotary International's Videosにも多くのビデオが登録されています。(<http://vimeo.com/rotary/videos>)

24.2 ロータリーの友とウェブサイト (<https://rotary-no-tomo.jp/>)

日本独自の出版物としては、地域雑誌「ロータリーの友」があります。この雑誌には、いろいろなロータリーの情報が収録されています。電子版の「ロータリーの友」も発行されており、便利な検索機能も整備されています。「ロータリーの友」以外の出版物も発行されています。また、各地区の任意の年月の会員数の検索もできます。

閲覧にはIDとパスワードが必要ですので、所属クラブにお問い合わせください。

24.3 ロータリー文庫のサイト (<http://www.rotary-bunko.gr.jp/>)

「ロータリー文庫」は、日本ロータリー50周年記念事業の一つとして、昭和45年に設立されたロータリーの資料室です。ロータリー関係の文献や資料など約2万数千点が収集整備されています。サイトにはその目録があり、その内のいくつかはPDF文書化され直接ダウンロードができます。最新資料では、「ロータリー日本100年史」も収録されています。

閲覧には、IDとパスワードが必要ですので、各クラブにお問い合わせください。

24.4 2660地区の出版物とウェブサイト (<http://www.ri2660.gr.jp/>)

地区独自の出版物には「ガバナー月信」の他に、地区委員会発行の冊子や各種地区発行の資料など、多くのものがあります。これらの出版物は、地区ウェブサイトからもダウンロードできます。「ガバナー月信」は、地区ホームページのガバナーの中の「ガバナー月信」をクリックして下さい。トップページには各クラブから直接投稿された奉仕活動も掲載されています。

また、「YouTube 2660地区ビデオチャンネル」(<http://www.youtube.com/user/rid2660>)を設置し、各種ロータリー関係のビデオをまとめたコレクションや地区関係、クラブ関係のロータリービデオを紹介しています。(あまり更新されていませんが)

また、大阪ロータリー100周年記念として、各種資料を掲載しています。

(<https://ri2660osaka100.info/>)

24.5 地区内クラブのウェブサイト (<http://www.ri2660.gr.jp/>)

地区内各クラブのホームページでは、クラブの週報や各種情報が発信されています。地区ホームページの右サイドバーの「地区内RCリスト」または「リンク集」からアクセスして下さい。

24.6 その他ロータリーの情報源

その他有用なロータリー情報がクラブ、ロータリアン個人のウェブサイトなどで、出版されています。この冊子の39節「一般参考文献」をご参照下さい。

ロータリアン有志による会員制ウェブサイト「源流の会 (Rotary Archives)」ではロータリーに関する膨大な資料を手に入れることができます。(<http://genryu.org/>)

第5章 ロータリー財団と米山記念奨学会

25. ロータリー財団

25.1 ロータリー財団とは

ロータリー財団は国際ロータリーの活動の推進を資金的に支援するための非営利財団で、その使命は「ロータリアンが、世界で健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」です。ロータリアンをはじめ、より良い世界を築こうというビジョンを共有する財団支援者の自発的な寄付のみによって支えられ、国際ロータリーの目的を推進するための独立した信託機関として、全資産を維持、投資、管理、運営しています。

25.2 ロータリー財団の運営・管理

ロータリー財団の運営は、財団管理委員会の下で行われますが、財団はRIに対する報告義務があります。管理委員会の構成メンバーは15名で、RI会長が推薦し理事会が選出した管理委員を会長エレクトが任命します。その内4名はRIの元会長です。財団管理委員長は元RI会長歴任者の中から選ばれるのが慣例になっています。管理委員の資格条件はロータリー財団細則で定めており、任期は4年です。

ポリオ根絶などの人道奉仕を推進しているロータリー財団は、近年国際ロータリーの組織の中でその重要性が増しており、財団管理委員長は各年度のロータリー財団の重点活動項目を、RI会長と並行して毎年度別個に発表しています。財団の各種の活動プログラムを利用する各クラブのロータリー財団委員会、国際奉仕委員会、及び社会奉仕委員会はロータリー財団の基本的な活動指針に基づいたプログラムを企画し、実施することが望まれています。

2017年9月、ロータリー財団管理委員会は以下のビジョンステートメントを採択しました。

「私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために人々が手を取り合って行動する世界を目指しています」。

25.3 ロータリー財団の歴史

国際ロータリー6代目会長 アーチ・クランプが、1917年アトランタ国際大会で「基金を作り、世界的規模で慈善・教育・その他社会奉仕の分野で何か良い事をしよう」と提案しました。この基金が発展し、1928年ロータリー財団と名づけられ、国際ロータリーから独立した別機関となりました。

アーチ・クランプの言葉「世界でよいことをしよう：Doing good in the world」はロータリー財団のスローガンとして現在も使われています。

設立以降、ロータリー財団は全世界のロータリアンや関係者からの寄付をもとに、健康状態の改善、教育への支援、貧困・社会的弱者救済のための人道的支援を行うため、財団独自のプログラムと各地区やクラブの活動の支援プログラムを二本柱とする制度を整え、国際ロータリー活動を支える中核機関としての役割を果たしてきました。

中でも、人道的国際奉仕活動を支援する補助金システム「マッチンググラント」は世界中の地区、クラブに利用され、国際奉仕活動の推進に貢献しました。

ロータリー財団は、2017年に創立100周年を迎えるのを機に、国際ロータリーの更なる成長と発展を目指し、より継続的で大きな成果を挙げるにふさわしいロータリー財団に生まれ変わるべく、2005年より「未来の夢計画」(Future Vision Plan : FVP) の検討を開始しました。FVPは財団が奉仕の第二世紀への移行を目指し、その仕組みと制度を抜本的に見直す、いわば財団の構造改革です。全世界でのFVPの導入に先立ち、2010-2011年度より世界の100のパイロット地区においてFVPのプログラムが試験的に実施され、3年間の試行の結果を踏まえて2013-2014年度から正式に全世

界で導入されました。当地区はパイロット地区ではありませんでしたが、2011-2012年度より地区内に「財団FVP委員会」を設け、FVP導入に備える準備作業を進め、新たな制度への移行がスムーズに完了しました。

25.4 「未来の夢計画 (Future Vision Plan: FVP)」の概要

FVP導入の目的は、国際ロータリーとそれを支えるロータリー財団の第二世紀を目指した新たな発展の礎を作ると共に、現行制度の抜本的見直しを行い、時代に即した新たな制度・ルールを策定することです。

FVPの検討は2005年に開始され、世界のロータリアンへのアンケートの実施、各種意見交換会、個別課題を検討するフォーカスグループによる検討等による意見集約の結果、財団が目指す新たな方向として以下の五つの目標が打ち出されました。

① プログラムの簡素化と重点化

財団の取り組む多岐にわたるプログラムを整理統合し、以下の6つの重点分野に特化する。

平和と紛争予防／紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展

2019年、6重点分野の名称のうち2つが変更、更に2021年度より環境が加わり7重点分野となりました。

平和構築と紛争予防、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上 地域社会の経済発展、環境
--

② 世界と地域のバランスの配慮

財団の予算を財団独自のプログラムに50%、各地区へ50%配分する仕組み（シェアーシステム）は堅持する。

（2021-22年度から、財団の運営費5%が差し引かれたのちそれぞれに分配される仕組みに変更になりました）

③ 持続的で大きな成果の志向

大きな成果の上がるプロジェクトとプロジェクトの成果が継続的に持続する仕組みを重視する。

④ 地域への権限の委譲

各地区への配分資金の使用について地区の裁量権を大幅に拡大する。

⑤ 奉仕活動のパートナーとして常にナンバーワンとなる。

ロータリーの公共イメージを高め、世界第一級の財団となる。

FVP（未来の夢計画）の導入により財団のプログラムと補助金制度は大きく変わりました。補助金プログラムは、地区補助金（DG）、グローバル補助金（GG）、ロータリー平和センター、ポリオプラスの四種類です。このうち各クラブ独自のプロジェクトに利用できる補助金は地区補助金（DG）、グローバル補助金（GG）の2種類で、それまでに比べて格段にシンプルになりました。これらの補助金を用いて人道的プログラム、教育的プログラム、職業的プログラムの三つの分野のプロジェクトを実施することが出来ますが、プロジェクトの内容、実施する場所等により補助金の使い方にルールがあります。

詳しくは、ロータリー財団発行「授与と受諾の条件」グローバル補助金版と地区補助金版、及び地区の要件が記載された「地区補助金ハンドブック」を参照してください。

「ロータリーの心と実践(2015年改定版)」が発行された以降ロータリー財団に関する主な事項は

下記のとおりです。

- ・ 2017年 ロータリー財団100周年
- ・ 2019年1月 災害救援基金を設立(25,000ドルまでの補助金を配分)
- ・ 2019年3月 大規模プログラム補助金が新設

毎年1口の補助金競争制で授与されます。世界中から70件以上の提案書がロータリー財団に寄せられました。厳しい選考プロセスを経て、2021年2月ロータリー会員が中心となっている「Partners for a Malaria-Free Zambia」(マラリアのないザンビアのためのパートナー)プログラムに、初の補助金200万ドルが授与されることが発表されました。マラリアに取り組んでいるワールドビジョンU.S.とビル&メリンダ・ゲイツ財団も、それぞれこのプログラムに200万ドルずつを共同出資。総額600万ドルが投入されるこのプログラムは、地域社会のヘルスワーカー2,500人を研修・支援し、同国からマラリアを根絶する政府の取り組みを支えることとなります。

- ・ 2021年7月よりグローバル補助への地区財団活動資金(DDF)に対する国際財団活動資金(WF)の上乗せ額が100%から80%に減額されました。

年次基金の(シェア)寄付の5%が運営費に充てられるためにWFとDDFから均等に差し引かれる事になりました。

また、DDFの繰越を5年に制限されるなどの改定がなされました。

- ・ 2022年7月よりロータリーアクトクラブに地区補助金の資金を配分する事が可能となり、グローバル補助金プロジェクトで援助国側提唱者、実施国側提唱者になること(ただし、ロータリーアクトクラブが過去にロータリークラブと一緒に活動したことがある事を条件とする)が可能となりました。

25.5 ロータリー財団の財源(寄付)

ロータリー財団への主な寄付には25.5.1~4の4種類があります。

25.5.1 年次基金への寄付

ロータリー財団には、クラブの社会奉仕や国際奉仕プロジェクトに対する補助金など、各クラブのクラブ活動を側面から支援し、活性化する素晴らしいプログラムが数多くあります。

これを支える大きな柱が年次基金への寄付です。年次基金は資金運用され3年後に、元本と運用益の半分が国際財団活動資金(WF)に、残り半分が地区財団活動資金(DDF)に配分されます。WFはグローバル補助金、ロータリー平和センターの維持費や奨学金などの資金となり、DDFはクラブが実施する地元や海外における奉仕活動を支える主な資金源となります。

各クラブによる奉仕プロジェクトは、各ロータリアンの財団に対する毎年の寄付金があつてこそ可能になります。財団はクラブとロータリアンの各年度の活動プログラムを支援するため、各会員の継続的な財団への寄付を呼び掛けています。

PHF(ポールハリス・フェロー 累計1,000ドルの年次寄付)を達成した会員の中には、財団に対するそれ以上の寄付は必要ないと思える人もいますが、各クラブは毎年何らかの財団活動プログラムを利用しクラブ活動に役立てているわけですから、財団への継続的な寄付の協力が要請されているのです。そのため、当地区では、ガバナーが毎年財団への年次基金への寄付額、例えば「1人あたり150ドル以上」の目標金額を掲げ、各会員へ協力を要請しています。

25.5.2 恒久基金への寄付

恒久基金への寄付金の元金は使用されることなく運用益だけが財団プログラムを遂行するため

に使用されます。恒久基金の運用益の半分が国際財団活動資金（WF）として配分され、残り半分が地区財団活動資金（DDF）として配分され、それぞれ年次基金と同じ用途で活用されます。

年次基金寄付と恒久基金寄付はともに重要であり、両方で財団の活動プログラム全体を運営する資金として活用されています。年次基金寄付は今日の財団プログラムを支え、恒久基金寄付は将来の財団プログラムを更に安定したのみにします。

ベネファクター（Benefactor）は恒久基金に1,000ドルを寄付した人に与えられる称号です。

2660地区では2回目以降恒久基金寄付が1,000ドルに到達した方に感謝を表してピンを贈呈しています。

毎年ガバナーは各クラブから1名以上のベネファクターを出すように協力を要請していましたが、2022-23年度より恒久基金への寄付を、特定の人をお願いするのではなく、寄付の使途や意義を全会員が理解するべく一人当たり\$30の寄付をクラブ目標としました。

ロータリー財団の強固な財務体質は慈善団体の格付けを行う米国の独立機関、チャリティーナビゲーター（Charity Navigator）が、ロータリー財団に11年連続で最高の4つ星評価を与えました。この評価は、ロータリー財団の健全な財務状況および説明責任（アカウンタビリティ）と透明性へのコミットメントが認められたことによるものです。

25.5.3 ポリオプラス基金への寄付

ポリオ根絶はRIおよび財団の戦略計画の第一優先活動項目にあげられており、ポリオが根絶されるまで本寄付への継続的な協力が要請されます。

ロータリーとビル&メリンダ・ゲイツ財団は、ポリオ根絶に年間1億5000万ドルを投入するための長期パートナーシップを継続することを発表しました。この提携の下、ロータリーは今後3年間、毎年5000万ドルを拠出することを目標に掲げ、ゲイツ財団がロータリーの拠出金に対して2倍額を上乗せすることとなります。（2022年1月現在）

25.5.4 その他寄付

ロータリー災害救援基金他、承認済みの補助金プロジェクトの寄付等。

25.6 税制上の優遇措置

公益財団法人ロータリー日本財団への個人、法人からのご寄付は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、税制上の優遇措置の対象となります。個人の寄附金に対する優遇措置は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することが出来ます。

個人による寄付については、所属のクラブにまとめて送付されます。

7月から12月までの分は翌年1月末に、1月から6月までの分につきましては、同年7月末に郵送されます。

法人による寄付については、随時領収証が発行されます。

詳細は「27.1 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付」をご覧ください。

25.7 寄附認証

ロータリー財団では財団への寄付に対して感謝を表すため、以下の様な認証制度を設け寄付の達成レベルに応じて認証記念品を贈呈しています。

① ポールハリス・フェロー

年次基金寄付、ポリオプラス基金寄付、の累計が1,000ドル以上になるとポールハリス・フェロー(PHFと表示1回目)の認証が与えられます。

その後1,000ドル増えるごとにマルチプル・ポールハリス・フェロー、PHF+1(2回目)、PHF+2(3回目)と表示され、以降～PHF+8(9回目)、累計9,000ドルまでの9段階の達成レベルで表示されます。

② ベネファクター

恒久基金に1,000ドル以上寄付した会員にはベネファクターの認証が与えられます。

③ 大口寄付者（メジャードナー）

年次基金寄付、恒久基金寄付、ポリオプラス基金寄付などすべての現金寄付額の総計が10,000ドルに達した会員には大口寄付者（メジャードナー）の認証が与えられます。

④ ポールハリス・ソサエティ（PHS）

ポールハリス・ソサエティは、年次基金／ポリオプラス／承認された財団補助金へ、一括もしくは合計で、毎年 1,000 ドル以上をご支援くださる個人の認証です。

⑤ ポリオプラス・ソサエティ

毎年、最低100ドルをポリオプラス基金に寄付することを誓約していただく認証制度

⑥ クラブの認証

Every Rotarian, Every Year クラブバナー

100%ロータリー財団寄付 クラブバナー

100%ポールハリス・ソサエティ クラブ認証バナー

年次基金への一人当たりの寄付額上位3クラブバナー

<ポールハリス・ソサエティ（PHS）の入会方法>

My ROTARY にアクセスし、「ロータリー財団」→「ご寄付」→「寄付者の認証」→「ポールハリス・ソサエティ・メンバー」の文末にある「詳細はこちらから」をクリックします。「PHS 入会フォーム」をクリックしますと、フォームが表示されます。

<寄付履歴の照会について>

寄付者本人は、My ROTARY の寄付者専用ページから確認していただけます。

ログインの後、

①右上にある氏名をクリック、寄付者専用ページより「寄付者の履歴レポートより」ご確認頂けます。

②併せてロータリー財団→「各種レポート」→「寄付者履歴レポート」→「レポートを見る」からも御確認頂けます。

詳しくは国際ロータリー日本事務局財団室発行の「寄付・認証の手引き」を参照してください。

25.8 ロータリー財団の予算体系

ロータリー財団の年間予算の原資は世界中のロータリアンから納められた寄付金です。ロータリー財団は3年前に納められた年次基金にその運用益を加えた金額に、恒久基金を投資等で運用して得た運用利益を加えた金額をその年度の予算として計上します。ロータリー財団の予算のうち半分が国際財団活動資金（WF）として配分され、残り半分が地区財団活動資金（DDF）として各地区に還元されます。この仕組みはシェアシステムと呼ばれます。

尚、2021-22年度より管理運営のために5%が差し引かれた後、ロータリー年度末に国際財団活動資金（WF）と地区財団活動資金（DDF）にそれぞれ均等に振り分けられます。

25.8.1 地区財団活動資金（DDF）

地区が各年度に利用できるDDFの総額は、前述の当該年度に配分されたDDFに前年度のDDFの繰越金を加えたものになります。

1) DDFの用途

DDFの用途については、毎年ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーはじめ地区の財団関連委員会委員長、国際奉仕委員長、社会奉仕委員長などが参加して、DDFシェア会議を開き、プログラム別の用途額を決定します。具体的な用途には次のようなものがあります。

① 地区補助金（District Grants：DG）

地元と海外で実施される短期(1年以内に終了)、小規模な人道的国際奉仕活動補助金、奨学生への奨学金、職業研修補助金などで、地区が管理・配分しますのでクラブは地区の申請要件に従う必要があります。

② 大規模な人道的国際奉仕活動への補助金

③ 地区から財団への特別寄付金

ロータリー世界平和フェロー、ポリオプラスなど

2) DDF 使用の申請

DDFはその年度の配分額が財団本部から地区に通知されますが、利用可能なDDFが事前に地区の口座に全額振り込まれるわけではありません。地区は用途をロータリー財団に申請し、それに対して実際の活動資金がロータリー財団から活動対象の専用口座に振り込まれる仕組みです。

3) DDFの繰越金の処置

DDFには毎年度末にいくらかの未使用剰余金が発生します。これは次年度への繰越金として翌年のDDFに加算して利用出来ます。ただし、2021/7より繰り越しは5年が限度とされました。

25.8.2 国際財団活動資金（WF）

国際財団活動資金（WF）の用途はロータリー財団管理委員会が決めます。

WFはロータリー平和センタープログラムのような財団本部主導のプログラムやプロジェクトの他に、グローバル補助金（GG）として地区内各クラブやロータリアンの人道的国際奉仕プログラム、奨学金、職業研修を支援するためにも使われます。

25.9 財団補助金プログラム

財団の補助金プログラムは、以下の四つです。

① 地区補助金（District Grants:DG）

② グローバル補助金（Global Grants:GG）

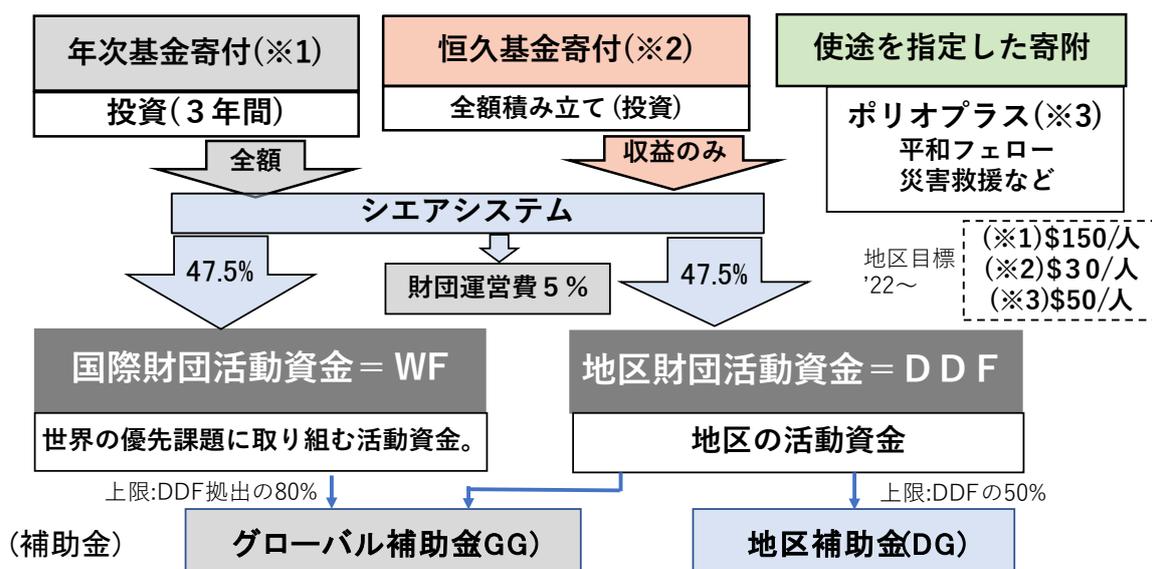
③ ロータリー平和センタープログラム

④ ポリオプラス

これらのうち、クラブやロータリアンが自らのプロジェクトに直接使用できる補助金は地区補助金（DG）とグローバル補助金（GG）の2つです。

シェアシステムによる財団資金と補助金の流れを以下に図示しておきます。

シェアシステムによる財団活動資金(補助金の原資)



25.9.1 地区補助金 (DG)

1) 地区補助金の対象となるプロジェクト

地区は毎年財団より還元される地区財団活動資金 (DDF) のうち最大50%を地区補助金として使用できます。用途は地区の要件に準じます。補助金ハンドブックを熟読してください。当地区では以下のような用途に使うことができます。

- ① 小規模で短期 (1年以内) の国内または海外での人道的社会奉仕活動
- ② 一年を超えない奨学金 (国内、海外)
- ③ 一年を超えない職業研修 (国内、海外)

当地区での補助金額は、人道的国内奉仕プロジェクト、奨学金、職業研修に対しては20~60万円、海外での人道的奉仕プロジェクトに対しては20~100万円と定められており、各クラブ拠出金の同額を上限とします (補助金額は毎年見直しが行われますのでご注意ください)。海外での人道的奉仕プロジェクトの実施に際しては実施国にロータリークラブがあるかどうかは問われません。補助金申請に当たっては、この他にもプロジェクトが満たすべきいくつかの要件が定められています。詳しくは当地区「財団補助金申請ハンドブック」をご参照下さい。

2) 地区補助金申請に当たってのクラブ資格認定

財団は、財団補助金のうちグローバル補助金を利用するクラブは地区による資格認定を受けなければならないと定めています。当地区では地区補助金の申請クラブにも同様の資格認定を受けるよう定めています。資格認定のプロセスは以下の通りです。

- ① 毎年最低一名のクラブ会員が地区主催の補助金管理セミナーに出席する。
- ② ロータリー財団との間に交わされる覚書 (MOU) に署名のうえ提出し、記載された財務と資金管理要件を遵守する。

資格認定の有効期間は一年間で、各クラブは毎年このプロセスを踏むことが求められます。

3) 地区補助金の業務サイクル

- ・ 7月~12月 現地を視察しニーズを調査、特定する。

- ・ 2月 財団補助金参加資格認定を受ける。
「補助金管理セミナー」に出席。(対面式が困難な場合はオンライン出席)
覚書に署名し、地区に提出。
地区補助金の申請計画を立てる。
- ・ 3月～4月 地区補助金申請書(地区ウェブサイトからダウンロード)を記載し必要書類
を添付の上、地区・補助金小委員会にメールで提出(郵送不可)
地区から修正依頼書が送付された場合は速やかに再提出してください。
- ・ 5月 地区から「地区審査報告書」を入手(地区による審査結果)
- ・ 6月 地区から「補助金口座連絡のお願い」が届いたら必要事項を記載し、返送する。
- ・ 8月～9月 補助金の着金を確認し、クラブの拠出金を補助金口座に入金。
プロジェクトを開始し、経費支出後領収書を入手する。
- ・ 翌年2月まで(補助金着金後6カ月以内)に中間／最終報告書(地区ウェブサイトよりダウンロード)に必要事項を記載し資金管理小委員会に提出をする。
補助金の口座通帳口座のコピー(入出金記録)と領収書のコピーを添付。
- ・ 3月～6月 中間報告書提出のクラブは最終報告書を提出。

25.9.2 グローバル補助金 (GG)

1) グローバル補助金は、財団の使命に関連する7重点分野において、より大きな成果と長期的な持続が望める大規模なプロジェクトを支援するものです。

- ・ 平和構築と紛争予防
- ・ 疾病予防と治療
- ・ 水と衛生
- ・ 母子の健康
- ・ 基本的教育と識字率向上
- ・ 地域社会の経済発展
- ・ 環境

(2020年6月管理委員会会合にて決定)

2) グローバル補助金が利用できる活動

①人道的プロジェクト

- ・ 重点分野の1つもしくは複数の目標を支えるものであること。
- ・ 恩恵を受ける地域社会に測定可能な成果をもたらすものであること。
- ・ 補助金を使用した後も持続する成果をもたらすものであること。
- ・ 最も緊要なニーズに取り組むために、恩恵を受ける地域社会と協力して立案されたものであること。
- ・ 地域社会と一体となってニーズに取り組むものであること。

②奨学金：グローバル補助金は、以下の条件に基づいて奨学金に使用することもできます。

- ・ 重点分野の1つあるいは複数に関連する大学院レベルの研究に提供される奨学金であること。
- ・ 1～4年間の研究に提供される奨学金であること。(当地区は、1～2年間)
- ・ 派遣地区から海外の受入地区に留学する奨学生に提供される奨学金であること。
- ・ 申請時に入学許可状、招請状、学費支援の保証を必要とする条件付き入学許可状を提出し

なければならない。

③職業研修VTT (Vocational Training Team)

グローバル補助金はまた、職業に関連する技術を学び、特定の分野において現地の人々を指導したりする目的で、専門職に携わる人々から成る職業研修チームを海外に派遣するために使用することもできます。

チームの派遣によって、チームあるいは恩恵を受ける地域社会の能力が高められます。

人道的プロジェクトあるいは奨学金と付随して、職業研修チームの派遣を行うことができます。

チームは、異なる職業に携わるメンバーから構成することもできます。ただし、同じ重点分野を支援するという共通の目的を持っていなければなりません。

チームの構成は、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有する最低2名のメンバー、および国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリー会員のチームリーダー1名から成ること（ロータリー会員以外の方がチームリーダーを務める事もできますが、提唱者が申請の必要性を十分説明しなければなりません）。

1つの補助金で、複数のチームを派遣することができます。但し、代表提唱者二者が同じで、かつ互いの旅行開始時期の間隔は1年以内であることを要します。

25.9.3 補助金利用の要件

1) 持続可能性

ロータリー財団では、「補助金資金がすべて使用された後にも、地域社会の継続的ニーズを満たす為に、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続できること」としています。

2) 成果のモニタリングと評価

大きな改善を確認するために、3年以上の成果測定計画が推奨されています。

3) クラブの参加資格

ロータリー財団の補助金を利用する代表提唱クラブは、地区によって資格が認められなければならない。この資格は、以下を実行することによって取得することができます。尚、当地区では、財団補助金の申請有無を問わず全クラブに資格認定を受けるよう強く推奨しています。クラブの資格認定は、取得から1年間有効です。

<資格認定のプロセス>

① 毎年最低 1 名のクラブ会員が地区主催の補助金管理セミナーに出席する。

(ただし対面式セミナー開催が困難な場合、オンライン出席または MyRotary 内のラーニングセンターの受講を以て代替することもあります)

②ロータリー財団から提供される覚書 (MOU) に記載された財務と資金管理要件を遂行する (覚書に署名をし、提出する)。

<補助金管理セミナーの目的 >

補助金を効果的に管理し、資金を適切に監督する上で必要な知識や情報を提供する為の研修です。

① 出席者

当地区では、クラブ会長エレクト・会長ノミニニー・次期ロータリー財団委員長を出席義務者としています。また、財団補助金に関心のある全てのクラブ会員に対し、参加のうえ補助金管理について学ぶよう奨励しています。

② 欠席クラブ

原則として、本セミナーに遅刻・早退・欠席したクラブは資格認定を受けることはできません。やむを得ない事由がある場合は、地区財団委員会にご相談下さい。MyRotary 内のラーニングセンターを受講していただきます。

4) 補助金の授与

詳細は、ロータリー財団グローバル補助金受諾の条件及び、地区補助金ハンドブックをご覧ください。

① グローバル補助金の予算

グローバル補助金の最低予算は 30,000 ドルです。クラブは地区財団活動資金 (DDF)、クラブ拠出金を組み合わせることで資金調達することができ、国際財団活資金 (WF) が DDF に対して 80 パーセントの割合で上乘せされます。WF によるクラブ拠出金に対する上乘せは廃止されましたが、管理運営費を賄うため 5%の追加金は従来通り含めなければなりません。尚、WF の授与額の下限はありません。人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額 (DDF とクラブ拠出金の合計) のうち少なくとも 15%が、プロジェクト実施国/地区以外から寄せられたものでなければなりません。

② グローバル補助金のための第 2660 地区 DDF 授与額と要件

1 件あたりのグローバル補助金プロジェクトに申請可能な DDF は、代表提唱の場合 20,000ドルまでです。DDF を申請する提唱クラブは申請 DDF 額の 10%以上を拠出する必要があります。

なお共同提唱の場合、DDF の申請できません。

年度内に代表提唱クラブとして DDF を申請できるのは原則として1プロジェクト (人道奉仕・職業研修含む) のみです。

③ グローバル補助金申請方法

グローバル補助金はクラブが直接ロータリー財団に申請します。申請書はすべて、年度を通じて随時受け付けられます。オンラインの申請手続きは、MyRotary 内の「補助金センター」を通じて行うことができます。また、奨学金と職業研修については、ロータリー会員によるオンライン申請手続き開始後に、ロータリー会員以外の参加者のアクセスが可能になりますので、必要事項を記入します。

④ グローバル補助金事業報告書

報告書も申請書同様、クラブがオンラインで直接財団に提出します。

中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから 12 ヶ月以内に提出し、その後も 12ヶ月毎に提出しなければなりません。

最終報告書は、補助金がすべて使用され、活動の目的が達成された後に提出します。

プロジェクト完了後 2 ヶ月以内に提出しなければなりません。

⑤ 2660 地区の DDF 申請時期

クラブは、資格認定 (財団補助金管理セミナーに出席し、クラブの覚書を提出する) を受けていれば、年度を通して随時 DDF を申請することができます。但し地区の DDF が枯渇した場合は申請書の受付を一旦休止し、次年度から審査を再開することがあります。

25.9.4 ロータリー平和センタープログラム

ロータリー平和センタープログラムは、国際問題、平和、紛争解決の分野の修士号、または平和と紛争解決分野の専門能力開発修了証の取得を目指す人に奨学金を提供するものです。この奨学金

をロータリー平和フェローシップといい、この奨学金を受けて留学する人達をロータリー平和フェローと呼びます。

ロータリーは国際基督教大学をはじめとする世界のいくつかの名門大学と提携し、その学内に国際問題研究のためのロータリー平和センターを設立し、平和や紛争解決の理念の実現に献身する個人に研究の機会を与えています。財団は毎年、ロータリーセンターにおいて1-2年の修士課程、または3ヶ月間の専門能力開発修了証取得プログラムを通して、国際問題、平和、紛争解決を研究する100名までのロータリー平和フェローを後援しています。詳しくはロータリー平和センター「ロータリアンのためのプログラムの手引き」をご覧ください。

25.9.5 ポリオプラス

国際ロータリーは1979年にフィリピンで600万人の児童にポリオ予防接種をするという5カ年のプロジェクトを開始しました。その後1980年代初めには世界中の児童にポリオの予防接種をするプログラムを計画し、1985年にポリオプラス・プログラムを設けたのです。「プラス」は当初、ポリオに麻疹、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つの疾病を加え、同時撲滅を目的としたためそのように名づけられましたが、現在は世界的ポリオ根絶運動がもたらした成果を意味しています。プログラムの発足以来、20億人以上の子供たちに経口ポリオワクチンを接種してきました。

「ロータリーの2億ドルのチャレンジ」は、ポリオ撲滅のためにビル&メリンダ・ゲイツ財団から2度にわたり授与された総額3億5,500万ドルの補助金に応え、国際ロータリーがそれに上乗せするために2億ドルを集める募金活動です。国際ロータリーは、この2億ドルの目標を2012年6月30日までに達成することを目指し、全世界のロータリアンに募金を呼びかけ、2012年3月に目標を達成しました。

なお、ポリオプラス・パートナーはポリオプラスの補足プログラムで、1995年10月に開始されました。ポリオ発生地域のロータリアンを援助し、予防接種のための社会動員や発症の監視活動等、ポリオ根絶に必要な用具や補給品を提供しました。

1) ポリオ根絶の現況

「あと少し！」 根絶率99,9% ポリオを根絶するまでは世界中の国が再発のリスクにさらされるため根絶活動を止める事はできません。

ロータリーではポリオ(野生株)の根絶を目指しますが2020年8月25日、アフリカからのポリオフリー(野生株ポリオの発生が無い状態)が宣言されました。アフリカ最後のポリオ常在国であったナイジェリアで直近3年間ポリオが発生していないことが認定されたためです。残るはアフガニスタンとパキスタンの2カ国のみ。

「あと少し」と言われながら0.1%根絶できない要因はポリオとの闘いが最も困難な地域、遠隔地、不十分な交通インフラ、紛争、文化的障壁(宗教)などの様々な要因が予防接種活動の妨げとなっているからです。

根絶に向けての資金調達に際して2002年以降ビル&メリンダ・ゲイツ財団はロータリーのポリオ根絶資金に上乗せがされていますが、ロータリーは2020年7月より更に3年間で毎年5000万米ドルを集めるファンドレイジングを行っています。ビル&メリンダ・ゲイツ財団とのパートナーシップにより、ロータリーからの5000万ドルまでの寄付に対して2倍額の寄付がビル&メリンダ・ゲイツ財団から上乗せされます。これらの資金は根絶活動、医療従事者の確保、研究所の設備、保健従事者(ワクチン接種者)と親の教育(ワクチン接種の重要性を説く)の為に使用されます。

2) GPEI (Global Polio Eradication Initiative=GPEI) 世界ポリオ根絶推進活動

世界ポリオ根絶推進活動では、5つ主要パートナーがそれぞれ異なる役割を担い根絶活動をしています。

- ・世界保健機関 (WHO) は「戦略担当」

GPEIの実施と管理、各国保健省に技術面や運営面のサポートを提供。活動成果のモニタリング、戦略の立案。

- ・米国疾病対策センター (CDC) は「ウイルス対策担当」

疫学者、公共保健専門家、科学者を起用してポリオ流行について調査。ウイルスの種類と感染源を特定。

- ・UNICEF (国連児童基金) は「予防接種担当」

ワクチンの購入と分配。予防接種の効用に関する認識向上。UNICEFのフィールドワーカーは現地ヘルスワーカーやボランティアと共に予防接種を実施。

- ・ロータリーは「アドボカシー担当」

会員の持つ事業と専門職、ボランティアのネットワークを生かし、ポリオの認識向上、募金、地域社会の動員、政府や民間への支援の働きかけ (アドボカシー) を実施。これまでに100万人以上の会員がボランティア活動や募金を通じてポリオ根絶を支援。

- ・ビル&メリンダ・ゲイツ財団は「リソース担当」

民間団体としてポリオ根絶に最も多額を寄付。技術面でのリソースも提供。

3) ポリオ根絶活動に対するロータリーの働きかけ

「ポリオ根絶の取り組みはロータリーのビジョンから始まりました。」

(マーガレット・チャン、WHO元事務局長)

ロータリーがGPEIにもたらした最も大切なもの、それはおそらく「ポリオのない世界」というビジョンではないでしょうか。

GPEIのウェブサイトには、ロータリーについて次のように書かれています：

「ロータリーは、1985年に創設されたポリオプラス・プログラムを通じて、“ポリオのない世界”というビジョンを初めて思い描きました」

ロータリーがこのビジョンを描いたのは、GPEI発足よりもずっと前のことでした。1979年、ロータリーは、3・H (保健、飢餓追放および人間性尊重) プロジェクトとしてフィリピンで600万人の子どもへの一斉予防接種を計画。費用70万ドルという5年間のプロジェクトに乗り出したのです。

このプロジェクトの成功で、ロータリーは、膨大な資金をかけた大規模かつ組織的な一斉予防接種が可能であることを世界に示しました。ロータリーが後に「ポリオプラス」を立ち上げ、最初のポリオ募金キャンペーンで2億4700万ドルという募金に成功した頃 (1988年) には、ロータリーはGPEIのパートナーとなるにふさわしい団体であることを実証していました。

25.10 ロータリー災害救援補助金

ロータリー災害救助補助金は、過去6カ月間に自然災害により被災した地域における救援および復興活動を支援するもので、補助金は、被災地域にある地区にのみ授与されます。

補助金の資金は、水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資を提供するために使用でき、地区は、被災地域のニーズを特定し、そのニーズに最大限に応えるために補助金をどのように活用するかを決定する責任を負います。

地区は、財団から受領した資金を配分する権限を有し、災害救助プロジェクトまたは復旧プロジェクトに支出した資金の用途を報告する必要があります。

ロータリー財団補助金プログラム(概要)

プログラム	財源	裁量	分野	活動内容と要件
地区補助金 (DG)	DDF	地区	不問	i.人道的補助金プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・地元や海外の奉仕プロジェクト ・一年以内の小規模プロジェクト ・実施地のロータリー存在の有無を問わない
				ii.教育的プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・高校・大学・大学院・専攻に制限はない ・奨学金額に制限はない。授与期間1年 ・学校は国内・国外いずれも可 (高校生の留学は不可)
				ii.職業研修プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・共同提唱や海外クラブ・地区との協力の要件はない ・人数や期間制限がない
グローバル補助金 (GG)	DDF及びWF	ロータリー財団 (TRF)	7重点分野に限る ① 平和と紛争予防紛争解決 ② 疾病予防と治療 ③ 水と衛生 ④ 母子の健康 ⑤ 基本的教育と識字率向上 ⑥ 経済と地域社会の発展 ⑦ 環境	i.人道的補助金プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・2カ国以上のクラブや地区が参加する ・ロータリーが存在する海外における事業 ・長期にわたる大規模プロジェクト ・持続性のある成果が上がるプロジェクト ・規模が最低3万ドル以上のプロジェクト
				i.教育的プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・重点分野の1つあるいは複数に関連する大学院レベルの研究に提供される奨学金であること ・1～4年間の研究に提供される奨学金 (当地区は1～2年間) ・派遣地区から海外の受入地区に留学する奨学生に提供される奨学金
				iii.職業研修チームプログラム <ul style="list-style-type: none"> ・重点分野で経験や専門知識のあるチームリーダーとロータリアンでないチームメンバーで構成されること ・人道的プロジェクトあるいは奨学金と付随して派遣を行うことができる ・参加者の年齢制限と研修期間の制約はない ・1つの補助金で複数のチームを派遣することができる
PCP	WF	TRF	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決と平和に関する国際問題研究のための奨学金 ・世界6か所のロータリー平和センターにて1～2年の修士課程で学ぶ (専門能力開発3か月コースもあり) 	
PP	寄付 特別	TRF	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオワクチンを世界中の子供に予防接種するプログラム 	

PP : ポリオプラス、PCP : ロータリー平和センタープログラム

26. ロータリー米山記念奨学会

26.1 米山記念奨学会のあゆみ

ロータリー米山記念奨学事業は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年、東京ロータリークラブが発表したのは、海外から優秀な学生を日本に招き、勉学を支援する事業「米山募金」の構想でした。そこには、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、国際親善と世界平和に寄与したいという、当時のロータリアンたちの強い願いがあったのです。この事業は、わずか5年の間に日本全国のロータリークラブの共同事業へと発展し、1967年には、文部省（当時）を主務官庁とする「(財)ロータリー米山記念奨学会」が設立される運びとなりました。長い歴史を持ち、RIから認証を受けた日本のロータリー独自の多地区合同活動です。現在も、「将来の日本の生きる道は平和しかない。その平和日本を世界に理解させるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を日本に迎え入れて、平和日本を肌で感じてもらうしかない。それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか」という思いを込めて運営されています（ロータリー米山記念奨学会史（1992）より）。

26.2 米山記念奨学会の特徴

26.2.1 日本最大の民間奨学事業

ロータリー米山記念奨学会は、全国のロータリアンの寄付金を財源に日本の大学、大学院をはじめとする高等教育機関で学ぶ外国人留学生に対して奨学金を支給しています。年間の奨学生採用数はおよそ900人、事業費は約14.5億円（2020-21年度決算）と、国内では、民間最大の国際奨学事業となっています。これまでに支援してきた奨学生数は累計で、22,875人（2022年7月現在）、その出身国は、世界129の国と地域に及びます。

26.2.2 世話クラブカウンセラー制度

奨学金による経済的支援だけでなく、ロータリーとの深い交流と精神的ケアを重視しています。奨学生一人ひとりに、地域のロータリークラブから世話クラブが選ばれ、ロータリーとの交流の起点となります。さらにその会員の中からカウンセラーが付いて日常の相談役となり、奨学生の留学生活が心豊かなものになるように配慮しています。例会に参加したり、地域の奉仕活動を体験できたりするのもロータリーならではのことです。奨学生にはかけがえのない経験となり、同時にロータリアンにとっても、米山記念奨学事業の意義を実感し、理解を深める機会となっています。

26.3 寄付金の使途・財政の推移

ロータリー米山記念奨学事業の財源は、ロータリアンからの寄付のみで支えられています。そしていただいた寄付はすべて奨学生の為に使われています。過去3年間の寄付金収入は、2019-20年度は13億3632万円、2020-21年度は13億3684万円、2021-22年度は13億4579万円でした。

米山記念奨学会では、財政の健全性、透明性の確保に努めており、事務費や補助費の見直しをしながら寄付金収入に見合った支援を行っています。

寄付金には普通寄付金と特別寄付金の2種類があります。

【普通寄付金】

日本の全ロータリアンからクラブを通じて定期的にいただく寄付金で、各クラブで決定した一人当たり分の金額の会員数分を、半期に一度送金していただきます（2021-22年度1人当たり平均4,920円）。2010年1月分から、クラブから指定書式のデータ提供があれば、普通寄付金にも申告用領収書が発行されます。

【特別寄付金】

個人・法人・クラブから普通寄付金以外に任意で行なう寄付で、ロータリー関係者以外からの寄付も可能です。金額の下限はありません。この特別寄付金も税制上の優遇措置が受けられます（2021-22年度1人当たり平均11,051円）。

26.4 米山記念奨学会への寄付に対する表彰制度

ロータリー米山記念奨学会への寄付金には、25.3小節にも述べたとおり、普通寄付金と特別寄付金の2種類があります。

ロータリー米山記念奨学会では、これらの寄付に対する表彰制度を設けています。3つの寄付への表彰制度を下記のように規定しています。

■個人寄付への表彰

累計額	表彰名	表彰品
3万円	準米山功労者	なし
10万円	第1回米山功労者	感謝状【青色】
20万～50万円	(以降10万円毎に)	感謝状【銅色】
60万～90万円	第2回～第9回 米山功労者マルチプル	感謝状【銀色】
100万～390万円	第10回～第39回 米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 +100万円毎に ピンバッジ
400万円～	第40回～ 米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 +100万円毎に クリスタル盾

・累計額100万円未満は10万円ごとに感謝状、100万円以降は10万円ごとの感謝状に加え、100万円ごとにピンバッジ（400万円以上はクリスタルの盾）が贈られます。

■法人寄付への表彰

累計額	表彰名	表彰品
5万円	準米山功労法人	なし
50万円	米山功労法人	感謝状
100万円～	(以降100万円毎に) 米山特別功労法人	感謝状と盾

■クラブの表彰

累計額	表彰名	表彰品
100万円毎	米山功労クラブ	感謝状
1000万円毎	達成クラブ	感謝状
—	クラブ創立記念特別寄付	盾（10万円以上の場合）

- ・「米山功労クラブ」はクラブ扱い・個人・法人すべての特別寄付金が対象
- ・「達成クラブ」は普通寄付金・特別寄付金の合計金額が対象

26.5 税制上の優遇措置について

ロータリー米山記念奨学会は、内閣府より「公益財団法人」の認定を受けているため、当会への寄付金には、所得税（個人）、法人税（法人）の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。2012年1月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。詳細は **27.2** 小節をご覧ください。

26.6 米山学友会

米山学友（元米山記念奨学生）と現役奨学生によって組織される会です。米山学友会活動は、学友（元米山奨学生）および現役奨学生がロータリアンとの交流を深め、ロータリーの理想とする国際交流・親善および平和の創造と維持に貢献することを目的とします。現在、日本に 33（34 ロータリー地区）、海外に 9（台湾・韓国・中国・タイ・ネパール・モンゴル・スリランカ・マレーシア・ミャンマー）、計 42 学友会があります。学友会は、奨学期間終了後もロータリーとの絆を結び、学友同士の友情を深める役割を果たしています。

それぞれの学友会によって活動内容は異なりますが、地区米山奨学委員会やロータリアンと連携して交流を深める様々なイベントを企画し、活動しています。運営は、米山学友によって自主的に行なわれ、ロータリアンおよび米山奨学会が協力・支援します。関係するロータリー地区との協力、連絡体制の強化はもちろんのこと、学友・奨学生とロータリアンとが相互に影響しあえる人間関係の構築が望まれます。

26.7 奨学金プログラム

■奨学金一覧（2013 学年度～）

ロータリー米山 記念奨学金一覧	月額	概要	人数*
1. 学部課程 (YU)	10 万円	大学・大学院生対象の代表的な プログラム	849 人
2. 修士課程 (YM)	14 万円		
3. 博士課程 (YD)	14 万円		
4. 地区奨励	7 万円ま たは 10 万 円（右記 による）	高等専門学校専攻科、専修学校高度 専門士課程：月額 10 万円 上記以外の指定校在籍者：月額 7 万 円で 1 名枠で 2 名採用可	16 人
5. クラブ支援	10 万円ま たは 14 万 円（課程 による）	現役奨学生の期間延長制度 （世話クラブ推薦・半額負担）	8 人
6. 海外応募者対象	10 万円ま たは 14 万 円（課程 による）	来日前の日本留学希望者が応募で きる制度	22 人
7. 海外学友会推薦	14 万円	海外学友会との協同プログラム	3 人

*人数は 2022 年度実績

<奨学生の募集・選考方法 上記 1～4 のプログラムに適用>

- ・地区選考委員会が決定する指定校から優秀な留学生を推薦してもらい、それらの候補者を地区のロータリアンが面接・選考します(指定校推薦制度)。地区外の学校を指定校にすることも可能です。
- ・統一された応募資格以外に「医学系の学生」や「1カ国の割合を〇〇%以下に」といった地区独自の要望(選考の目安)を指定校へ提示し、支援したい学生を推薦してもらうことができます。

<選考スケジュール>

- 7月 地区で指定校決定
- 8月 指定校・募集要項発表(HP掲載)
- 10~11月 指定校からの申込期限(10月15日)
資格審査(奨学会)
- 12~1月 地区にて面接試験実施
- 1月~2月 合否通知(地区の合否報告順に送付)
- 4月 オリエンテーション

26.8 ロータリー米山記念奨学会の資料

米山奨学事業に関する資料については、下記のパンフレットやDVDが用意されています。

① 事業の概要について

- ・「事業報告書」毎年9月中旬発行
事業計画、事業報告、予算、決算などの財務報告および当該年の奨学金制度について記載されています。奨学事業全般の詳細な統計データや財務資料、寄付行為などが記載された「統計・資料編」もあります。
- ・「ロータリー米山記念奨学事業・豆辞典」毎年8月末発行
奨学事業の概要をコンパクトに紹介する小冊子。米山月間資料として全ロータリアンを対象に配布しています。
- ・紹介用DVD・「世界へ届け米山の懸け橋~ロータリー米山記念奨学会財団設立50周年記念~」

(2017年制作・事業のあゆみ、概要、学友の活躍・15分 ※英語版あり)

② 学友の活躍について

- ・【第4代よねやま親善大使】3人の自己紹介
(2021年制作・1人あたり10-12分)
- ・モンゴル米山学友会制作「絆 in モンゴル」オープニングビデオ
(2019年制作・19分17分30秒)
- ・「ロータリーの友」よねやまだより 毎月掲載
活躍する学友からの寄稿文を毎号紹介。
- ・「米山学友の群像」2005年から数年おきに発行
米山学友を一挙に紹介。一般向け広報にも適したA4冊子。

③ マニュアルについて

- ・「クラブ米山記念奨学委員長の手引き」
知って得する米山の情報、寄付金増進の方策などを掲載。
- ・「米山記念奨学事業ハンドブック」
地区における米山記念奨学事業推進のマニュアル。

④ その他

- ・ホームページ <http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>
米山の情報はまずここから！
- ・寄付金納入明細表：毎月送付（HPにも掲載）
地区別・クラブ別寄付金累計額を、ガバナー、理事、地区米山記念奨学委員長、寄付増進担当者に毎月送付。
- ・ハイライトよねやま：Eメールで毎月配信し、HPにも公開。
- ・バナー：地区大会などのブース展示に。
- ・Facebook
- ・YouTube チャンネル

27. 寄付金の税法上の優遇措置

27.1 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付

27.1.1 公益財団法人ロータリー日本財団

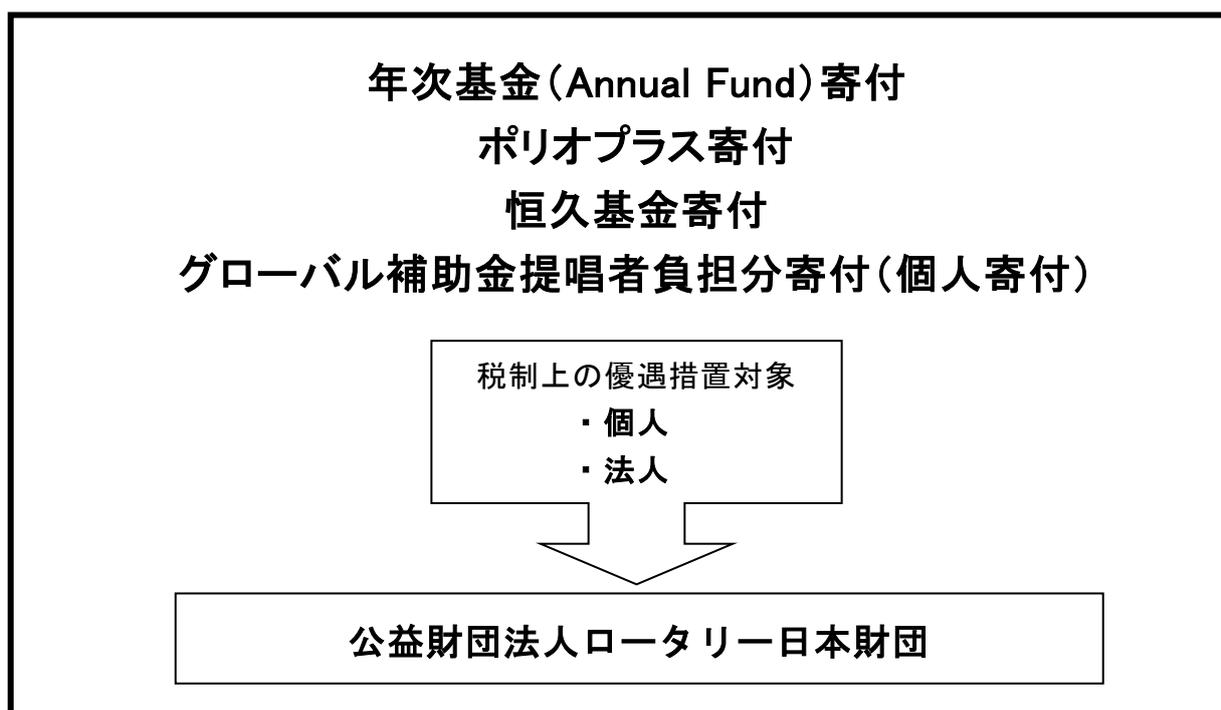
公益財団法人ロータリー日本財団は、国際ロータリーのロータリー財団（TRF）の協力財団として設立され、寄付者が日本において税制上の優遇措置を得ることが出来るようになりました。平成 22 年 9 月 22 日に公益認定申請をし、12 月 24 日に約 3 ヶ月という速さで、内閣総理大臣より公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条に基づき、「特定公益増進法人」の認定を受けました。公益財団法人ロータリー日本財団の事業は以下の二つです。

- ① 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金における奨学金）及びロータリー平和フェロシップ付与
- ② 非営利財団法人であるロータリー財団の活動を支援するための寄付金の提供

27.1.2 公益財団法人ロータリー日本財団の税法上の優遇措置

（1）税制上の取扱い

ロータリアンの皆様からのご寄付は、下図のとおり税制上の優遇措置の対象となります。



なお、ロータリー財団による寄付認証は、公益財団法人ロータリー日本財団発足によって影響されることはありません。ロータリー財団の協力財団である、公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は、全てロータリー財団への寄付として扱われます。認証及び寄付累計も維持されます。なお、法人からの寄付に対し、ポールハリス・フェローなどの個人の認証を受けることはできません。

(2) 寄付の方法

ロータリー日本財団への寄付は、銀行振込後、ロータリー日本財団寄付送金明細書を公益財団法人ロータリー日本財団へEメールあるいはファックスにて送ります。

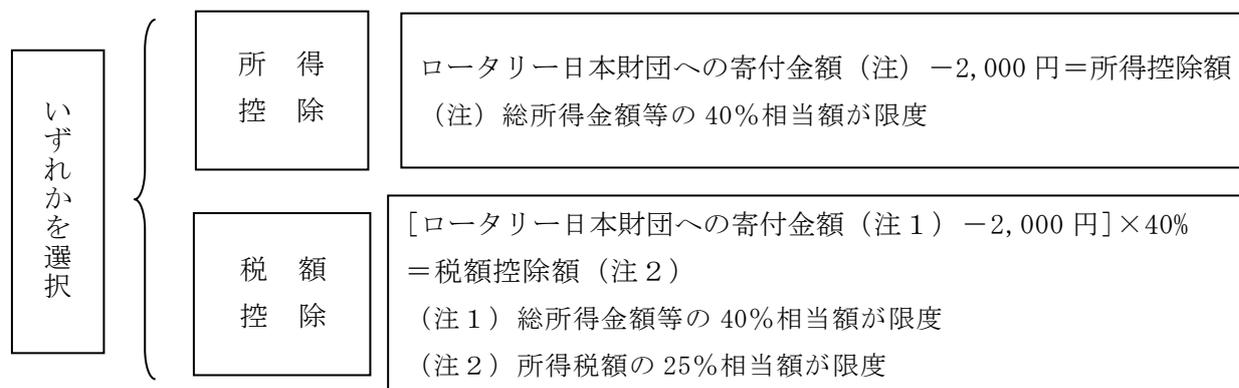
なお、ロータリー財団 (RI) への寄付も、公益財団法人ロータリー日本財団を經由し送金して頂くことにより、日本における税法上の優遇措置を受けることができます。

(3) 税法上の優遇措置の具体例

特定公益増進法人への寄付として、所得税、法人税等・相続税の税法上の優遇措置があります。

◇個人寄付の場合

下記の算式により計算した金額のいずれか有利な方を選択することができます。



◇法人寄付の場合

通常的一般寄付金の損金算入限度額と同額以上が別枠として、資本金と所得金額を基礎として一定の損金算入が認められ、法人税額が軽減されます。

税制上の優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。寄付金控除の制度、確定申告の手続き等につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

◇相続税

遺言による特別寄付の場合は、相続財産から控除され、相続税額が軽減されます。相続税の申告期限内に、相続人から寄付 (相続財産から支出) される場合も相続財産から控除されます。相続人が遺産を相続の後、寄付された場合は、相続人の所得税控除の対象となります。

(4) 税制上の優遇措置の対象となる寄付領収書について

個人による合計 2 千円以上の寄付は、7 月から 12 月までについては翌年 1 月末発送、1 月から 6 月までについては同年 7 月末発送になります。法人による合計 2 千円以上の寄付は、随時発送します。

27.2 米山記念奨学会への寄付

(財) ロータリー米山記念奨学会も「特定公益増進法人」として認定されているため、当会对する特別寄付金も、先述の公益財団法人ロータリー日本財団と同様に、所得税 (個人)、法人税 (法人)、住民税の税制優遇が受けられます。また、相続税の非課税扱いも同様です。

尚、申告用領収書の発送は、1年間（1月～12月）で2千円以上の特別寄付をされた方には、翌年の1月末日までに（確定申告に間に合うように）、申告用の領収書と特定公益法人の証明書（写）が、各ロータリークラブを通して届けられます。法人の場合は、寄付の都度、申告用の書類が送られます。

第6章 国際ロータリーの組織と諸活動

28. 国際ロータリーの構成とその役割

国際ロータリー（RI）は、全世界のロータリークラブの連合体です。つまり、RIの定款や細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブを会員として構成されています。

28.1 国際ロータリーの目的（Purposes of Rotary International）と活動財源

RIの目的は、定款で次の2つと定められています（RI定款第2条）。

- (a) ロータリーの目的(The Object of Rotary)を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ、ローターアクトクラブ、地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。

(Rotary International is the association of clubs and Rotaract clubs throughout the world. RI's purpose is to:

- (a) Support the clubs, Rotaract clubs, and districts in their pursuit of programs and activities that promote the Object of Rotary; and
- (b) Encourage, promote, extend, and supervise Rotary throughout the world.

英文RI定款第2条)

ロータリーの目的（The Object of Rotary）に関しては、毎月発行され、全ロータリアンに購読の義務が課せられている雑誌「ロータリーの友」の6頁に恒常的に掲載されています。詳しくは 第4節を参照して下さい。

RIの使命は、他者に奉仕し、高い倫理基準を促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダー間のネットワークを通じて世界理解、親善、平和を推進することであると定められています。

また、RIの収入の主要財源は、人頭分担金のほか、国際大会や会議の登録料、ロータリーセンターのテナントの家賃収入、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の購読料・広告料に加え、免許料・使用料、投資に対する利子・配当、投資市場の所得・損失です。

人頭分担金については、各年度の7月1日と1月1日の会員数に応じて、会員ごとに2022-23年度には半年ごとに米貨35ドル50セント、2023-24年度には半年ごとに米貨37ドル50セント、2024-25年度には半年ごとに米貨39ドル25セント、2025-26年度とそれ以降には半年ごとに米貨41ドル支払うことになっています。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとされています。

RIの管理運営に関しては、章典で「クラブのために特定の奉仕プロジェクトやプログラムを提唱したり、指示したりすることは、RIのプログラムの範囲内ではない。ロータリーの基本原則は、加盟クラブの実質的な自治である。

クラブに対する組織規定および手続きによる制限は必要最小限に留め、ロータリーの根本的かつ独自の特徴を保持する。その規定の範囲内において、特にクラブレベルでは、RIの方針の解釈および実施に最大限の柔軟性が適用される。」としています。（ロータリー章典8.010.）

28.2 国際ロータリーの活動テーマ

RI会長エレクトは、世界全地区のガバナーエレクトが集結して開かれる次年度のためのガバナー

エレクト研修会、「国際協議会」において、次年度の「RIの活動テーマ」を発表します。これはRI会長として、その年度に強調したい活動テーマを短い言葉に込めたものです。

各クラブのリーダーは例会場で各年度のテーマを掲げ、会員の活動を鼓舞することになります。ここ数年間の活動テーマは次の通りです。

2023-24年度 **CREATE HOPE in the WORLD**

世界に希望を生み出そう!

2022-23年度 **Imagine Rotary**

イマジンロータリー

2021-22年度 **Serve to Change Lives**

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2020-21年度 **Rotary Opens Opportunities**

ロータリーは機会の扉を開く

2019-20年度 **Rotary Connects the World**

ロータリーは世界をつなぐ

2018-19年度 **Be the Inspiration**

インスピレーションになろう

2017-18年度 **Rotary : Making a Difference**

ロータリー : 変化をもたらす

2016-17年度 **Rotary Serving Humanity**

人類に奉仕するロータリー

2015-16年度 **Be a Gift to the World**

世界へのプレゼントになろう

2014-15年度 **Light up Rotary**

ロータリーに輝きを

2013-14年度 **Engage Rotary, Change Lives**

ロータリーを实践し、みんなに豊かな人生を

2012-13年度 **Peace through Service**

奉仕を通じて平和を

2011-12年度 **Reach Within to Embrace Humanity**

こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2010-11年度 **Building Communities — Bridging Continents**

地域を育み、大陸をつなぐ

2009-10年度 **The Future of Rotary is in Your Hands**

ロータリーの未来はあなたの手の中に

2008-09年度 **Make Dreams Real**

夢をかたちに

28.3 国際ロータリー特別月間

RIは8月の「会員増強・新クラブ結成推進月間」から始まり、翌年6月の「ロータリー親睦月間」に至るまで、各月に特別月間を設置し、ロータリアン一人ひとりがそれぞれの月間の強調活動に参加するように呼び掛けています。各特別月間の月初にRI会長、および地区ガバナーはその特別月間の意義をロ

ロータリーの公式機関誌やガバナー月信を通じて紹介しています。クラブ会長は、その主旨をクラブ例会で会員に説明し、会員の活動を促すことになっています。また特別月間の他に、世界ローターアクト週間などの特別週間が年3回設けられておりますが、特別月間及び特別週間の内容は、次の通りです。特別月間についてはガバナー月信の各年度の7月号にも掲載されています。

月	特別月間	特別週間/日
7月	(母子の健康月間)	
8月	会員増強・新クラブ結成推進月間	
9月	基本的教育と識字率向上月間/ ロータリーの友月間	
10月	地域社会の経済発展月間/米山月間	ロータリー学友参加推進週間 10月7日を含む一週間(月～日曜日)
11月	ロータリー財団月間	世界インターアクト週間 11月5日を含む一週間(月～日曜日)
12月	疾病予防と治療月間	
1月	職業奉仕月間	
2月	平和構築と紛争予防月間	ロータリー創立記念日:世界理解と平和の日(2月23日)
3月	水と衛生月間	世界ローターアクト週間 3月13日を含む一週間(月～日曜日)
4月	母子の健康月間→(環境月間)	
5月	青少年奉仕月間	
6月	ロータリー親睦活動月間	

(ロータリー章典8.020. ロータリーの友月刊、米山月間は日本独自)

なお、2023-24年度から4月:環境月間、7月:母子の健康月間に変更となります(赤字)。

28.4 国際ロータリーの役員

国際ロータリー(RI)の管理主体となるRIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、ガバナーとRI定款で定められています。

その概略を以下に説明します。

28.4.1 RI会長

① RI会長の選出方法(RI細則 第10条)

RI会長はRI理事経験者の中から、RI会長指名委員会で指名され、任期は1年です。指名委員会は34ゾーンから選挙された17名の委員で構成され、偶数年には奇数ゾーンから、奇数年には偶数ゾーンからそれぞれ一人の委員を選びます。委員会での定足数は12名で、各議事は多数決によりますが、会長の選出については少なくとも10名の賛成投票が必要となります。

日本出身のRI会長としては、1968-69年度の東ヶ崎潔氏(東京RC)、1982-83年度の向笠廣次氏(中津RC)に次いで田中作次氏(八潮RC)が3番目のRI会長として2012-2013年度に就任し、Peace through Service(奉仕を通じて平和を)のテーマを掲げて世界のロータリアンを指導されました。

② RI会長の任務

RI細則(6.020.1.)で次のように示されています。

RIの最高役員である会長は、

- (a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。
- (b) 理事会の議長となり、会合を主宰する。
- (c) RIの第一の代弁者となる。
- (d) すべての国際大会およびRIのほかのすべての国際会合を主宰する。
- (e) 事務総長に助言する。
- (f) 理事会により割り当てられた、さらなる任務と責務を有する。

(さらなる任務と職責はロータリー章典27.020.参照)

28.4.2 RI理事

① RI理事の選出方法

RIの管理主体であるRI理事会は会長以下19名のメンバーで構成されています。RI理事は世界の34ゾーンから平等に選ばれますが、任期が2年のため各ゾーンから4年おきに選出されます。日本のゾーン数は、2008-09年度は3.5ゾーンでしたが、2009-10年度は会員数の減少により、3ゾーンへと減少しました。さらにRI理事会は2017年1月にゾーンの変更を採択し日本のゾーンは2.5ゾーンになりました。(第1ゾーンがA,Bの2セクションとなり、Aセクションに日本の 2500, 2510, 2520,2530, 2540, 2550, 2560, 2800, 2830地区が編入)

国際ロータリー細則は、各ゾーンのロータリー会員数がほぼ均等になるよう、少なくとも8年ごとに、34あるロータリーゾーンの包括的な見直しを行うことを義務づけています。日本の会員減少がこのまま続けば、RI理事会の定期的なゾーン見直しの際に、更に日本のゾーン数が減少し、選出されるRI理事も減少することになります。RI理事にはゾーンを代表する役割もありますから、日本のRI理事が減少すれば、日本のロータリアンの声が国際ロータリーに届かないということにもなりかねません。

当地区は第3ゾーンに所属していますが、過去、当地区からも数々のRI理事を輩出しており、近い所では2010-12年度に千里RCの近藤雅臣氏が選出され、その任を果たされました。

② RI理事会の任務

RI理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する権限を有しています。

- (a) 組織の方針を定める。
- (b) 事務総長による方針実施の評価を行う。
- (c) RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員会に対する総括的管理および監督を行う。
- (d) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利団体法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使する。

RI理事会は、次の各項を行う義務を負っています。

- * RIの目的 (Purposes of Rotary International) の推進
- * ロータリーの目的 (The Object of Rotary) の達成
- * ロータリーの基本原則の研究と教育
- * ロータリーの理想、倫理及び特質の維持と全世界への拡大
- * RIの戦略計画の採択

なお、クラブの管理は理事会の総括的監督下にあるものとされています。

(RI細則5.010.ロータリー章典28.005.)

28.4.3 RI事務総長

事務総長は、RIの実務を執行するRIの最高執行責任者です。事務総長の任期は5年ですが、RI理事会の承認があれば再選は認められております。事務総長の職務についてはRI細則で詳しく定められています。

28.4.4 地区ガバナー

ガバナーはRI理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う、その地区におけるRIの役員です。ガバナーは地区内のクラブに対する指揮と監督を行うことで、ロータリーの目的（綱領）を推進する任務を課せられています。ガバナーは地区内のクラブを啓発し、意欲を与え、地区内の継続性を確保するという責務があります（詳細は、第4章をご覧ください。）

28.5 地域リーダー

地域リーダーとは、担当する地域(ゾーン)内の地区で協力して会員増強、寄付増進、プログラム参加促進、公共イメージの向上に努める、ロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）、ロータリーコーディネーター（RC）、ロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）、恒久基金／大口寄付アドバイザー（EMGA）およびポリオ根絶コーディネーター（EPNC）のことを指す用語です。

地域リーダーおよびその補佐は、地区に奉仕するためにチームとなって協力しなければなりません。

28.5.1 ロータリーコーディネーター（RC）

RI会長は、ガバナー経験など一定の資格要件を持つ会員の中から、世界のそれぞれの地域（ゾーン）を担当する任期3年間のロータリーコーディネーター（RC）を任命します。RCは、会員増強（入会・参加促進）、クラブ強化戦略、新クラブ結成、ロータリープログラムの推進に関して、地区の情報・支援提供者としての役割を果たします。

ダイナミックで活気に溢れたクラブや地区づくりを目指す各クラブや地区のそれぞれのニーズに応じて、RCは側面からクラブと地区を支援することになっています。クラブと地区リーダーにとっては、RCはより良いクラブ作りの為の推進役、モチベーター、助言者、情報源となります。

各ゾーン担当のRI理事の下で、RCはロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）、およびロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）と協力し、RI戦略計画の重点活動項目全般を推進します。具体的な活動としては、ゾーン内のDG・DGE・DGN・ADG・地区委員長などを対象に合同セミナーを定期的開催します。また各地区の研修・協議会、地区大会などでの研修セミナーへ講師として招聘されることがあります。

28.5.2 ロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）

RI会長は、ガバナー経験など一定の資格要件を持つ会員の中から、世界のそれぞれの地域（ゾーン）を担当する任期3年間のロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）を任命します。RPICは、クラブが地元で好ましい公共イメージをもてるよう、地区の情報・支援提供者としての役割を務めます。一貫したロータリーブランドとビジュアルアイデンティティを擁護し、強い影響力があるロータリーストーリーの特定に助力します。

RIがロータリーコーディネーター等地域リーダー制度の導入を始めたのは2010-11年度ですが、当初はこの役員がどのような役割と職責を担って活動しているのか、あまり知られておりませんでした。当地区の井上暎夫PDGが2011-13年度の第3ゾーンのRCとして活躍され、各地区および

クラブで本制度に対する認知度が次第に高まってきました。また、数名のロータリーコーディネーター補佐（ARC）が任命され、ロータリー公共イメージコーディネーター補佐（ARPIC）、ロータリー財団地域コーディネーター補佐（ARRFC）とともにロータリーコーディネーターチームとして合同でロータリー活動の推進に寄与することになっています。なお地域リーダーの詳細についてはロータリー章典第29条「地域リーダー」をご参照ください。

28.6 国際大会

RIでは年間を通して様々な会合を開いていますが、その一つが国際大会です。この大会の主たる目的は、国際レベルで全ロータリアンを刺激、鼓舞、激励し、かつ情報を与えるとともに、組織の長期目標を進展させるためのフォーラムとして機能することです。クラブと地区で積極的にロータリーを発展させようとする意欲を起すため、クラブ会長エレクトとクラブやRIなどの次期役員は特に、国際大会に出席するよう奨励されています。国際大会はまた、RIの年に一度の業務会合でもあります。また同時にロータリー家族の世界的会合であるため、大会本来の目的を損なわない限り、社交や余興を通じて親睦を深めることも適切と言えます。このためプログラムには、大会前会議や本会議、ワークショップ、フォーラムに加え余興などのイベントも含まれています。

28.7 国際協議会

国際協議会は国際大会と並んで非常に重要なRI主催の会合です。国際協議会はGETS（ガバナーエレクト研修セミナー）の一環として行なわれるもので、次年度ガバナーのための研修会合です。本会合は、毎年新年度が始まる前の1月ごろに、米国のサンディエゴ市に世界の全地区からガバナーエレクトが集結し開催されます。国際協議会において、RI会長エレクトより、次年度のRIの活動テーマや活動方針が発表されます。それに基づいてRIシニアリーダーによる各種の研修セミナーが一週間にわたり執り行われます。ガバナーエレクトは国際協議会から帰国後、それぞれの地区で速やかに次年度のための地区チーム研修セミナー、PETS(会長エレクト研修セミナー)および地区研修・協議会を開き、次年度のRIやロータリー財団の活動方針を次年度のクラブおよび地区リーダーに説明し、同時にガバナーエレクト自らの次年度の地区活動方針を発表します。クラブリーダーはそれを受けて自クラブの活動方針を決定し、ガバナーの発表とともに会員に伝えます。この様な流れの中で、次年度のクラブの各奉仕部門と委員会の活動方針が決められていきます。

28.8 規定審議会（Council on Legislation）

規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有し、世界の各地区・クラブおよびRI理事会から検討を求める案件について必要性を明文化した説明文とともに提案された立法案、すなわち「制定案」と「見解表明案」について審議します。制定案は組織規定を改正しようとする提案であり、見解表明案はRIの立場を表明しようとする立法案であります（RI細則7.010.）。

規定審議会では、各地区からそれぞれ1名選出された代表議員の投票によって提案案件の採否が決められます。規定審議会は3年に1度開かれます（RI定款第9条）。なお、規定審議会に提案されるすべての立法案は、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）によって審査され、欠陥があれば、提案者にその旨通告され、可能であれば修正が提言されます（RI細則7.070.）。

審議会で採択された制定案は、決定報告書に記録され、RI細則第9.150.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じます（RI細則9.150.7.）。

すべてのクラブの有効投票の少なくとも5%に相当するクラブの反対のために、一時保留とされた制定案は、保留とされた時点より1カ月以内に投票を行い、クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合は一時保留の日より無効とされます。それ以外の場合は、一時保留が

なかったものとして復活します（RI細則9.150.3および9.150.4）。

28.9 決議審議会(Council on Resolutions)

決議審議会は、正規の手続で提出された決議案を電子的手段によって審議し、決定するために、毎年招集されます。決議案とは、決議審議会の意見の表明であり、規定審議会の立法案と同様に各地区・クラブおよびRI理事会から提案できます。また、決議審議会は、規定審議会の特別会合として理事会が緊急性があると判断し、正規の手続で提出した制定案を審議し、決定を行うことができます。決議審議会も規定審議会と同様に各地区からそれぞれ1名選出された代表議員の投票によって提案案件の採否が決められます。

RI理事会は、規定審議会が閉会してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会決定について、全ガバナーに通知します（RI定款第10条第6節）。

理事会に対する請願書 (Petitions to the RI Board)

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブは、RI理事会に請願書を提出することができます。請願書は、特定の事柄に関する決定を要請する、理事会への請願です。クラブのみが提出でき、クラブ例会での正規の決議を経て提出することができます。多くの場合、提出者の目的は、請願書によって、より効果的かつ速やかに達成することができます（ロータリー章典28.005. D）。

28.10 ロータリー研究会 (Rotary Institute)

ロータリー研究会はRIの元、現、ならびに次期役員を対象にしたロータリー情報提供のための会合で毎年開催されます。目的は、現・次期・元RI役員に、RIとロータリー財団の方針やプログラムに関する最新情報を提供すること、ロータリーのリーダーが、理事会に対してコメントや提案を述べる場を提供すること、現・次期・パストガバナーに、リーダーシップと奉仕を継続する意欲を与えるような親睦および参加型の学びの体験の機会を提供すること、とされています。

現在日本ではRI理事を輩出している地区がホスト地区となり、3ゾーン合同のロータリー研究会が開催されています。2010年および2011年のロータリー研究会は、当地区の近藤雅臣RI理事が招集者となり大阪で開催されました。日本で開かれるロータリー研究会にはRI会長とロータリー財団管理委員長が出席されるのが慣例になっています。

28.11 国際ロータリーの席次

RIと財団の現、元および次期役員と委員会委員ならびにそれぞれの配偶者が、RIの会合あるいは行事に出席して紹介を受ける場合、歓迎レセプションの並び順、およびRI出版物にその名前が掲載される場合に適用される席次は次の通り推奨されています。

会長（または会長代理）

元会長（前任順）

会長エレクト

会長ノミネー

副会長

財務長

理事、執行委員会委員長

そのほかの理事

管理委員長

管理委員長エレクト

副管理委員長

そのほかの管理委員

事務総長

元理事（先任順）

理事エレクト

元管理委員（先任順）

次期管理委員

理事ノミニー

元事務総長（先任順）

RIBIの会長、直前会長、副会長、名誉会計

地区ガバナー

パストガバナー（先任順）

ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージコーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーター、恒久基金／大口寄付アドバイザー

地区ガバナーエレクト

地区ガバナーノミニー

さらに必要に応じて次の席次が推奨されています。

地域およびゾーンレベルの委員会委員

ガバナー補佐

地区幹事／会計

地区委員会委員

クラブ会長

クラブ会長エレクト

クラブ副会長

クラブ幹事

クラブ会計

クラブ会場監督

その他のクラブ理事

クラブ委員会委員長

元ガバナー補佐

ロータリアン

ロータリー学友

ロータリアンの家族

ロータリーの公式行事では、役員に対し、一度だけ、席次に従って敬称で呼びかけねばなりません。ロータリアンの現職の席次は元役職より上席とします。元役職の席次は、以後役職に就く予定の人より上席とします。2つ以上の役職を保持しているロータリアンは、高い方の役職の席次に就くことになっています。配偶者を同行している場合は、同じ席次とします。

（ロータリー章典26.050.）

29. ロータリーの賞

ロータリーの賞は、クラブや地区が 奉仕活動に対して、ロータリアンやその他の人々を認証し、鼓舞、奨励の機会を提供するものです。 いろいろな賞を設けて、奉仕活動を励ます事が奨励されていますが、ここでは主なものを紹介します。

29.1 RIの賞

RIの賞はいろいろありますが以下に主なものを記載します。(ロータリー章典第43条参照)

① ロータリー賞 (会長賞)

この賞の目的は、組織の優先事項を支援する活動を遂行したロータリークラブを表彰することにあります。ロータリー賞 (会長賞) の基準は、関連するロータリー財団目標を含む戦略計画の優先事項と目標に基づくものとし、その戦略計画の期間中は一貫性を保つものとし

ます。
詳細は地区ホームページにも記載されていますので参考にしてください。

② 意義ある奉仕賞

この賞は、影響の大きいプロジェクトについてロータリークラブおよびローターアクトクラブを表彰し、重要な問題またはニーズに取り組むクラブの活動を地区で表彰するためのものです。

受賞を希望する現職のクラブ会長は、任期中に実施されたプロジェクトの概要を現職のガバナーへ検討のため送付し、概要を受領したガバナーは、プロジェクトの成果が表彰に値するか否かを判定することになります。

③ ロータリー会員増強賞

この賞は、会員増加を実証し活動についてロータリアン個人、ロータリークラブ、地区、地域、およびゾーンを表彰するものです。

また、ロータリーに25名以上の新会員を推薦した現ロータリアンまたは元ロータリアンは、新会員推薦者のためのメンバーシップ・ソサエティとして表彰することができ、推薦した新会員数に応じて、ブロンズレベル(新会員を推薦25～29人)、シルバーレベル(30～49人)、ゴールドレベル(50～74人)、プラチナレベル(75人以上)の各レベルがあります。

④ 超我の奉仕賞

この賞は、毎年、奉仕活動により人道的に影響を与えた、最大150名の傑出したロータリークラブおよびローターアクトクラブ会員を表彰することであり、毎年、1地区から選ばれる受賞者は1名限りとし、この賞は、個人につき1度のみ授与されるものです。候補者は、その人物が行ってきたロータリーの人道的奉仕のみを基に審査されるもので、一生に一度の最高の栄誉です。

⑤ 奉仕部門功労者賞

この賞は、ロータリーの五大奉仕部門における個々のロータリアンまたはローターアクターの功績を表彰するものです。

⑥ RI栄誉賞

RI栄誉賞は、国家元首を含め、表彰に値する個人に授与することができます。ロータリー年度ごとに、会長は5名までに本賞を授与することができますが、表彰に先立つ少なくとも14日前までに、本賞の受賞予定者の氏名を理事会へ報告しなければなりません。この報告から7日以内に理事が異議申し立てを行った場合、その表彰に関する審議は次の理事会会合まで保留さ

れます。

⑦ ロータリー最優秀学友会賞

ロータリー最優秀学友会賞は、学友がロータリーで果たす重要な役割について認識を高めるため、ロータリーのプログラムに長期的な影響をもたらした学友会を表彰するものです。

29.2 クラブおよび地区レベルの賞

クラブレベルや地区レベルで、いろいろな賞を設けて、立派な行いをした人を賞賛し、励ます機会を作ることが奨励されています。表彰が励みとなったり、努力目標になったりするような機会を設定することは、ロータリアンの奉仕活動において、特に青少年奉仕部門においては意義のあるプロジェクトとなります。

30. 日本のロータリーの関連団体

30.1 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構(RI Japan Youth Exchange Multi District organization: RIJYEM)

国際理解と平和の最高の推進力は、異文化を体験し自分でその違いを感じることであり、人々は国籍に関係なく、自分自身の子どもたちにとって豊かで実りある生活ができる安全で居心地の良い環境を願っていることは間違いありません。若者に、他国の人々に会い、その文化を経験して、生涯に亘る国際理解の種を心の中に植える機会を提供しているのが青少年交換プログラムです。

2000年7月1日、日本34地区で展開されている青少年交換プログラムを支援と諸課題の解決のために、ガバナー会(30.4小節参照)の中に、ガバナー会青少年交換委員会が設立されました。その後、2005年RIの通達により、青少年交換プログラムに参加する地区は法人化、賠償責任保険加入、危機管理委員会設置の3条件を満たさなければならないとのことでこれらの問題を円滑に処理するために、NPO法人国際ロータリー日本青少年交換委員会(RIJYEC: Rotary International Japan Youth Exchange Committee、<http://rijyec.org/>)を設立するに到りました。その目的は、世界中の人々に対して、留学に関しての問題点の把握、原因の究明、解決策の検討を行い、留学しやすい環境を整備し、国際交流の向上と平和に貢献することです。設立の主な趣旨は、社会奉仕の一貫としての、交換学生留学のあるべき姿、ホストファミリーとその支援団体のあるべき姿ならびに青少年交換の問題点と解決法等を研究し、広報し、地域社会の理解と協力を願い、学生に対してはそのノウハウを教授することにあります。

さらに、2017年1月にRIから「ロータリー青少年保護の手引き」が世界のガバナー宛てに配信されました。これはロータリアンに青少年の安全を考え、彼らを守るために最善を尽くす責任を課した「青少年と接する際の行動規範に関する声明」の具体的な指針となるものです。これには、RIの常設プログラムに指定されている青少年プログラムすべてが包括されています。

この「手引き」を契機にRIJYEC理事会は、34地区ガバナーの賛同と地区内クラブの了承を得て、青少年交換プログラムをRIの「多地区合同青少年交換プログラム(Multidistrict Youth Exchange Program)」として進め、加えて多地区合同組織体として法人化することにし、2018年4月にRIJYECを改編した、一般社団法人 国際ロータリー (RI)日本青少年交換多地区合同機構(RI Japan Youth Exchange Multi District organization: RIJYEM)が設立されました。(https://rijyec.org/)

30.2 ロータリーの友

1952年4月、当時の第60地区の大会が開催され、同年7月に迎える新年度(1952-53年度)から、日本のロータリーは、東日本と西日本の2地区に分割されることになりました。この大会で、日本

のロータリアンが、2地区に分割されてからも、緊密に連絡を取り合い、情報を共有化するための機関紙として、2地区共通の雑誌「ロータリーの友」を発行することが企画されました。創刊は1953年1月で、1972年1月号から、左から開けると横書き、右から開けると縦書きの現在のようになりしました。1979年7月号から、1年間の試験期間を経て、国際ロータリー公式地域雑誌となりました。公式地域雑誌の要件の一つに「新年度の7月号表紙にRI会長の写真を掲載すること」があり、1979年7月以降、RI会長の写真が掲載されています。また、創刊50周年を迎えるに当たり、紙面の一新が検討され、2002年7月号から、それまでのB5版サイズがA4変型版に変更され、カラー写真も多数取り入れられるようになりました (<https://www.rotary-no-tomo.jp/>)。

なお、クラブの各会員は、RIの機関雑誌またはRIの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌を購読しなければなりません。電子版が発行されている場合は、電子版の雑誌をインターネットで受けることもできます。同じ住所の2人のロータリアンは共同で購読することも出来ます。購読義務については世界中共通です (RI細則21.020.1.)。

また、任意団体であったロータリーの友事務所は2010年7月1日に「一般社団法人ロータリーの友事務所」へ法人化されました。

30.3 ロータリー文庫

ロータリー文庫 (<http://www.rotary-bunko.gr.jp/>) は、日本ロータリー50周年記念事業の一つとして、昭和45年(1970年)に設立された資料室です。ロータリー関係の文献や資料など約2万数千点が収集整備され、ロータリアンの皆様のご利用に備えております。東京都港区芝公園2-6-15黒龍芝公園ビル3F (TEL: 03-3433-6456、FAX: 03-3459-7506) に所在します。文献資料は自由に閲覧できます。貸出しは複数の資料を保有する場合には限られていますが、コピーサービスは受けることが出来ます。保有されている文献資料は、各クラブ事務所備付けの「資料目録」、あるいは、上記のホームページで調べることができます。

ロータリー文庫ではデータを活用し加工することが容易にできるようデジタル化を進めています。デジタル化されている資料はAdobe-reader (アクロバットリーダー) で閲覧することが出来ます。閲覧には、IDとパスワードが必要ですので、各クラブにお問い合わせください。

文庫の運営は、ロータリーの会員から徴収される一人当たり年間300円の資金により、行なわれています。

30.4 ガバナー会

日本全国34地区のガバナーが当該年度に参加する任意の集まりで、当初は、同期ガバナーの親睦会として発足しました。RIから正式に認められているものではありませんが、全国34地区のロータリー活動にかかわる問題解決に連携が必要な事項が多く見られるようになった昨今、ロータリーのいろいろな問題を議論する場として、その役割は重要になってきています。

ロータリーの要綱(目的)の見直しを検討した綱領等翻訳問題調査研究の活動はその一環として行われました。現在のガバナー事務局は、東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル4Fにあります。

30.5 プロバスクラブ

プロバスクラブ (Probus Club) は世界各地のロータリークラブがスポンサーとなって、その社会奉仕事業の一環として退職者およびセミ退職者のためにつくった親睦団体であります。社会奉仕が義務として強制されるわけではありませんが、社会奉仕団体の役割を果たしていることが多いようです。プロバス (Probus) とは Professional (専門職) のProと、Businessman (実業家) の

Busを合成した造語であるといわれていますが、ラテン語のProbus（誠実）という言葉から引用したという説もあります（ウィキペディア参照）。1960年代イギリスで誕生し、現在、全世界に4,500以上のクラブがあり、日本には103クラブ(2013年)があります。

クラブの設立はロータリークラブがスポンサーとなって行なわれますが、設立のあとは、ロータリークラブから独立したクラブであります。ただ、国際ロータリー事務総長は、それが適切と認められる場合は、現在発行されている国際ロータリー出版物を通じてプロバスクラブに関する情報をロータリークラブに提供しております（ロータリー章典37.030.5.）。

31. 国際ロータリーの公式言語

国際ロータリーの公式言語は英語です。クラブと地区にとって必要不可欠な情報に関しては、日本語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、韓国語、イタリア語、スウェーデン語、ヒンディー語の翻訳がRIから提供されます。

上記以外の言語を話すロータリアンのいる地区あるいは地区グループには、ボランティアによる地区内クラブにとって不可欠な情報の翻訳、印刷、および配布が認められています。理事会は、ボランティアによって翻訳されたこれらの出版物の印刷と配布の費用を国際ロータリーが支弁することを推奨しています（ロータリー章典 48.020.）。

32. ロータリーと政治・宗教

ロータリーの世界中の会員はさまざまな政治的見解を持つ個人であるため、ロータリーは、政治的主題に関していかなる団体活動あるいは団体としての意見の表明も行わないものとします。ロータリークラブでは政治的性格をもった事項について討議し、見解の採択をしたり、配布をしてはならないことになっています。これはロータリークラブに限らずあらゆるクラブ制度を採る団体に共通のルールであります（ロータリー章典26.020. RC定款第14条第3節）。

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題ですが、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとされています（RC定款第14条第1節）。

また、ロータリーは、あらゆる信仰、宗教、信条を持つ人びとを会員とする非宗教組織です。各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとされており、会員の性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分の制約をしてはならないこととなっています。上記信条のなかに宗教的信条も含まれており、特定の宗教に基づく主張や活動はしてはならないのです。（ロータリー章典26.030.）。

33. ロータリーの標章の使用と保護

国際ロータリー細則19.010.「RIの知的所有権の保全」には、「理事会はRIの徽章(emblem)、バッジ(badge)その他の記章(insignia)をもつばら全ロータリアンおよびローターアクターのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする」と規定されています。RI理事会は、RIの知的所有権である標章（ロータリー標章）の使用の維持、保全、保護を委ねられているのです。この責務を果たすために、RIは、商標およびサービスマークを含む（集合的に「ロータリー標章」と呼ばれる）ロータリーの知的所有権を全世界で保有、保護し、その使用を監督しています。

ロータリー標章には、「ロータリー」という語、ロータリー徽章をはじめ多くの言葉とロゴが含まれています。ロータリー標章の完全なリストは、ロータリー章典34.005.を参照して下さい。

第7章 ロータリーのこれから

34. 国際ロータリー (RI) 戦略計画 (Strategic Plan)

ロータリーがこれから先もダイナミックな組織でありつづけ、世界中の地域社会に貢献するための将来への指針となるのが、RI戦略計画です。

(1) RIは、2002-03年度から戦略計画委員会を発足させ、2004-05年度の規定審議会の議決を経て、2007年6月にRI理事会は「国際ロータリーの使命」、「国際ロータリーのビジョン」、「標語」、「中核となる価値観」ならびに具体的な実践目標である優先項目を示しました。

2009年9月に戦略計画委員会は、規定審議会によって委任された通りRI戦略計画の見直しを行い、2009年11月、RI理事会は、この戦略計画委員会の案に修正を加えた国際ロータリーの戦略計画を採択しました。この戦略計画では、活動目標を「クラブのサポートと強化」、「人道的奉仕の重点化と増加」、「公共イメージと認知度の向上」の3つの重点項目に分け、それぞれの中に機能的で柔軟性のある、具体的な活動目標を位置づけております。これらの活動目標には修正以前の戦略計画の殆どの要素が含まれています（第3章18.4小節参照）。

2010年7月1日から有効となったこの戦略計画を次に示します。

○国際ロータリーの本質

地域の人々の生活を改善したいという情熱を社会に役立つ活動に注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワーク。

○国際ロータリーの使命

私たちは、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職務および地域社会のリーダー間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進することです（ロータリー章典26.010.1.）。

○標語

超我の奉仕

○戦略的優先項目と目標

A. 中核的価値観

中核的価値観は、5つの要素からなり、組織内においてロータリアンが何を優先させ、どのような行動を取るかという指針を表すものです。これらの価値観は、RIの戦略計画において、重要な構成要素であり、組織の考え方と方向性を示す原動力となるものです。

① 親睦 (Fellowship)

親睦は、個人と個人、民族と民族や国家と国家、といったさまざまな違いを超越し、寛容の精神へと導くものであります。

② 高潔性 (Integrity)

会員は、職業、地域社会、人間関係など、すべての行動において、倫理と職業の観点から、常に高い倫理基準、公平さ、尊敬を守ることが必要です。そして、行動や結果についての説明責任を果たさなければなりません。

③ 多様性 (Diversity)

会員組織において、また活動や奉仕において、あらゆる個人職業、人種、性別、宗教、戸籍の多様性を尊重しつつ事業や専門職務の社会を反映させているクラブが、将来性のあるク

ラブであるといえます。

④ 奉仕 (Service)

ロータリーの奉仕活動とプログラムは、さらなる世界理解と平和をもたらすもの、と考えられます。奉仕は、私たちの使命の主要な要素であります。私たちは、個々のクラブの計画と行動を通じて、奉仕する者に達成感を与え、組織全体に奉仕の精神を伝えています。

⑤ リーダーシップ (Leadership)

会員は、それぞれの活動分野におけるリーダーから成る世界的な集まりです。指導力を向上させることの重要性、および会員の優れた資質としてのリーダーシップを発掘し、育む義務があります。ロータリアンは、中核的価値観を率先して実行していくリーダーです。

(ロータリー章典26.010.2.)

親睦と国際理解 (Fellowship and Global Understanding)、倫理と高潔性 (Ethics and Integrity)、多様性 (Diversity)、職業の知識とスキル、奉仕、リーダーシップ (Vocational Expertise, Service, and Leadership) など、中核となる価値観を絡めたさまざまな考え方が湧いてきます。これら五つの中核となる価値観はすべて、私たちが日常使用しているロータリーの目的 (綱領) と「四つのテスト」に反映されています。これらの価値観は、人と人との関係における高潔さを育成し、維持していくために、「奉仕の理想」を培い、実行するために私たちを鼓舞・激励してくれるものです。

B.戦略計画の16の優先項目

<クラブのサポートと強化>

- 1.クラブの刷新性と柔軟性を育てる
- 2.五大奉仕部門の全部門における調和のとれた活動を行う
- 3.会員の多様性を増進する
- 4.会員の勧誘と維持を改善する
- 5.リーダーを育成する
- 6.ロータリーを伸展させる
- 7.クラブと地区に於ける戦略計画の立案を奨励する

<人道的奉仕の重点化と増加>

- 1.ポリオを撲滅する
- 2.以下の分野における奉仕の持続性を高める
 - 青少年と青年のプログラム
 - ロータリー財団の6つの重点分野
- 3.他組織とのパートナーシップおよび協力関係を拡大する
- 4.地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを創造する

<公共イメージと認知度の向上>

- 1.イメージとブランド認知を調和させる
- 2.行動を主体とした奉仕を推進する
- 3.中核的価値観を推進する
- 4.職業奉仕を強調する
- 5.クラブにおけるネットワークづくりの機会ならびにクラブ独自の主な活動について周知を図るようクラブに奨励する

戦略計画に盛り込まれた活動の焦点は、「将来へ向けてもっと大きな夢を持とう」ということであり、そのためには地区やクラブの活性化と柔軟性が、特に必要であることが強調されています。戦略計画で、3つの大きなグループに分けられた重点項目の中に示された16の優先項目は、いずれもロータリーとして最も重要で具体的な活動目標です。勿論、この戦略計画は、ロータリー財団の2013年7月から実施された補助金制度、または、ロータリーの管理運営の効率化と一体のもので、相互に連携しながら将来への活動を継続していくことになるものです。



(2) 2013年9月に、戦略計画の評価、RIとTRF（ロータリー財団）との関係強化などのためにロータリー戦略評価委員会が設置され、翌年に実施されたアンケートを通じて戦略計画の方向性が妥当であることが確認されました。

2015年にはRIとTRFの綿密な連携を意図した合同戦略計画委員会が設置されましたが、2016年の規定審議会の決定を受けこれを発展的に解消し、RI理事4名とTRF管理委員4名からなる新たな戦略計画委員会が設置され、次期の戦略計画の策定を進めることになりました。

2017年6月にロータリーの**新ビジョン**声明が承認され、2018年6月に**2018年7月からスタートする5年間の戦略的優先項目**が承認されました。以下にこれらを記載しておきます。

<ロータリーのビジョン声明>

私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています（ロータリー章典26.010.5.）。

<行動計画>

私たちは「世界を変える行動人」として、強い目的意識を共有しています。

一世紀以上前、私たちは、人と人とのつながりを礎とする奉仕のリーダーシップという新しいモデルの先駆けとなりました。今日、このつながりは、世界に広がるネットワークとなって文化間、言語間、世代間、地域間に橋を渡し、より良い世界のビジョンを分かち合っています。

私たちは行動人として、このビジョンの実現には計画が必要であることを知っています。

今後5年間のロータリーの計画は、「より大きなインパクトをもたらす」、「参加者の基盤を広げる」、「参加者の積極的なかわりを促す」、「適応力を高める」ことです。

この計画の実現を促すことによって、より力強く効果の高いロータリーの未来を次世代のリーダーと後世の人びとに残すことができます。私たちの計画は、これまでに実証されてきたロータリーの価値観に根づいており、ロータリアンの優れた能力と活力を土台としています。

この計画は、ロータリーと世界が直面する課題を見極め、テクノロジー時代における人間同士のつながりの価値を守るものです。また、この計画を通じて世界各地で可能性が生まれ、優れたアイデアが生まれます。

この計画は、年度から年度へのビジョンの継続性をもたらし、共通目標の達成に向けた前進を可能とします。これが私たちの行動計画です。

<ロータリーの戦略的優先事項と目標>

優先項目1 「より大きなインパクトをもたらす(Increase Our Impact)」

- ・ポリオを根絶し、残された遺産を活用する
- ・ロータリーのプログラムおよびロータリーが提供する体験に焦点を当てる
- ・活動成果を挙げ、それを測る能力を高める

優先項目2 「参加者の基盤を広げる(Expand our Reach)」

- ・会員基盤と参加者の基盤を広げ、多様化する
- ・ロータリーへの新しい経路を創り出す
- ・ロータリーの開放性とアピール力を高める
- ・インパクトとブランドに対する認知を築く

優先項目3 「参加者の積極的なかわりを促す(Enhance Participant Engagement)」

- ・クラブが会員の積極的参加を促せるよう支援する
- ・価値を提供するため、参加者中心のアプローチを開発する
- ・個人的／職業的なつながりを築くための新たな機会を提供する
- ・リーダーシップ育成およびス半ル研修の機会を提供する

優先項目4 「適応力を高める(Increase our Ability to Adapt)」

- ・研究と革新、および進んでリスクを負うことへの意思を奨励する文化を築く
- ・ガバナンス、構造、プロセスを合理化する
- ・意思決定における多様な考え方を育むために、ガバナンスを見直す

(ロータリー章典26.010.3.)

なお、これらの戦略的優先事項に対する年次目標は毎年見直されます。

また、2010年から有効となった前述の戦略計画の内、3つの重点項目と16の優先項目を除く各項目は、戦略計画のベースとして受け継がれています。

参考までに、5つの中核的価値観は現在の順番が次のようになっています。

<中核的価値観>

**奉仕 (Service)、親睦 (Fellowship)、多様性 (Diversity)、高潔性 (Integrity)、
リーダーシップ (Leadership)**

私たちは今、ロータリーを取り巻く環境が大きく変わりつつあることを踏まえ、あらためてクラブの活動がロータリー活動の原点であることを再認識して、クラブの活性化を推進しなくてはなりません。地区やクラブなど、すべてのレベルでの活動を柔軟に進展させて、ロータリーの発展を期

待したいと思います。[RI戦略計画委員会委員南園義一氏（2004-06年度RI理事）執筆の「新RI戦略計画（2010-13年度）」（ロータリーの友 2010年1月号24～27頁）、および、「長期計画から戦略計画へ」（ロータリーの友 2012年1月号12～14頁）をご参照下さい]

各クラブで戦略計画を立案し、目標やビジョンに向けての進捗状況を評価する際に役立つ資料が「戦略計画立案の手引き」（41節参照）、My Rotaryの「戦略計画立案ガイド」です。これらには、クラブが目標を定め、これを達成するためのステップを立案する上で役立つワークシートや情報が収められています。

戦略計画の立案では、複数のクラブ指導者とともに、クラブ会員全員がそのプロセスに関わるのが大切です。「手引き」は、クラブが思い描く3年後のビジョンに向けて、長期目標と年次目標を立てるためにおおいに活用できるものです。

また、「手引き」は、目標とビジョンを定期的に見直し、必要に応じて戦略計画に修正を加えることの重要性も強調しています。この資料はクラブ用に作成されたものですが、地区や個人の戦略計画立案にも応用することができます。クラブの戦略計画は、地区とRIの戦略計画と調和したものとすることが奨励されています。

35. ハラスメントと青少年の保護

ロータリアンの行動規範(Rotarian Code of Conduct 2019)の第5項に「ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する。」とされています。(6.2小節参照)「ハラスメント」とは、個人またはグループを特性（年齢、民族、人種、肌の色、能力、宗教、社会・経済的地位、文化、性別、性的指向または性自認）に基づいて、言葉または身体的に、中傷、侮辱する言動、または攻撃的な言動を指すと定義されていますが、クラブ、地区、ゾーンのリーダーは、会員がそれぞれ異なる信条や価値観をもっていることを尊重しつつ、ロータリーの寛容の原則に基づき、ハラスメントのない環境に努めなければなりません。

クラブ理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならないとされていますが、その取扱いは概ね次の通りです。

クラブのレベルでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、クラブ理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとしています。

地区のレベルでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ガバナーまたはこの件のためにガバナーに任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとしています。

ゾーンのレベルでは、ロータリーの会合、行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、RI理事またはこの件のためにRI理事に任命された委員会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとしています。詳細はロータリー章典 26.120.をご覧ください。

RIは、「虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する」として、厳しく対応することとしています。その中でも次のとおり特に青少年の保護を重視しています。

35.1 青少年と接する際の行動規範に関する声明

「国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない」(ロータリー章典 2.120.1.)。

35.2 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を守るため、すべてのクラブと地区は、事務総長が設定した虐待およびハラスメントの防止と報告の要件を確実に遵守しなければなりません。

詳細はロータリー章典 2.120.2.をご覧ください。

35.3 2660地区危機管理委員会

当地区の危機管理委員会は、主に①自然災害・テロ・パンデミック等 発生時の危機管理はガバナー専任事項として、地区危機管理委員会は必要なシステムを構築する ②青少年保護のための危機管理をおこなう、ことを任務としています。

このうち、青少年保護のための危機管理については、対象を全ての青少年奉仕活動(米山奨学生・一部学友会員を含む/性別や未成年の区別なく)とし、24時間対応の緊急連絡先カード制作・配布、ロータリークラブ・ロータリアンへの啓発と研修、「青少年のためのハラスメント相談窓口」をガバナー事務所に設置・周知、青少年に対するセクハラ予防対応の手引きの作成などの活動を行っています。

ハラスメント事例が発生した場合の速やかな連絡は勿論のこと、ハラスメントに関する相談も気軽に行っていただきたいと思います。

36. 多様性・公平さ・インクルージョン(DEI)へのコミットメント

RI理事会は2018年10月に男女平等に関する公式の声明方針を研究し、推奨することを要請し、2019年1月にロータリーの、多様性、男女平等、およびインクルージョンについての方針を決定しました。その後、測定可能でかつ長期的な変化を生み出すための意義ある行動を促すDEIに関する行動計画を策定するためのタスクチームを設置し検討を重ね、2021年6月に理事会は、「2019年の声明」を見直し新たなコミットメントを採択しました。

36.1 国際ロータリーのDEIへのコミットメント

ロータリーで私たちは、持続可能な良い変化を生むために人びとが手を取り合って行動する世界というビジョンの実現には、多様性があり、公平で、インクルーシブ(包摂的)な文化を培うことが不可欠であると理解しています。

私たちは多様性を重んじ、すべての背景、年齢、民族、人種、肌の色、障害、学習スタイル、宗教、信条、社会経済的立場、文化、婚姻状況、使用言語、性別、性的指向、ジェンダー自認だけでなく、異なるアイデア、考え、価値観、信念を持つ人びとによる貢献を大切にします。

ロータリーへの入会、参加、リーダーシップの機会といった面で、歴史的に特定のグループの人びとが障壁に直面していたという点を認識し、すべての人が成功のためのリソース、機会、ネットワーク、支援への必要なアクセスを得られるよう、地域社会でのパートナーシップも含め、ロータリーのあらゆる側面で公平さを促進していくことに私たちは全力を注ぎます。

私たちは、すべての人が目に見える、または目に見えない本質的に独自の資質を備えていると信じています。また、自分が大切にされているとすべての人が感じ、帰属意識を持てるようなインクルーシブな文化を

築くことに尽力します。

高潔性というロータリーの価値観に従い、DEI(多様性、公平さ、インクルージョン)にいたる旅路において組織として自分たちがどこにいるのかを正直かつ透明性をもって見据えるとともに、これからも学び、向上し続けていくことに全力を尽くします(ロータリー章典 26.130.)。

36.2 DEI行動規範

RI理事会は、ロータリーの中核的価値観を反映した新しいDEIの行動規範を承認しました。この行動規範は、誰にとっても協力的で、前向きで、健全な環境をロータリー会員が築き、維持するのを支える枠組みとなるものです。

36.2.1行動規範

○ロータリーの中核的価値観:親睦、高潔性、多様性、奉仕、リーダーシップ

この行動規範は、ロータリーの中核的価値観を反映したものであり、ロータリアンおよびローターアクター(世界ほぼすべての国におり、100以上の異なる言語を話す会員)であることに伴う責任を説明したものである。ロータリー会員はこの規範を守り、組織の成長とともにこの規範を発展させていくことに真摯に取り組んでいる。

中核的価値観と同じく、ロータリアンとローターアクターが、互いに、そしてロータリープログラム参加者、学友、プロジェクトのパートナー、地域社会の人びとと接する際に、この行動規範を身をもって示すことが求められる。この行動規範は特に、すべてのクラブ、地区、ゾーン、国際ロータリーの会合、研修、行事をはじめ、会員がロータリーを代表するあらゆる場において、およびMy ROTARYとソーシャルメディアにおいて適用される。

○期待事項

すべてのクラブ会員、およびロータリープログラムの参加者、学友、プロジェクトのパートナー、ロータリー代表者を含む参加者は、この行動規範を遵守し、他者に配慮し、誰もが尊重され大切にされる協力的かつ前向きで健全な環境に寄与することが求められる。

①他者を尊重する言葉を使う

- ・ 初対面の人には自己紹介をし、希望する人称代名詞(he/him/his, she/her/hers, they/them/theirs)など、自分を指す際にどのような言葉が使われることを望むかを説明する。人の呼び方は、言いやすいニックネームではなく、本人が希望する名前で呼ぶ。
- ・ 大勢のグループの前で話す際には、ジェンダーの前提を避けるために、中性的な言葉を使う。
- ・ 相手への理解を深めるために、アクティブリスニング(積極的傾聴)を実践する。
- ・ 言葉の使い方を意識し、地域にあわせて順応させる。ある言葉遣いが、文化によって容認される場合もあれば、容認されない場合もある。
- ・ 文化によって翻訳不可能な俗語・隠語や慣用句の使用を避けたり、その意味を丁寧に説明したりすることで、ロータリーの多様な文化と言語を共有する。
- ・ わかりやすく話し、すべての人が理解できない可能性のある略語や専門用語は避ける。
- ・ 相手の文化的背景、信仰、性的指向、ジェンダー、その他の特性に関心がある場合には、こうした情報を共有することに抵抗がないかどうかを尋ねる。そのトピックが会話の内容と関連がない場合、尋ねるのを控える。
- ・ 世代間の対話を促す雰囲気をもたらし、人を年齢で言い表すのを避ける。

②サポートを示す

- ・ 他者の味方・擁護者となり、必要だと思われる場合には介入する心構えをもつ。

- ・ 不適切な行為を見たり聞いたりした場合、その影響を受けた人をサポートする形でその行為に対処する。
- ・ ロータリー会員としてこの行動規範を守り、これに沿った文化をクラブで築き、問題が起きた場合はこれに対処する。

③温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する

- ・ バリアフリー対策ができていない会場、同時通訳、字幕、および／または筆記、そのほかのリソースを必要に応じて提供することによって、直接対面式またはオンラインで実施するいかなる会合、行事、活動にも、すべての会員と参加者が全面的に参加できるようにする。
- ・ クラブまたはプログラムの慣習を見直し、特定のグループに対して侮辱的または排他的な活動は中止または変更する。
- ・ 温かく迎える環境をつくり、対話、プロジェクト、行事にすべての人を含める。
- ・ 可能な限り、アイコンタクト、表情、口調、個人空間、ジェスチャー、(体の)姿勢といった非言語的なコミュニケーションに注意を払い、それがいかに人と接する能力や共感する能力に影響するかを意識する。
- ・ さまざまな宗教における重要な日を認識し、それらの慣習に従っている人びとが参加できるように配慮した形で行事や活動の予定を組む。
- ・ 人の食事制限や健康上の制限について知っておく。
- ・ クラブと地区でリーダー的役割を担う機会をすべての人に開く。または、地域社会のパートナー団体と関わりあう。

④多様性を重んじる

- ・ 障害者に対するクラブでの認識、理解、受容を高める。
- ・ 一つの文化や宗教と関連する奉仕プロジェクトや行事ばかりを実施するのではなく、多様な文化や宗教の行事を祝う。
- ・ 多様性と関連する重要な日を認識し、尊重する。
- ・ 特定の人びとを固定概念にあてはめたり、からかったりすることを避ける。
- ・ 異なるジェンダーを認識し、尊重する。

○行動規範にかかわる懸念を報告する

この行動規範に反する行為があったと感じた場合、Eメールで連絡すること
(DEI.Inquiries@rotary.org)。

成人ハラスメントの問題を報告する

ロータリー章典に従い、ロータリーは現在、会合、行事、活動においてロータリアンまたはローターアクターがかかわるハラスメントの問題を報告するための以下の方針を定めている。

ロータリーは、いかなる形のハラスメントもない環境を維持することに力を注いでいる。ハラスメントとは大まかに定義すると、個人またはグループを、あらゆる特性*(年齢、民族、人種、肌の色、障害、宗教、社会経済的地位、文化、性別、性的指向、または性自認)に基づいて、言葉であれ身体的であれ、中傷、侮辱、または攻撃する言動を指す。

成人がかかわるハラスメントのいかなる申し立てについても通知を受けた場合、またはハラスメントを受けたと感じた場合、以下のステップに従うこと。

1. 身の安全が脅かされていると感じる場合は、警察に相談する。
2. クラブ役員(クラブ会長または幹事)、地区リーダー(地区ガバナーまたは地区ガバナーエレクト)、あ

るいはゾーンのリーダー(RI理事)に通知する。

3. 問題について国際ロータリーのクラブ・地区支援室(cds@rotary.org)に報告する。

4. 青少年がかかわるハラスメントまたは虐待の申し立てはすべて、72時間以内に国際ロータリーに報告(youthprotection@rotary.org)しなければならない。

* ここに挙げられた特性は、ロータリー章典第26.120.項「会合、行事、または活動におけるハラスメントのない環境」からの引用である。ロータリー章典が改訂された場合、この行動規範も改訂される(ロータリー章典26.140.)

36.2.2 クラブでDEI(多様性、公平さ、インクルージョン)を推進する方法

(my rotary ラーニングセンター資料抜粋)

- ・多様性、公平さ、インクルージョンに詳しい地元の専門家を例会に招き、卓話をしてもらう。DEIの取り組みを支援する団体とつながり、プロジェクトやイベントを共同で行う。
- ・役割を任命する際には新しい人を起用し、こうした役職に含まれることの少ない人(若い人、会員歴の短い人、学友など)にリーダー職を勧める。
- ・多様性、公平さ、インクルージョンについて対話をする。このような対話は気まずさや個人的な事柄を伴う場合があることを認めた上で、皆が学び、互いに耳を傾け、尊重する姿勢を身につける機会になるという共通の理解を築く。
- ・クラブにDEI委員会を設置し、委員を選する際には地域社会を反映させることを念頭に入れる。委員会は、地元市民とともに、学び、分かち合い、奉仕できる機会を特定する。

第8章 付録

37. ロータリーQ & A

以下には、ロータリーについて日頃よくある質問、疑問などについてお答えします。

Q. クラブの名称変更(または所在地域変更)を考えておりますが、注意点を教えてください。

A. 手続きは、RC定款第19条第2節に書かれておりますが、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会において、いつでも全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができます。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとします。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発します。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができます。

Q. クラブの会員数が減っております。何名になると終結されますか？

A. クラブが人頭分担金を支払い、例会を開く、雑誌を購読する、奉仕プロジェクトを実施するなどの機能を喪失していない限り、原則として終結になりません。ただし、会員数が6名未満となったクラブは、ガバナーの要請により、理事会がそのクラブを終結することができます。(RI細則3.020.4.)

また、20名未満のクラブはガバナーと相談の上、近隣クラブと合併することをRI理事会は奨励しています。(ロータリー章典2.010.2.)

Q. 会員の会費値下げを可能にするため、例会時の食事をやめたいと思いますが許されますか？

A. 例会での食事の提供は義務づけられておりません。

食事の必要でない時間帯の例会時間、例会前の希望者のみの食事など海外では食事がセットされていない例会は沢山あります。食事については、初期のシカゴRCで食事のために遅刻する

会員がいて、それなら例会中に食事をすれば、と始まったと言われております。

Q. 例会では必ず歌を唄わないといけませんか？

A. そうではありません。議論沸騰した1905年シカゴRCで、ハリー・ラグレスが会場を和ますためにみんなで歌おうと立ち上がったのが起源と言われ、日本では大阪RCで1923年に始まったと50年史にかかれております。楽しい習慣として日本のクラブでは定着しておりますが、ロータリーソングに限定もされていません。クラブが決めることです。

Q. 若い人をクラブ会員に迎えたいと思いますが、会費が障害になっております・・・・

A. クラブは、RC定款に基づき入会金、クラブ会費を細則で規定することになりますが、ロータリー章典で、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができとしています。さらに、クラブはこの年齢層の新会員のために地区会費を負担することができ、また地区は、地区協議会あるいは地区大会での決定により、この年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができます（ロータリー章典5.010.3.）。

Q. 名誉会員ができることと、できないことは何ですか？

A. できないことは、他クラブでは何の特権も権利もないことです。自クラブでは会費の納入を免除されますが、職業分類、投票権を持たず、役員に就くこと、会員を紹介することはできません。これ以外は他の会員と同様に扱われ、あらゆる会合に出席することができます。来賓でなく、他クラブを訪問することもできます。ただし、細則でこれに従わないルールを定めることはできません。（RC定款第8条第6節）。

また、RIの徽章（emblem）、バッジ（badge）またはその他の記章（insignia）を着用する権利を与えられます（RI定款第12条第2節）。

Q. 会員が他の奉仕団体の会員になることは可能でしょうか？

A. ロータリーと同じような奉仕クラブや地域クラブに所属することは好ましくありませんが、どうしてもという時は予め理事会の承認が必要です。

既にそれらのクラブに所属している会員が、ロータリーに入会しようとする時は、会員であることを明らかにしなければなりません。

いずれの場合もクラブにおける責務を果たすことができないと判断されると、会員身分終結の理由となります。

Q. 会員は全てのクラブをビジターとして訪問できますか？

A. ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できます。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできません。（RI細則4.080.）

Q. 他クラブの例会が開かれているはずの場所、時間に行きましたが、例会が開かれておりません。受付もなく、メイクアップカードがもらえませんでした。どうしたらいいのでしょうか？

A. クラブ幹事に、日時、場所、クラブ名を記した書面を出せばメイクアップとなります。カードは必ずしも要件ではありません [RC定款第10条第1節 (d) の (2)]

Q. クラブの出席率の計算をする際、出席免除者の扱いをどうしたらいいのでしょうか？

A. 出席免除者にはクラブ定款第9条の

①第3節 (a) 理事会の承認する正当かつ十分な理由によるもの（但し、このような出席規定の適用免除は、病気によつての欠席以外は最長12カ月までとする）

②第3節（b）一つまたはいくつかのロータリー歴と年齢の合計が85年以上で少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告したもの

③ 第4節RI役員の欠席

④ クラブ細則で特段の定めがある場合

の4種類があり出席率の計算には、①による欠席者は分母、分子共算入されず、②、③及び④に該当する会員が出席した場合、分母、分子共に算入されます。例えば、会員数50名うち、①による欠席者2名、②による該当者4名のうち3名出席、③1名で、当日の出席義務者の欠席がなければ、出席率の計算に使う会員数（A）は43（=50-2-4-1）名になり、当日の出席者は46（=43+3）名、出席率の計算に使う分母は上記のAに出席免除者の中の出席者3名を加えた46（=43+3）名となるので、出席率は100%（=100X46/46）になります。

②は本来分母にも分子にも入りませんが、出席した場合は出席をクラブの出席率に反映させようとするものです（RC定款第10条第6節）。

Q. 会員が府会議員となりました。会員資格を保持できますか？

A. 2019年までは、公職に就いている人はロータリークラブ会員にはなれない、また、会員が公職に就いた場合は、出席規定をクリアすれば会員資格を失うことはなく、職業分類は以前と同様とする旨の規定(RC定款)がありました。2019年以降この規定は廃止され公職についての制限はなくなりました。

Q. 地域の社会奉仕活動に従事する無職の方を会員に迎えましたが、職業分類は何になりますか？

A. 社会奉仕活動の種類を職業分類と致します。例えば、老人福祉などです [RC定款第9条第1節]。

Q. ロータリーの諸会合を開く時、役職者の席次で悩みますが・・・

A. 本書の28.11小節 国際ロータリーの席次をご覧ください。

Q. 国際ロータリーはロータリー創立100年にあたる2005年にポリオの撲滅宣言をして、世界へのお祝いにしたいと会員に呼びかけ、募金目標も達成できたのに夢は叶いませんでした。どうしてでしょうか？

A. ロータリーは2回の募金チャレンジを成功させ、大きな貢献をしました。果たせなかった最大の原因は、発展途上国において勃発した地域紛争や宗教上の理由によりワクチンの全域投与が出来なかったことが指摘されております。現在、活動はポリオ根絶活動と呼び方が変わりましたが、プログラム開始以来、ポリオの症例数は99%以上減少し、今日、ポリオがまだ存在する国（常在国）はアフガニスタンとパキスタンのみとなっています。その他の国々でもポリオのない状態を維持していく必要がありますが、ポリオ根絶活動を今やめてしまうと、10年間のうちに、毎年ポリオによって身体まひとなる子どもが20万人になると予測されています。ポリオ根絶はポリオが世界からなくなる日まで、引き続きロータリーの第1目標となっております。

Q. クラブの定款と細則を、新しく導入したCLPに合うように変えたいのですが・・・

A. RC定款（英語ではRotary Club Constitution）には、世界の全クラブが一様に採択し、遵守しなければならない項目が定められています。RC定款は規定審議会の議決によらなければ変更出来ませんので、各クラブが勝手に変更というわけにはいきません。但し、第2条クラブの名称および第4条クラブの所在地域はRIの承認を経て変更することが出来ます。

一方、RC細則については、RIが「推奨RC細則」という雛形を示していますが、これは強制的なものではなく、各クラブは、クラブ管理と運営上必要な条項を「推奨RC細則」を参考にし

て、クラブの裁量で定めてよいということになっています。各クラブでCLPが導入された場合、それに沿ったクラブ細則の変更が必要になります。

Q. ロータリーについての手近な参考書を教えてください。

A. まずは、「手続要覧」をお勧めします。これは、ロータリーの奉仕活動に関連する国際ロータリー(RI)の基本理念、方針や手続を網羅したもので、RIの組織規定文書である標準ロータリークラブ定款、ロータリー財団細則などが収められていて、ロータリー理解の良き手助けとなるロータリアン必携の書です。3年ごとに開かれる規定審議会の後で改訂・発行されます。

また、「ロータリー章典」はRIの全般的および細部にわたる方針の全てが掲載されている冊子で、RIの現行の方針を参照するのに役に立ちます。RI理事会と規定審議会が実施される都度、改訂されます。

さらに、RIのMy rotaryには、豊富な手引き、学習資料などが網羅されていますので是非活用ください。

手続要覧、ロータリー章典を含めてロータリーに関する参考書の主なものは、それらの大部分はインターネット(My Rotary)上で読むことが出来ます。

情報研究会(旧ロータリー情報研究会)発行の各種資料も当地区内のクラブでよく使用されています。[\(https://www.rotaryinformationgroup.jp/\)](https://www.rotaryinformationgroup.jp/)

38. ロータリーの略語

ロータリーではいろいろな略語(略称)が使われます。それらを、ロータリー用語便覧(<http://rotaryclub2650japan.org/word/>)の略語の項(<http://rotaryclub2650japan.org/word/detail.php?cate=ry>)から引用して下に示します。

AKS	(Arch C. Klumph Society)	アーチ・クランフ・ソサエティ
CMS	(Citation for Meritorious Service)	財団功労表彰状
CLE	(Concentrated Language Encounter)	語学力強化研修講座
CLP	(Club Leadership Plan)	クラブ・リーダーシッププラン
DDF	(District Designated Fund)	地区財団活動資金
DG	(District Governor)	ガバナー (Gと表示する場合もある)
DLP	(District Leadership Plan)	地区リーダーシッププラン
DRFC	(District Rotary Foundation Committee)	地区ロータリー財団委員会
DTA	(District Training Assembly)	地区研修・協議会
EPN	(End Polio Now Coodinator)	ポリオ撲滅コーディネーター
EREY	(Every Rotarian, Every Year)	「毎年あなたも100ドルを」
FVP	(Future Vision Plan)	未来の夢計画
DG	(District Governor)	ガバナー (DGと表示する場合もある)
GETS	(Governors-Elect Training Seminar)	ガバナーエレクト研修セミナー
GPEI	(Global Polio Eradication Iniative)	世界ポリオ撲滅推進活動
IA	(Interactor)	インターアクター
IAC	(Interact Club)	インターアクトクラブ
IM	(Intercity Meeting)	都市連合会
MCR	(Monthly Contribution Report)	月次寄付報告
MOU	(Memorandum of Understanding)	クラブの覚書
MPHF	(Multiple Paul Harris Fellow)	マルチプル・ポールハリス・フェロー

NIDs	(National Immunization Days)	全国予防接種日
PDG	(Past District Governor)	元ガバナー、パストガバナー (PGと表示する場合もある)
PETS	(Presidents-Elect Training Seminar)	会長エレクト研修セミナー
PF	(Permanent Fund)	恒久基金
PG	(Past Governor)	パストガバナー、元地区ガバナー (PDGと表示する場合もある)
PHF	(Paul Harris Fellow)	ポールハリス・フェロー
PP	(Polio Plus)	ポリオプラス
PPE	(Preserve Planet Earth)	われらの天体、地球の保全
PPP	(Polio Plus Partners)	ポリオプラス・パートナー
RA	(Rotaractor)	ローターアクター、ローターアクトクラブ会員
RAC	(Rotaract Club)	ローターアクトクラブ
RC*	(Rotary Club)	ロータリークラブ
RC*	(Rotary Coordinators)	ロータリーコーディネーター
RCC	(Rotary Community Corps)	ロータリー地域社会共同隊
RCP	(Rotary Code of Policies)	ロータリー章典
RF	(Rotary Fellowship)	ロータリー親睦活動
RI	(ROTARY INTERNATIONAL)	国際ロータリー
RIB	(Rotary International Bylaws)	国際ロータリー細則
RIBI	(Rotary International in Great Britain & Ireland)	グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー
RIC	(Rotary International Constitution)	国際ロータリー定款
RJYEC	(Rotary International Japan Youth Exchange Committee)	国際ロータリー日本青少年交換委員会
RPIC	(Rotary Public Image Coordinators)	ロータリー公共イメージコーディネーター
RRFC	(Regional Rotary Foundation Coordinator)	ロータリー財団地域コーディネーター
RYLA	(Rotary Youth Leadership Awards)	ロータリー青少年指導者養成プログラム
SAA	(Sergeant-at-Arms)	会場監督
SRCC	(Standard Rotary Club Constitution)	標準ロータリークラブ定款
TRF	(The Rotary Foundation)	ロータリー財団
TRFB	(The Rotary Foundation Bylaws)	ロータリー財団細則
TRFC	(The Rotary Foundation Code of Policies)	ロータリー財団章典
VTT	(Vocational Training Team)	ロータリー財団職業研修チーム
WF	(World Fund)	国際財団活動資金
WFC	(World Food Council)	世界食料評議会
YE	(Youth Exchange)	青少年交換

*日本では従来からRCをロータリークラブの略語として使用しております。本書でもそのようにしております。ロータリーコーディネーターの略語としてRCを使用する場合は誤解の起こらない配慮をしてください。

39. 一般参考文献

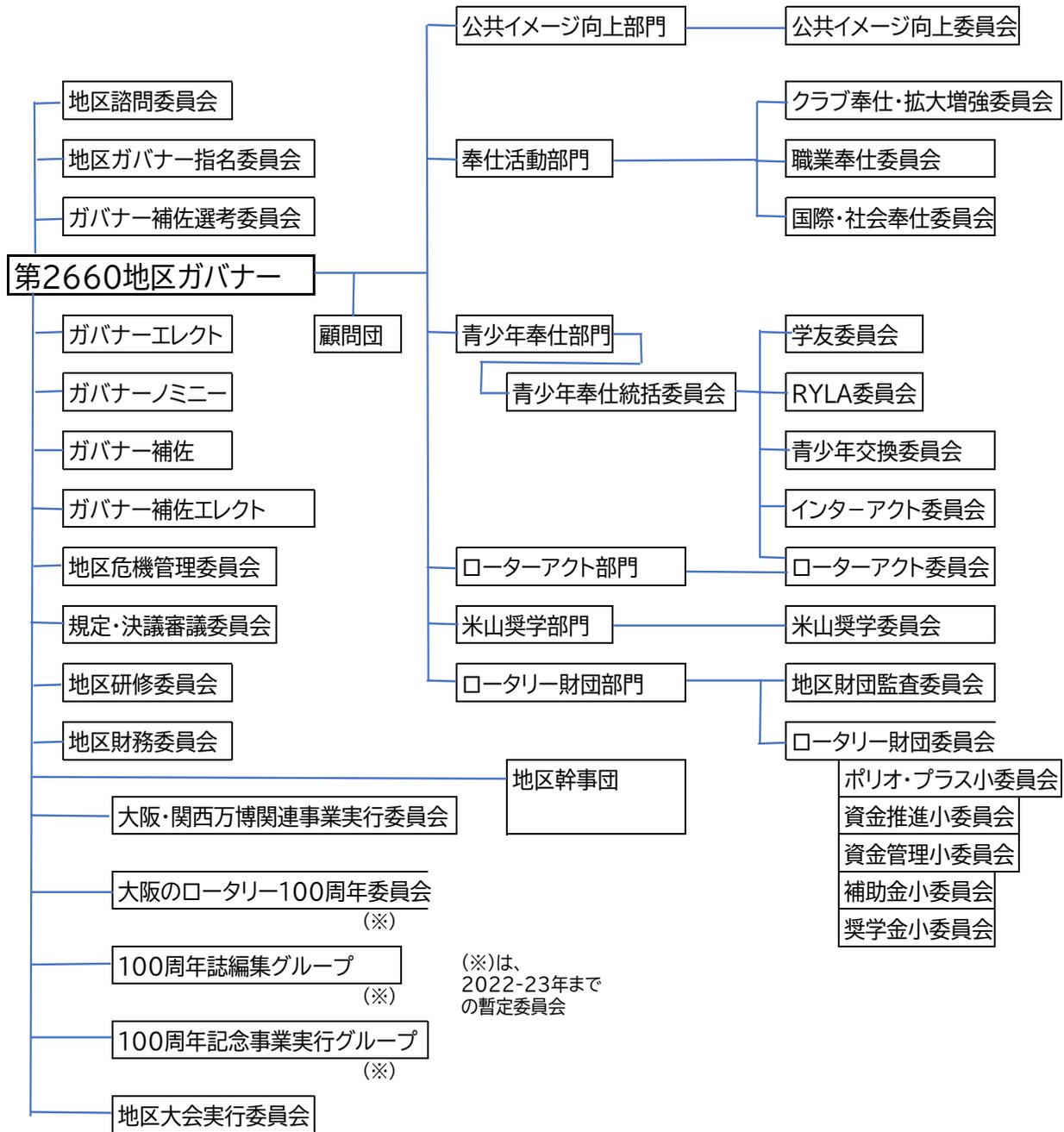
<今回の見直しでの参考資料>

1. ロータリー章典2022年10月版 (日本語)
2. ロータリー手続要覧2022年版 (日本語) および (英語)
3. 国際ロータリーホームページ(My Rotary)
(英語版) <https://www.rotary.org/myrotary/en>
(日本語) <http://www.rotary.or.jp/>

4. 国際ロータリー第2660地区ホームページ <http://www.ri2660.gr.jp/>
 5. ロータリー情報ハンドブック2020年版、これだけは知っておきたい「ロータリーの基礎」(改定11版)、(情報研究会)
- <2015年改訂版での参考資料>**
6. ロータリアン必携2004年版および2006版
 7. ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第2650地区マニュアル編集委員会
 8. ロータリー情報ハンドブック2014年版、ロータリー情報研究会
 9. 職業奉仕の心 (2008年9月1日、国際ロータリー第2660地区2008-2009年度職業奉仕委員会)
 10. ロータリーの源流 <http://www.genryu.org/>
 11. デイビット C.フォワード著、「奉仕の一世紀 国際ロータリー物語」、日本語訳監修菅野多利雄 (2003)
 12. あわじ中央ロータリークラブ「ロータリー講座」
 13. 職業奉仕のお話、国際ロータリー第2660地区2007-2008年度職業奉仕委員会
 14. 職業奉仕の真髄、国際ロータリー第2660地区2009-2010年度職業奉仕委員会
 15. 2008-09年度、産経新聞「変わるロータリー:第2660地区の胎動」全13回、
(<http://www.ri2660.gr.jp/koho/atwork/index.html>) ラジオ大阪「あなたの街のロータリアン」全13回、
(http://www.ri2660.gr.jp/koho/atwork/7.mas_syokai/mass_obc-top_list.html)
 16. 大西省司、ロータリー用語便覧2011 <http://rotaryclub2650japan.org/word/>

40. 第 2660 地区の組織図

2660地区 組織図 (2022-23年度)



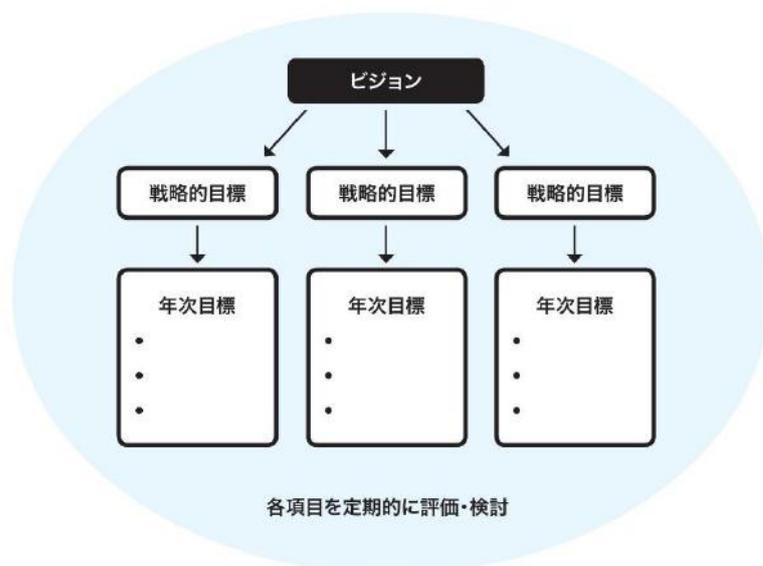
41. 戦略計画立案の手引き

(My Rotary 戦略計画立案ガイド参照)

戦略計画の立案は、ビジョンを思い描き、これに向けた目標を立てるプロセスです。これらの目標は、設定後も定期的に見直しを行い、必要に応じて軌道修正を行っていくものです。このガイドと後部のワークシートは、戦略計画立案の出発点として、クラブのニーズに合わせてカスタマイズしてご活用下さい(ガイドはクラブ用に作られたものですが、地区でもご使用いただけます)。また、ワークシートは個人で記入しても、クラブ全体として記入しても、どちらでも構いません。立案会議の進行役となる人は、このガイドとワークシートに事前に目を通し、協議事項を用意しておく必要があります。協議の際には、未来に焦点を当てた話し合い(ステップ2と3)に時間の大半を費やすようにし、クラブの現状分析にあまり時間をかけ過ぎないようにしましょう。

戦略計画を立案する際には、以下の点を考慮に入れて下さい。

- クラブの元指導者、現指導者、次期指導者が立案にかかわる。
- 幅広い見解や意見を取り入れるため、クラブ全員、またはクラブ全体を反映できるよう多様な代表者が立案に参加する。
- すべての意見を考慮に入れる。
- 公平な立場を取る進行役や少人数の進行役が、立案会議の司会を担当する。
- クラブの目標が地区目標およびRI戦略計画の優先事項と目標に沿ったものとなるよう、十分に検討する (http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/strategic_plan_ja.pdf)。
- 毎年見直しを行い、必要に応じて優先事項や年次目標を修正する



戦略計画立案の図
長期計画の立案は、まずクラブのビジョンとそれに向けた目標の設定から始まります。次に、これら各目標を達成するための年次目標を定めます。

プロセス

以下のプロセスに沿って、会員と協議しながら戦略計画を立案します。次頁以降のワークシートは、協議の結果を記録するためにご活用下さい。

1. クラブの現状はどうか

- 現在のクラブの長所と短所をすべて書き出す。
- 地域社会に存在する機会と課題（問題）を書き出す。

クラブの現状評価を行う際には「[元気なクラブづくりのために：クラブ・リーダーシッププラン](http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/245ja.pdf)」(http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/245ja.pdf)をご参照下さい。クラブが得意とする分野や改善が必要な分野を探る上で役立ちます。

2. クラブは何を目指しているのか

- 今後3～5年にクラブがなりたいと思う姿を想像し、その特徴を5～10挙げる。
- 今後3～5年のクラブのビジョン（クラブがなりたいと思う姿）を1文で表す（ビジョン声明）。この作業は、個人で行ってもよいし、グループで行ってもよい。
- 全体で話し合い、ビジョン声明を最終的な形にまとめる。このビジョン声明は、クラブ全員からの支持が得られるものとする。

3. どのように目標を達成できるか

- 以下の各点を考慮に入れながら、このビジョンの達成に向けたクラブの戦略的優先事項（strategic priorities）を定める。
 - クラブの長所と短所
 - 国際ロータリーとロータリー財団のプログラムと使命
 - 外部環境
 - 全会員の参加
 - 3～5年で達成が可能かどうか
- 全体で話し合いながら、クラブにとって最も重要な戦略的優先事項はどれかを定める。優先項目は、ビジョンに向けた取り組みにおいて最も大きな成果をもたらせるものを選ぶ。
- 各戦略的優先事項を支える年次目標を定める。
- これらの年次目標に向けた達成期日、リソース、担当者を定める。

年次目標を定める際には、[効果的なロータリークラブとなるための活動計画の指標](http://www.rotary.org/ja/document/618)

(<http://www.rotary.org/ja/document/618>)を参照し、アイデアや方策を得ることをお勧めします。

4. 目標に向けての進捗はどうか

- 戦略計画チームを結成する。このチームが定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて計画への修正を提案する。
- 計画の実施に必要なリソースを十分に配分する。
- クラブの全決定が戦略計画に沿うものとなるよう常に確認し、計画の実施に関するフィードバックを戦略計画チームに提供する。
- 毎年、クラブ全員で戦略計画（ビジョン声明、戦略的優先事項、年次目標など）を見直し、必要に応じて修正する。
- 3～5年ごとに戦略計画立案の全プロセスを繰り返し、新しい計画を立てるか、現行の計画を継続する。

戦略計画立案のワークシート

戦略計画立案の際に、このワークシートをご活用下さい。

1. クラブの現状はどうか 記入日： _____

クラブの長所

クラブの短所

--	--

地域社会に存在する機会

地域社会に存在する課題

(例：新しい会社やビジネス、増えている人口層など)

(例：経済の悪化、競合する奉仕団体など)

--	--

2. クラブは何を目指しているのか 達成期日： _____

クラブが目指す未来像の主な特徴

(例：会員数、会員維持率、地元と海外のプロジェクトのバランス、ロータリー財団への支援など)

--

ビジョン声明 地域のほかの奉仕団体と比べ、クラブを際立たせるような表現を入れる。

(例：「地域において最も国際性のある奉仕クラブとなること」「青少年の支援に地域で最も力を注いでいる奉仕クラブとなること」など)

--

3. どのように目標を達成できるか

ビジョンの実現に向けて、クラブが取り組む各目標(下線部に優先事項を記入し、各事項を達成するための年次目標をその下の表に書き入れて下さい。優先事項と年次目標の数に制限はありませんが、クラブが利用できるリソースを考慮した上で達成可能な目標に的を絞るようにしましょう)。

戦略的優先事項 1: _____

年次目標	達成期日	必要なリソース	担当する会員

戦略的優先事項 2: _____

年次目標	達成期日	必要なリソース	担当する会員

戦略的優先事項 3: _____

年次目標	達成期日	必要なリソース	担当する会員

4. 目標に向けての進捗はどうか

進捗状況を確認するためのステップ。クラブが戦略計画の進捗状況を確認するために行う項目を挙げて下さい。これには、確認の期日や周期、確認方法も含まれます(例: 毎月の定例理事会で報告する、クラブ協議会で戦略計画の見直しを行う、年次評価を行う、など)。

--

2023年の見直しを終えて

当地区の「ロータリーの心と実践」(2015年改訂版)が発刊されて、早8年余りが経過しましたが、その間にロータリーを取り巻く環境、内部の組織規程が大きく変わり、RIの各種資料もデジタル化が進められました。特に、2016年、2019年の規定審議会ではRIのルールが大きく変わり、また、手続き要覧も2016年以降、それまでの手引書的なものから規定集へと簡素化されました。

それらの変化を受け「ロータリーの心と実践」(2015年改訂版)も内容が現状と齟齬をきたしている部分が増えましたので今回見直すこととしました。内容については極力2015年改訂版の構成を尊重し最小限の修正を加えることとしましたが、昨今の状況を踏まえ国際ロータリーの方針、地区の組織と活動、クラブの組織などは内容をかなり追加しております。

近年日本のロータリークラブの会員数は、減少しており、かつ高齢化が進んでいます。クラブを魅力あるものとし、若い人の入会も増やし、クラブの活動を活性化していかなければなりません。そのためには、実効性のあるクラブの戦略計画を策定し、新会員は勿論のこと、中堅社員の研修も計画的に行ってゆくことが大切です。本冊子の内容は、膨大で多岐にわたりますのですべてを理解することは難しいと思われませんが、必要な部分を会員研修、あるいは新任役職の自己研鑽などに役立てていただけたら幸いです。

本冊子が、本当地区会員のロータリー活動に役立ち、クラブおよび地区の発展に繋がることを心から願っております。

2023年5月吉日

国際ロータリー第2660地区 研修委員会

2022-23年度委員長 山本博史

2023年改訂版の作成・編集に関与した委員・関係者は次の通りです。(敬称略、順不同)

(ガバナー) 宮里唯子(茨木西 RC、2022-23 年度)

(歴代ガバナー)

近藤 雅臣 (千里 RC、1997-1998 年度、2010-2012 年度 RI 理事)

井上 暎夫 (千里 RC2002-2003 年度)、若林 紀男 (大阪東 RC、2003-2004 年度)

神崎 茂 (大阪西 RC、2005-2006 年度)、新谷 秀一 (池田くれは RC、2007-2008 年度)

横山 守雄 (大阪中央 RC、2008-2009 年度)、松本新太郎 (八尾 RC、2010-2011 年度)

岡部 泰鑑 (大阪城南 RC、2011-2012 年度)、高島 凱夫 (大阪中之島 RC、2012-2013 年度)

福家 宏 (八尾中央 RC、2013-2014 年度)、泉 博朗 (大阪帝塚山 RC、2014-2015 年度)

立野 純三 (大阪 RC、2015-2016 年度)、松本 進也 (大阪北 RC、2016-2017 年度)

片山 勉 (大阪東 RC、2017-2018 年度)、山本 博史 (大阪南 RC、2018-2019 年度)

四宮 孝郎 (大阪西南 RC、2019-2020 年度)、簡 仁一 (茨木 RC、2020-2021 年度)

吉川 秀隆 (大阪 RC、2021-2022 年度)

(ガバナーエレクト) 延原健二(大阪大淀 RC)

(ガバナーノミニー) 大橋秀則(東大阪東 RC)

(地区代表幹事)下條泰利(大阪南 RC、2022-23 年度)

(地区研修委員 (2022-23 年度))

山本 博史(委員長、大阪南 RC)、四宮 孝郎(副委員長、大阪西南 RC)、延原 健二 (大阪大淀 RC)、大橋 秀典 (東大阪東 RC)、 新堂 博(大阪城北 RC)、中島 清治(大阪天満橋 RC)、樋口 信治(大阪 RC)、藤井 眞澄(「ロータリー心と実践」編集担当、大阪南 RC)、 清水 久博(幹事、大阪南 RC)

(国際ロータリー第2660地区ガバナー事務所職員)

五味 千秋(事務所長、大阪心斎橋RC)、杉本 亜鶴巳、井上 望美、加茂 春日、矢野 優子

編集を終えて(2015年改訂版)

当地区へDLPが導入されたあと、地区研修委員会の組織作りと職務規定の策定に少々時間を要しましたが、2007-8年度に基本的な方針が固まり、地区研修リーダー、サブリーダー、および研修委員という委員会構成でDLPが実施されることになりました。

地区研修委員会の職務については、手続き要覧で基本的な事項が明記されていますが、当地区においてはPETSや地区チーム研修セミナー、および地区研修・協議会などの地区レベルの研修セミナーは、長年、ガバナーホストクラブが主導し、実施して参りました。この従来の研修方式を、手続き要覧に示されているDLP新しい方式へ変えていく準備を経て現在の形となりました。

また、近年RIはその戦略計画の中で「会員の研修」に力を注ぐように地区およびクラブリーダーに呼びかけております。職業奉仕の強調と高潔性によるロータリーの特質を基礎として、まずは質の高いクラブ会員を増やすことが戦略計画の中で強調されました。それに応じて、大谷パストガバナーは各クラブに研修委員会、あるいはそれに準ずる委員会を設置してクラブ会員の研修を実施することを要望されました。当時の岡部ガバナーがこれを重点項目の一つに挙げて高島、福家ガバナーと引き継がれ今日に至っております。各クラブでは、是非ともこの要望に応じて会員の研修を実施するとともに、33節(2015年改定版)および38節(2015年改定版)を参考にしてクラブの戦略計画を立案し、実行に移していただきたいと存じます。

クラブレベルおよび地区レベルでの研修を実施していくためには、その教科書となる研修用の資料が必要です。当地区研修委員会では研修用冊子編集のため、畑田耕一研修委員を編集幹事として、地区研修委員会の全員が参画し、他のロータリアン、ガバナー事務所職員の協力も得て、2010年3月に「ロータリーの心と実践」の初版を作成いたしました。その後の規定審議会の制定案と決議案による変更、ならびにRIの戦略計画の更新に基づく変更を加えたのが本冊子「ロータリーの心と実践 2014年改訂版」です。今後とも本冊子を研修の資料としてご活用いただきたいと存じます。

ただ、本冊子はその内容があまりにも膨大で新入会員の研修には使いにくいというご意見も頂いておりますので、当委員会では次年度にクラブでの研修の手順を示すマニュアルの作成を予定しています。本冊子とともにお役に立てていただければ幸いです。

なお、本冊子は、今後も、三年おきに開催される規定審議会の制定案や決議案により、また、国際ロータリーの活動方針の更新などに基づいて改訂する予定です。会員の皆様のご意見やご要望を取り入れながら、版を重ねるごとに本冊子の内容が更に充実するように、当委員会としても最善の努力を続けて参ります。読者の皆様のご支援・ご協力をいただければ幸いです。

本研修用冊子が、当地区会員のロータリー活動に役立ち、クラブおよび地区の発展に繋がることを心から願っております。

2015年3月吉日

国際ロータリー第2660地区 研修委員会
2012-15年度研修リーダー 井上 暎夫

2015年改訂版の作成・編集に関与した委員は次の通りです。（敬称略、順不同）

パストガバナー

戸田 孝（八尾RC、1982-1983年度）、井上 暎夫（千里RC、2002-2003年度）、
若林 紀男（大阪東RC、2003-2004年度）、神崎 茂（大阪西RC、2005-2006年度）、
岩田 宙造（大阪南RC、2006-2007年度）、横山 守雄（大阪中央RC、2008-2009年度）、
大谷 透（大阪西南RC、2009-2010年度）、松本 新太郎（八尾RC、2010-2011年度）
岡部 泰鑑（大阪城南RC、2011-2012年度）、高島 凱夫（大阪中之島RC、2012-2013年度）
福家 宏（八尾中央RC、2013-2014年度）

ガバナー 泉 博朗（大阪帝塚山RC、2014-2015年度）

ガバナーエレクト 立野 純三（大阪RC、2014-2015年度）

ガバナーノミニ 松本 進也（大阪北RC、2014-2015年度）

地区研修委員（2009-2010年度から2014-2015年度まで）

金森 市造（くずはRC）、三木 優（大阪イブニングRC）、矢野 巖（大阪大淀RC）
北川 哲（大阪南RC）、西上 博幸（吹田江坂RC）、宮里 唯子（茨木西RC）、
畑田 耕一（編集幹事、豊中RC）、木村 芳樹（大阪南RC）、岩津 陽介（大阪御堂筋本町RC）、
鈴木 洋（八尾東RC）、泉 博朗（大阪帝塚山RC）、岡田 耕治（東大阪東RC）、
五味 千秋（大阪心斎橋RC）、磯田 郁子（大阪東淀ちゃやまちRC）、川崎 壽（大阪中央RC）、
新見 葵（大阪天王寺RC）、村橋 義晃（大阪中之島RC）

また、上記以外の方々にも、いろいろな面でご支援・ご協力を頂きました。ここにそのお名前を記して、謝意を表します。

野村 正勝（箕面中央RC）、四宮 孝郎（大阪西南RC）、池尻 誠（八尾RC）、
境 高彦（大阪城南RC）、山田 正雄（八尾中央RC）、川上 富清（大阪帝塚山RC）、
関谷 洋子（豊中RC）

（国際ロータリー第2660地区ガバナー事務所職員）

栗正 久美、杉本亜鶴巳、井上 望美、加茂 春日、船橋美紗子

（同上元職員）今井 貢二、納多寿恵子、大西 麻容、春名 志保、奥田 純子、池田 華江

(索引)

100%ポールハリス・ソサエティ クラブ, 90

100%ロータリー財団寄付, 90

1 業種 1 名, 11

1 業種 1 名, 57

1 業種 5 名, 57

35 歳未満の会員, 55, 126

ARC, 110

ARRFC, 110

CDC, 97

CLP, 29, 63, 64, 66, 67, 68

DDF, 37, 88, 90, 91, 95

DDF 申請時期, 95

DDF の繰越金, 91

DDF シェア会議, 91

DDF 使用の申請, 91

DDF の使途, 91

DEI, 122

DEI 行動規範, 123

DEI 行動規範, 123

DG, 37, 38, 87, 91, 92, 128

DLP, 64, 66, 68, 69, 73, 75, 76, 77

Doing Good in the World, 13

EMGA, 109

EPNC, 109

Every Rotarian, Every Year, 90

E クラブ, 51

FVP, 37, 41, 86, 87

GETS, 72

GG, 37, 87, 91, 93

GPEI, 97

IGF, 78

IM, 78

IM グループ, 75, 78

IM ロータリーデー, 79

Intercity Meeting, 78

MOU, 92, 94

My Rotary, 84

My Rotary の活用, 82

Object of Rotary, 16, 19, 20, 21, 105, 108

One profits most who serves best, 13, 16

Petitions to the RI Board, 111

PETS, 70, 72, 75, 79, 81, 110

PHF, 88, 89, 90

PHS, 90

PHS の入会方法, 90

RC, 109

RI, 31

RIJYEC, 114

RIJYEM, 114

RI 事務総長, 109

RI 戦略計画, 117

RI テーマ, 79, 80

RI の活動テーマ, 106

RI の収入, 105

RI の戦略計画, 108

RI の目的, 108

RI の活動テーマ, 110

RI の賞, 113

RI の戦略計画, 68

RI の役員, 70

RI 理事, 108

RI 理事会, 108

RI 理事会の任務, 108

RI 荣誉賞, 113

RI 会長, 48, 79, 86, 107

RI 会長エレクト, 105, 110

RI 会長の任務, 107

RI 会長代理, 78

RI 広報の目的, 82

RI 役員, 54, 70

RI 理事, 20, 22, 25, 26, 37, 48, 51, 54, 66, 70, 78,
108, 109, 111, 125, 128

RI 理事会, 79, 111

Rotarian, 21, 25, 83, 84

Rotary Institute, 111

ROTARY International You tube, 85

RPIC, 109, 110
 RRFC, 109
 RYLA, 42, 43, 44, 76, 79
 RYLA 委員会, 79
 SAA, 57, 58, 59
 Service, 13, 16, 26, 36, 106, 118, 120
 Service above Self, 13
 Strategic Plan, 66, 68, 117
 team RYLA, 79
 the ideal of service, 11
 TRF, 79
 UNICEF, 97
 VTT, 94
 WCS, 36, 37, 39
 WF, 38, 88, 90, 91, 95
 WHO, 97
 アーサー・フレデリック・シェルドン, 12
 アーチ・クランフ, 86, 128
 アクティングガバナー, 71
 アドボカシー担当, 97
 意義ある奉仕賞, 113
 移籍, 53
 移籍ロータリアン, 53
 井上暎夫 PDG, 109
 インクルーシブ, 122
インクルージョン, 43, 52, 53, 57, 116
 インターアクト, 42
 インターアクトクラブ, 34, 35, 42, 58
 衛星クラブ, 45, 51, 52, 54
 衛星クラブの結成, 65
 エドガー・アレン, 13
 大口寄付者, 90
 会員証, 53
 会員選考委員会, 29
 会員増強, 29, 61, 64, 70, 74, 75, 80, 82, 106
 会員増強委員会, 29, 63, 64
 会員の研修, 80
 会員の特典, 53, 56
 会員身分, 52, 54, 55, 56, 57
 会員身分の終結, 53, 54
 会計年度, 30
 会場監督, 58, 129
 会長エレクト, 62, 67
 会長エレクト研修セミナー, 70, 72, 75, 79, 81, 110
 会長賞, 113
 会長の時間, 62
 会長ノミネー, 62
 会長の役割, 61
 会費, 46, 51, 52, 54, 55, 126
 カウンセラー, 44, 45, 99
 学友, 76
 家庭集会, 60
 ガバナー, 70
 ガバナーエレクト, 71, 75, 79
 ガバナーエレクト研修セミナー, 110
 ガバナー会, 114, 115
 ガバナー月信, 85
 ガバナー公式訪問, 60, 62, 74
 ガバナー指名委員会, 71
 ガバナー主催の主な地区行事, 78
 ガバナーの責務, 70
 ガバナーノミネー, 71, 72
 ガバナーノミネー・デジグネット, 71
 ガバナーノミネーの資格条件, 72
 ガバナーノミネーの責務, 72
 ガバナーの資格条件, 70
 ガバナー補佐, 60, 69, 72, 73, 75, 81
 ガバナー補佐エレクト, 60, 74, 79
 ガバナー補佐制度, 60, 73
 ガバナー補佐のクラブ訪問, 60
 ガバナー補佐の資格条件, 74
 ガバナー補佐の任務, 74
 ガバナー補佐ノミネー, 74
 環境, 87
 環境保全, 34, 35
 徽章, 45, 52, 56, 116, 117
 記章, 45
 記章, 52
 記章, 56
 記章, 116

規定情報委員会, 29
 規定審議会, 13, 18, 53, 58, 70, 105, 110, 111, 128
 寄付・認証の手引き, 90
 寄付金の税法上の優遇措置, 103
 寄付認証, 104
 寄附認証, 89
 寄付履歴の照会, 90
 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き, 122
教育活動, 41
 教育的プログラム, 87
 協同奉仕, 34, 35
 クラブ・リーダーシッププラン, 63, 66, 69, 72
 クラブアセンブリー, 60
 クラブ委員会委員長, 67
 クラブ運営の柔軟性, 50
 クラブ会長, 34, 60, 61, 62, 64, 67, 72, 74, 77, 80, 81, 124
 クラブ会長の役割と責務, 79
 クラブ会報・雑誌委員会, 29
 クラブが行う奉仕活動, 16, 22, 27
 クラブ幹事, 53, 54, 58, 62, 71
 クラブ協議会, 60
 クラブ研修委員会, 60, 65
 クラブ研修リーダー, 80, 81
 クラブ広報, 83
 クラブ資格認定, 92
 クラブ指導者育成セミナー, 81
 クラブ情報集会, 60
 クラブ戦略計画委員会, 63
 クラブで DEI を推進する方法, 125
 クラブ定款, 20, 22, 28, 42, 51, 52, 53, 55, 59, 67
クラブと地区の社会奉仕活動への参加, 34
 クラブの委員会と地区委員会との整合性, 64
 クラブの拡大, 64, 65
 クラブの活動, 22, 60, 63, 68, 74, 83, 84, 113, 120
 クラブの合併, 65
 クラブの研修プラン, 80
 クラブの広報, 82
 クラブの戦略計画, 63, 66, 68, 81, 121
 クラブの長期計画, 29
 クラブの認証, 90
 クラブの名称変更, 125
 クラブの目的, 60
 クラブの理事会, 53
 クラブフォーラム, 59
 クラブ奉仕, 18, 22, 28, 29, 59, 75
 クラブ役員, 61
 クラブ理事会, 61, 77
 クラブ例会, 52, 54, 58, 59, 62
 グローバル補助金, 37, 41, 46, 87, 88, 91, 93, 98
 グローバル補助金事業報告書, 95
 グローバル補助金申請方法, 95
 グローバル補助金の予算, 95
 経口ポリオワクチン, 96
 決議 23-34, 12, 13, 14, 16, 18, 27, 29, 32, 33
 決議 26-6, 30
 決議 36-15, 30
 決議 64-43, 30
 決議 66-49, 30
 決議 92-286, 29, 33
 決議審議会, 111
 研修委員会, 29, 75, 77, 78, 80, 81
 研修リーダー, 61, 69, 77, 79, 80, 82
源流の会, 85
 公益財団法人ロータリー日本財団, 89, 103
 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付, 103
 効果的な職業奉仕, 26
 恒久基金, 88
 恒久基金／大口寄付アドバイザー, 109
 恒久基金寄付, 89, 90
 公共イメージ向上委員会, 65, 75
 公共イメージ向上セミナー, 80
 高潔性, 117, 120, 123
行動計画, 119
 合同地区委員会, 75
公平さ, 43, 52, 53, 57, 116, 122
 広報, 18, 30, 31, 47, 65, 80, 82, 83, 84
 広報委員会, 29
 綱領, 11, 12, 16

綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針, 14,
18, 29
高齢者への援助, 35
コーディネーター, 109, 129
国際協議会, 58, 70, 72, 79, 83, 106, 110
国際財団活動資金, 38, 88, 90, 91
国際大会, 13, 16, 41, 56, 58, 71, 73, 75, 78, 86, 108,
110
国際的な会合, 36, 41
国際奉仕, 13, 18, 22, 23, 24, 28, 35, 36, 37, 39, 42,
46, 59, 75, 86
国際奉仕委員会, 63
国際理解, 21, 22, 35, 36, 38, 40, 43
国際ロータリー, 12, 14, 15, 16, 19, 20, 33, 35, 36,
37, 45, 51, 53, 55, 56, 57, 63, 71, 72, 73, 83, 86,
87, 103, 105, 125
国際ロータリー会長, 47
国際ロータリークラブ連合会, 19
国際ロータリー公式地域雑誌, 115
国際ロータリー細則, 108
国際ロータリー戦略計画, 37
国際ロータリー定款, 20
国際ロータリー特別月間, 106
国際ロータリー日本青少年交換委員会, 114
国際ロータリーのウェブサイト, 84
国際ロータリーの活動テーマ, 105
国際ロータリーの公式言語, 116
国際ロータリーの広報, 83
国際ロータリーの使命, 117
国際ロータリーの席次, 111, 127
国際ロータリーの戦略計画, 117
国際ロータリーの組織, 105
国際ロータリーのビジョン, 117
国際ロータリーの本質, 117
国際ロータリーの目的, 86, 105
国際ロータリーの役員, 107
国際ロータリーへの加盟, 50
国連児童基金, 97
五大奉仕, 18, 21, 22, 28, 48, 52, 59, 64, 68
五大奉仕部門, 61

サービスの概念, 27
財団管理委員会, 86
財団管理委員長, 86
財団補助金申請ハンドブック, 92
財団補助金プログラム, 39, 91, 98
参加者の基盤を広げる, 120
参加者の積極的なかわりを促す, 120
シェアシステム, 87
シェアシステム, 90
シェアシステム, 91
ジェニファー E. ジョーンズ, 57
シェルドン, 13, 14, 19
資格認定のプロセス, 92
識字率向上, 87
持続可能性, 37, 94
四大奉仕, 18, 22
疾病予防と治療, 87
姉妹クラブ, 38, 39, 41
諮問委員会, 73
社会奉仕, 16, 22, 23, 24, 29, 34, 46, 59
社会奉仕委員会, 63, 86
社会奉仕に関する 1923 年の声明, 16, 18, 30, 32
社会奉仕に関する 1992 年の声明, 33
社会奉仕に関するロータリーの方針, 16, 30
社会奉仕の基本原則, 33
社会奉仕の事例, 35
重点分野, 37, 87, 93, 94, 118
出席委員会, 29
出席の意義, 27
出席の補填, 58
出席免除, 54, 58, 126
出席率, 54, 55, 58, 126, 127
出版とウェブサイト, 84
授与と受諾の条件, 87
奨学金, 41, 88, 91, 93, 95, 101, 102
奨学金プログラム, 101
情報集会, 60
職業研修, 91, 94
職業研修制度, 41
職業宣言, 25, 49

職業的プログラム, 87
 職業は社会に奉仕する手段, 12
 職業分類, 11, 51, 52, 53, 56, 57, 64, 67, 126, 127
 職業分類委員会, 29
 職業奉仕, 16, 22, 59
 職業奉仕委員会, 63
 職業奉仕に関する声明, 26
 職業奉仕のお話, 50
 職業奉仕の基盤, 11
 職業奉仕の現場, 26
 職業奉仕の理念, 13, 24, 47, 48
 職業倫理, 13, 19, 27, 57
 職場体験学習, 24, 27, 28
 女性会員, 56
 新クラブの結成, 64, 65
 真実とは, 49, 50
人道的国際奉仕活動, 37, 86
 人道的国際奉仕プログラム, 91
 人道的プログラム, 87
 人道的プロジェクト, 93
 人道的補助金プログラム, 37
 人頭分担金, 45, 51, 53, 105
 真の奉仕, 38
新ビジョン声明, 119
 親睦, 13, 19, 21, 23, 32, 35, 38, 57, 58, 59, 60, 67,
 78, 106, 117, 120
 親睦友好委員会, 29
 正会員, 51, 52
 正会員の義務, 55
 成果のモニタリングと評価, 94
 政治・宗教, 116
 青少年交換, 41, 42, 44, 76, 83
 青少年交換プログラム, 114
 青少年と接する際の行動規範に関する声明, 42, 114,
 122
 青少年奉仕, 18, 22, 23, 28, 42, 43, 59, 76, 114
 青少年奉仕委員会, 63
 税制上の優遇措置, 101
 世界社会奉仕活動, 36
 世界でよいことをしよう, 86
世界ネットワーク活動グループ, 41
 世界保健機関, 97
 世界ポリオ根絶推進活動, 97
 世話クラブ, 99, 101
 世話クラブカウンセラー, 99
 セントルイス大会, 29
 全米ロータリークラブ連合会, 13, 19
 戦略計画, 65, 68, 69, 81, 89, 117, 118, 119, 120, 132
 戦略計画委員会, 117, 119
 戦略計画立案, 132
 戦略計画立案ガイド, 121
戦略的優先項目, 119
 第 2660 地区 DDF 授与額と要件, 95
 大規模プログラム補助金, 88
 卓話, 27, 57, 59
 多地区合同 PETS, 82
 多地区合同活動, 99
 田中作次, 20, 107
 多様性, 43, 52, 53, 57, 67, 68, 75, 116, 117, 120,
 122, 124
 多様性・公平さ・インクルージョン(DEI)へのコミッ
 トメント, 122
 短期交換プログラム, 44
 地域社会の経済発展, 87
 地域発展, 34, 35
 地域リーダー, 109
 地区委員会, 64, 68, 69, 72, 73, 75, 76, 77, 78, 79, 81,
 85
 地区会員増強セミナー, 80, 81
 地区ガバナー, 109
 地区から財団への特別寄付金, 91
 地区危機管理委員会, 122
 地区行事, 74
 地区研修・協議会, 55, 67, 70, 72, 75, 79, 80, 81, 110
 地区研修委員, 78
 地区研修行事, 79
 地区研修サブリーダー, 77
 地区研修リーダー, 79
 地区公共イメージ向上委員会, 84
 地区顧問団, 73

地区財団活動資金, 88, 90, 91
 地区大会, 47, 55, 58, 61, 70, 71, 72, 73, 75, 78, 103
 地区チーム研修セミナー, 72, 75, 79, 110
 地区の活動, 60, 68
 地区の規模, 78
 地区の行事, 72, 78
 地区補助金, 37, 38, 41, 87, 88, 91, 92, 98
 地区補助金申請書, 93
 地区補助金ハンドブック, 87
 地区リーダーシッププラン, 68, 72
 地区ローターアクト指導者育成セミナー, 81
 地区ローターアクト委員会, 46
 地区ローターアクト代表, 47
 地区ロータリー財団セミナー, 75, 80, 81
 地区ロータリー財団補助金管理セミナー, 80
 中核となる価値観, 117, 118
 超我の奉仕, 13, 14, 16, 17, 30, 32, 34, 39, 46, 117
 超我の奉仕賞, 113
 長期計画, 68, 79, 80
 長期交換プログラム, 44
 直前会長, 62, 67
 ツインクラブ, 41
 定款細則委員会, 110
 テイラー, 48
適応力を高める, 120
 手続要覧, 16, 30, 34, 36, 128
 出前授業, 24, 27, 28
 デュアルテ・ロータリークラブ, 56
 東ヶ崎潔, 107
 道徳的能力, 23, 27
 道徳律, 24, 25
 特定公益増進法人, 89, 103, 104
 特別寄付金, 99, 100
 都市連合会, 78
 ニーズを満たす行為, 12
 ニコニコ箱, 57, 59
 日韓親善会議, 42
 日台親善会議, 42
 日本最大の民間奨学事業, 99
 日本青少年交換多地区合同機構, 114
 日本のロータリーの関連団体, 114
 入会金, 52, 53, 55
 人間尊重, 34, 35
 認証, 89
 年次基金, 88
 年次基金寄付, 89, 90
 年次総会, 59
 ハーバート・テイラー, 47
 ハーバート・テイラー, 48
 パイロット地区, 86
 パストガバナー, 73
 パストガバナーの支援, 73
 バッジ, 52, 56
ハラスメント, 25, 121
 標準インターアクトクラブ定款, 43
 標準ロータリーアクトクラブ定款, 46
 表彰制度, 100
 ビル&メリнда・ゲイツ財団, 89, 97
 ビル&メリнда・ゲイツ財団, 96
 比例分担金, 53
 副ガバナー, 71
 普通寄付金, 99, 100
 プログラム委員会, 29
 プロバスクラブ, 115
 米国疾病対策センター, 97
 平和構築と紛争予防, 87
 ベネファクター, 89
 ベネファクター, 90
 ベンジャミン・フランク・コリンズ, 13
奉仕, 118
 奉仕の心, 21, 23, 32, 47
 奉仕の実践, 13, 21, 29, 32, 33, 58
 奉仕の哲学, 13, 14, 16, 17, 21, 30
 奉仕の理想, 11, 12, 14, 20, 26, 27, 35, 56, 118
 奉仕の理念, 11, 20, 32, 34
 奉仕の理論, 14, 15, 17, 30, 31
 奉仕部門功労者賞, 113
 法人からの寄付, 104
 法人寄付, 104
 ポールハリス, 11, 59, 82

ポールハリス・ソサエティ, 90
ポールハリス・フェロー, 88, 89
母子の健康, 87
補助金管理セミナー, 72, 94
補助金センター, 95
補助金の授与, 95
補助金ハンドブック, 92
補助金プログラム, 80, 87
補助金利用の要件, 94
ポリオ根絶コーディネーター, 109
ポリオ根絶の現況, 96
ポリオプラス, 37, 83, 87, 89, 91, 96, 97
ポリオプラス・ソサエティ, 90
ポリオプラス・パートナー, 96
ポリオプラス基金寄付, 89, 90
マーガレット・チャン, 97
マッチンググラント, 37, 38, 86
マルチプル・ポールハリス・フェロー, 90
水と衛生, 87
南園義一, 121
未来の夢計画, 37, 86, 87, 128
向笠廣次, 107
名誉会員, 51, 52, 126
メイクアップ, 51, 52, 54, 55, 58
メジャードナー, 90
メンバーシップ・ソサエティ, 113
最もよく仲間に奉仕する者、最も多く報いられる, 13
最もよく奉仕する者、最も多く報いられる, 14, 16,
17, 30, 32
元ロータリアン, 53
薬物濫用防止, 35
遺言による特別寄付, 104
友好クラブ, 41
四つのテスト, 24, 47, 48, 49, 50, 54, 81, 118
米山梅吉, 11, 13, 59, 99
米山学友会, 101
米山記念奨学会, 85, 99
米山記念奨学会への寄付, 104
米山記念奨学事業の財源, 99
米山奨学委員会, 63
米山奨学部門, 68
より大きなインパクトをもたらす, 120
よろず相談, 27, 28
ライラ, 43
リーダーシップ, 118
リーダーを育成, 61
理事会に対する請願書, 111
理事会メンバー, 61
倫理訓, 23
例会, 59
例会出席, 13, 21, 27, 58
例会出席の義務, 55
例会場, 55, 57
ローターアクター, 45, 46
ローターアクトクラブ, 34, 35, 42, 43, 45, 46, 47, 50,
51, 52, 58, 70, 88
ローターアクトクラブ定款, 51
ロータリアン行動グループ, 41
ロータリアンの行動規範, 23, 24, 25, 48, 121
ロータリアンの職業宣言, 25
ロータリアンの責務, 42
ロータリー会員増強賞, 113
ロータリークラブ, 51, 59
[ロータリークラブ・セントラル](#), 74
ロータリークラブ会員, 52, 54
ロータリークラブの責務, 35
ロータリークラブの目的, 33
ロータリー研究会, 111
ロータリー公共イメージコーディネーター, 109
ロータリー公共イメージコーディネーター補佐, 110
ロータリー広報プログラム, 82
ロータリーコーディネーター, 109
ロータリーコーディネーターチーム, 110
ロータリーコーディネーター補佐, 110
ロータリー災害救援補助金, 97
ロータリー財団, 13, 37, 39, 41, 51, 68, 70, 72, 75,
77, 80, 83, 85, 86, 87, 88, 89, 92, 98
ロータリー財団 100 周年, 88
ロータリー財団委員会, 63, 86
ロータリー財団管理委員会, 86, 91

ロータリー財団地域コーディネーター, 109
ロータリー財団地域コーディネーター補佐, 110
ロータリー財団の運営・管理, 86
ロータリー財団の財源, 88
ロータリー財団の予算体系, 90
ロータリー財団の歴史, 86
ロータリー財団を支援, 61
ロータリー最優秀学友会賞, 114
ロータリー賞, 113
ロータリー親睦活動グループ, 41
ロータリー青少年指導者養成プログラム, 43, 79
ロータリー青少年保護の手引き, 114
ロータリー世界平和フェロー, 91
ロータリー戦略評価委員会, 119
ロータリー日本財団の税法上の優遇措置, 103
ロータリー日本財団への寄付, 104
ロータリーの2億ドルのチャレンジ, 96
ロータリーのウェブサイト, 44
ロータリーの広報, 82
ロータリーの綱領, 19, 20
ロータリーの賞, 113
ロータリーの親睦, 11
ロータリーの戦略的優先事項, 120
ロータリーの誕生, 11
ロータリーの中核的価値観, 123
ロータリーの友, 20, 48, 55, 83, 84, 85, 102, 105,
114, 115
ロータリーの友事務所, 115
ロータリーの標語, 12, 13
ロータリーの標章, 116
ロータリーの目的, 11, 12, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23,
26, 31, 33, 34, 48, 53, 55, 61, 70, 82, 84, 105, 108,
109, 118
ロータリーの略語, 128
ロータリーパパ制度, 43
ロータリー文庫, 85, 115
ロータリー平和センター, 41, 87, 88, 91, 96
ロータリー平和センタープログラム, 95
ロータリー平和フェロー, 96
ロータリー平和フェローシップ, 96
ロータリー友情交換, 39, 40, 42, 76
ロータリー米山記念奨学会の資料, 102
ロータリー倫理訓, 24, 25
炉辺会合, 60
公式訪問, 70